



始



商學博士 小林行昌著



增訂
內外商業政策

上卷

東京 丸善株式會社



380-18/1

第六版の序

本書は昭和三年と同七年の兩回に亘り、多少の改描増補を加へたのであるが、其後不正競争防止法の如く、新に法規の制定を見たものがあり、亦組合に關する法律の改正もあつた上、種々の方面に統制氣分の醸生を見ることゝなつた。最近に於ける内閣審議會や内閣調査局の出現の如きは其代表的のものであるが、經濟政策の根本主義中に、經濟上の統制を舒説する必要があるから、今回第一編第二章に之を添附した。

重要産業統制の現状、竝に輸出組合及工業組合の趨勢は現時の須知事項であり、商店法案や百貨店法案も亦要旨を述べるを必要とし、米價其他價格公定の是非も重要問題である。商工會議所法規の部分的改正、内外の物價及國際貸借の最近の變化等も改訂の要目であつて、附録の貿易統計も亦昨年度の分に改めた。

取引所は商業經濟中の一要目ではあるが、之に關しては坊間専門の良著が少くないのと、教壇では獨立の學科として教授されるのが普通であるから、暫く之を削除して、其紙頁を他の部分の補訂に充當することにした。

然し匆卒の剪裁であるから、尙ほ幾多不充分の憾がないではない。従てそれ等は他日再び改版する時機を待て整理したいと思ふ。

昭和十年六月上浣

著者識

再訂の序

昭和三年十二月、一度本書を改訂したが、其後更に經濟事實の變化や法規の改正やがあり、統計も亦陳腐となつたものゝある上、舊版中誤植を發見した所も尠くないので、今回再び改描増補を加へることにした。即ち第一編第二章の根本主義中、學說の變遷は他の學科、例へば經濟學史に譲ることゝし、第二編第二章に於ては、組合と株式會社並に「カルテル」の一部を補足し、重要産業統制法も批判した。株式會社は主として法制審議會の議了した商法改正要綱に據り、尙ほ米國の無額面株などを加へた。商業使用人の項に於ては、最近改正の英國商店法に依て加除し、且我邦の商店法案を加へた。第三章中不正競争の取締は獨逸と米國の立法を加へ、第四章にあつては、小賣商人と百貨店並に連鎖店を補説し、市價公定策としての率勢米價を論じ、取引所の

章に於ては銘柄別清算取引を説明した。統計を改め若くは追加したものは、(一)東京の小賣商、(二)英國の購買組合、(三)百貨店、(四)取引所、(五)商工會議所、(六)物價と賃銀、就中歐米諸國の重要價格(七)日本及諸外國の國際貸借などであつて、卷末の附録として最近の本邦輸出入統計表を添附したのは、貿易理論の一資料に供する微意に外ならぬ。

昭和七年六月

著者識

改訂の序

本書を刊行してより僅々數年に過ぎざるに、内外の經濟狀態と其思潮竝に制度の中變化を生じたるものあり、尙ほ舊著に於て論述すべくして之を後日に委せる項目ありたるを以て、改版を機として是等を訂正補足し、且つ舊著の誤謬を正し、統計事實の古きを改むること、爲せり。前者は例へば内外の物價、國際貸借、爲替の安定、國際聯盟の業績、新自由主義の擡頭、特殊貿易組合法の制定、株式會社の改善案、商業使用人問題の再燃、不正競争防止法案、中央卸賣市場法の制定、百貨店對抗策と其課稅案、内外に於ける月賦販賣の流行、取引所法の改正等にして、全然新に起草したるは「商工會議所」及「商業教育論」の二章、竝に「卸賣市場論」の三編なり。

舊著第三編第二章「外國貿易の統計」は、當時經濟統計に關する著書乏しかりし爲め、便宜上之を加へたれども、上卷の紙頁餘りに増加せると、爾來統計學の好著も上梓せられたるを以て、之が要旨を下卷に添附するに止むること、爲せり。而して下卷は既に項目の大要を公にし、引續き發刊

するの企圖なりしも、上巻の出版後幾干もなく大震火災の厄に遇ひ、其他の拙著と共に總て新にするの必要ありたるを以て、往再遲滯遂に今日に及ぶことゝ爲れり。然れども近き將來に於て必ず之を刊行し、以て怠慢の罪を浩湖に謝せんとす。讀者乞ふ之を諒とせられんことを。

昭和三年十二月

著者識

初版の序

歐洲大戰は世界各國の經濟事情を一變せしめ、尨大なる負債に苦しみつゝ、尙ほ物質に缺乏する、獨、佛、露、伊の如きもあれば、又米、加、南米、日、印諸國の如く、生産過剰に陥りて、物と資金との堆積に悩むものあり、英國も亦自他の爲めに米國に負ふ金額頗る多くして、而も輸出意の如くならず、歐洲諸國は舉て通貨の下落、爲替相場の變動に怯へ、或は米國、濠洲の如く海運法を制定し、又英米の如く貿易金融機關を創設保護し、各國共に他國の廉賣に備ふると同時に、各關稅率を高めて、以て國內産業の保護若くは國庫收入の増加を圖り、或は特惠稅率を設けて母子國間の貿易に便し、英國の如き自由貿易主義の國すら、漸く保護關稅を設けんとするに至り、國際聯盟や「テル、ミュンヘン」案や、勞働會議や、將又軍縮協定やは、大に國際主義的氣分の濃厚なるべきを示す其一方に、關稅の障壁や、英佛の乖離や、米國の横暴やは、國家的、帝國主義的政策の隱然動かし難きを語らんとす、加ふるに従來夢想の如く考へられたる社會主義的國體は、戰禍の苦患に耐へかねて、端なく露獨の兩國に實現せられ、英、佛、西の諸國共に、此主義の運動益著しきものがあるが如し。

我邦の如きも、戰時及び戰後に於ける事業界の殷盛は、經濟常則の示すが如く、倏忽恐慌と爲り、

沈滞を招き、輸出は益減退して、入超は年と共に加はり、失業續出して、工業労働問題益險惡を加ふると同時に、各地の小作人は聯合して、地主に對し頑強に拮抗し、一般物價の低落は遅々として生活の不安尙ほ止まず、思想問題は内政問題と交錯して内益多事ならんとする其上に、外に在つては華府會議の四國協定は成れるも、山東問題は尙ほ決せずして、動もすれば支那の不買同盟に威嚇せられ、其關稅改訂は我邦の輸出に障礙を與ふること少からず、近く開催せらるべき國際經濟會議の結果如何は、歐米の貸借、爲替、離合を左右し、延ひて我邦の貿易にも影響する所尠少なからず、我政府は大正九年に於て、或は染料其他の化學工業品、並に製鐵保護の爲めに關稅を高め、昨年十年不當廉賣防遏の法文を加へたりと雖も、通商條約の一部は既に期限を經過し、或は近く満了せんとして、其改訂は焦眉の急に迫り、内外多事なること、蓋現今の如きは稀なるべし。

此秋に當りて商業政策論を公にす、其任頗る重く、論究すべき方面も亦著しく廣汎なるのみならず、各題目共に、孰れも精緻の研究を要し、忽卒筆を採るに躊躇するもの少からず、唯著者が自ら揣らず、敢て本書を公にするに至りたるは、數年來早稻田大學に在りて、商業政策の講座を擔任し、稍其資料を蒐集することを得、且つ同大學講義録中於て「關稅論」と題し、對外商業政策中の重要部分を説き、又最近對内商業政策を連載したると、學生が煩勞なる口授筆記に代ゆるに「シラバス」を以てせんことを乞へること一再ならざると、偶書肆の要請切りなりし爲めに、時代の要

求は、舊稿關稅論の如きも、亦全然改竄するの必要を感じ、茲に是等を綜合改描して剗闕に附することゝ爲せり、説く所は固より各題目の要領に止り、單に學生に對する講義案に過ぎずと雖も、一は以て斯方面に指を染むる同學者に對し、多少の資料を供せんとするに在り、蓋し我邦に於ける商業政策に關する著書は、最近極めて少く、殊に内國商政に關し、又大戰以後の國際商政に交渉するもの、殆んど之あるを聞かざるが所以也。

本書述ぶる所の經濟政策の主義は、説いて審かならざるものあり、又對内商業政策の中、通貨、銀行政策、若くは租稅政策の如く、説くべくして省きたるものあるは、是等は各専門の著書に詳説せらるゝもの多きに因る、又商業會議所、商業教育、或は産業國營又は專賣の如きは、之を後日の補足に俟ち、主として刻下の重要問題に觸ることゝ爲せり、尙ほ對外商業政策中に、外國貿易の理論を加へたるは、獨逸式經濟學の流行と共に、我邦に於ては、近年此種の研究が比較的閑却せられ、而も研鑽に値すべき事項少なからざる爲めに、對外商政中の重要部分たる政策論を後編に分ちたるは、論述すべき問題頗る多きと、出版の便宜とに出づ、著者は特に此部分に力を注がんことを期する者也、終に臨み、早稻田大學研究生阿部洋平君が、懇切なる校正の勞を採られたるを感謝す。

目次

第一編 總論

第一章 緒說

第一節 商業政策の範圍

一、商業政策の意義——二、政策の主體——三、商業政策の領域

第二節 商業の本質

一、商業の性質——二、商業と營利——三、商業と工業——四、商人排除說——〔註〕學者の商業觀

第二章 商業政策の根本主義

第一節 自由放任主義

一、自由放任——二、自由の利益——三、自由の弊害——四、自由放任の程度

第二節 國家干涉主義

一、國家本位說——二、國家干涉の反對說

第三節 政策の標準

—

一

五

五

五

三

六

一、主義の差異——二、國家干渉の程度——三、新自由主義——四、集團主義——五、國家主義と國際主義

第四節 經濟統制と計畫經濟

第一項 經濟統制

一、經濟統制の意義及範圍——二、用語——三、經濟統制の功罪

第二項 計畫經濟

一、計畫經濟の形式——二、經濟統制の批判——三、計畫經濟の批判

○ 第二編 對内商業政策

第一章 對内商業政策と對外商業政策

第一節 内國商業干渉の沿革

一、我邦の現状と沿革——二、外國の沿革

第二節 對内商業政策の主義

第三節 對内商業政策の範圍

一、範圍の廣狹——二、本編の要項

第二章 對商人政策

○ 第一節 個人經營

第二節 組合政策

一、緒説——二、重要物産同業組合——三、輸出組合——四、工業組合——五、商業組合

第三節 會社

一、會社の種類——二、株式會社——(A)株式會社の特色——(B)利益——(C)弊害——(D)株式會社政策——三、私會社と有限責任會社

第四節 企業の聯合及合同

一、意義及種類——二、過去と近狀——三、聯合の起因——四、聯合の利害——五、聯合の偶然的抑制策——六、聯合に對する政策——七、重要産業の統制——八、國際聯盟の態度

第五節 商業使用人

一、意義及種類——二、保護政策——(甲)店主の保護策——(乙)政府の政策——註]英國の商店法其他——三、日本の運動——四、使用人の組合

第三章 對商品政策

第一節 商品の取締

第二節 粗製濫造の取締 二三九

一、意義及其原因——二、防止策

第三節 不正競争の取締 二四四

一、意義と弊害——二、防止策——〔註〕獨逸の不正競争防止法——米國の不正競争防止法——三、國際間の不正競争

第四節 工業所有權竝に發明及製造の保護 二五六

一、性質——二、特許の利害及制限——三、制裁——四、國際的條約——五、發明の保護——六、製造の獎勵法

第五節 度量衡政策 二六八

一、我邦の制度——二、メートル法——三、度量衡器の取締

第四章 對賣買政策 二七三

第一節 對小賣政策 二七三

第一項 普通の小賣業 二七三

一、利害——二、小賣に對する政策

第二項 小賣商の制限策 二九七

一、小賣商の過多問題——二、小賣商過多の誤解——三、制限策の利益——四、獨逸の小賣商對策——五、伊太利の商人許可制度——六、米國の小賣商對策

第三項 産業組合政策 三〇八

一、性質——二、購買組合——三、購買組合の利益——四、購買組合の短所——五、購買組合に對する政策

第四項 公設市場政策 三三一

一、性質——二、利害と政策——三、小賣商との衝突——四、公設卸賣市場

第五項 百貨店及通信販賣 三四六

一、性質——二、利益——三、弊害——四、政策——五、通信販賣——六、我邦の百貨店問題——七、百貨店の自制策——八、小賣商店の自衛策

第六項 連鎖店 三七〇

一、性質——二、利害と政策

第七項 割賦販賣 三七四

一、意義——二、利害と政策

第八項 行商 三七八

一、種類及利害——二、政策

第二節 競賣法 三八一
 一、性質——二、英國の競賣規定

第三節 廣告政策 三八四
 一、利害——二、廣告政策

第四節 價格統制策 三八八
 第一項 市價公定策 三八八
 一、公定の目的——二、公定の方法——三、公定の利害と政策

第二項 各國の價格統制策 四〇七
 一、珈琲——二、棉花——三、小麥——四、結言

第三項 暴利の取締 四一三

第五章 商工會議所 四一六
 第一節 性質、種類及沿革 四一六
 一、性質及種類——二、沿革(我邦に於ける商工會議所)

第二節 機能と組織 四二五
 一、機能——二、組織

第三節 商工會議所の聯合會 四三〇
 一、日本の聯合會——二、外國の聯合會

第四節 國際商業會議所 四三五
 一、起源と事業——二、組織と近狀

第六章 商業教育 四三九
 第一節 商業教育の歴史的特徴 四三九
 一、歐米の特徴——二、我邦の特徴

第二節 商業教育の程度 四四五
 一、各種教育の必要——二、中等商業教育——三、高等商業教育

第三節 普通教育と専門教育 四五〇
 一、實業教育——二、専門教育の必要——三、商業教育と自由教育

~~第三編~~ 對外商業政策

第一章 外國貿易の理論 四五七
 〇第一節 外國貿易の範圍 四五七

一、外國貿易の意義——二、植民地貿易——三、内國取引と外國取引

第二節 比較的生産費の説

一、貿易の目的——二、比較的生産費の説

第三節 外國貿易の利害

第一項 外國貿易の利益

(甲) 經濟上の利益

一、效用の増加——二、物價の調節——三、生産費の減少——四、商業の擴張——五、人口の増加

(乙) 政治上、文化上に及ぼす利益

一、國際間の平和——二、文化の普及

第二項 外國貿易の弊害

(甲) 經濟上の弊害

一、農工業の衰頹——二、貿易品の損益——三、物價の騰落——四、市價變動の頻數——五、聯合の弊

合の弊

(乙) 政治上並に社會上の弊害

一、他國への從屬——二、戰亂の原因——三、大規模生産の弊——四、階級闘争の弊——五、奢侈的傾向

奢侈的傾向

第三項 結論

第四節 貿易と物價及貨銀

第一項 貿易と物價

一、輸出超過と物價——二、種々の學說——三、正金流動説——四、貨幣の本位と物價——五、國際價格——六、物價と貿易上の利不利

第二項 貿易と貨銀

一、輸出品と貨銀——二、輸入品と貨銀——三、物價と貨銀——四、貨銀と生産費——五、貿易と失業

第三項 貿易と富の分配

一、分配の徑路——二、各種の收益

第五節 國際貸借と貿易

第一項 國際貸借

一、國際貸借の意義——二、國際貸借の内容——三、我邦の國際貸借——四、諸外國の國際貸借

第二項 貿易と國際放資との關係

一、國際放資と輸出入——二、放資の條件

第三項 海外放資の利害

一、國際放資と輸出入——二、放資の條件

一、海外放資の利益——二、海外放資の弊害——三、外資輸入の利害

附録

(其一) 外國貿易總輸出入額 一

(其二) 重要貨物及金銀輸出高 二

(其三) 重要貨物及金銀輸入高 三

(其四) 主要國別輸出入額 四

—(完)—

増訂 内外商業政策 上卷

商學博士 小林行昌 著



第一編 總論

第一章 緒說

第一節 商業政策の範圍

商業政策 (Commercial policy; Trade policy; Handelspolitik (獨)) は所謂經濟政策の一部である、經濟政策 (Wirtschaftspolitik (獨)) は應用經濟學又は經濟各論とも稱すべきものであつて、原論の如く一般經濟現象に通ずる理法のみを研究せず、原論の教ゆる原理原則を特殊の經濟現象に應用して、實際上如何なる手段方法を採れば、國利民福を進むることを得るやを教ゆるもの、即ち手段の利害得失を闡明する技術の學問である。斯く云へば經濟的時事問題の研究と同様に觀られるかも知れぬが、時事問題のやうに、或國なり又都市なりが、或時の事情に適應す

べき一時的の手段を説くものではないのである。是等も全く説かないのではない、のみならず之を知るのが經濟政策研究の終局の目的であるが、政策學として期する所は、各國民の各時代に通する經濟的法則を、或は商業、又は工業、農業、其他交通、金融等に關して發見せんとするのである。即ち經濟政策は分れて工業政策、農業政策、交通政策、保險政策、金融政策など、種々の専門的研究と爲り、商業政策は是等に對立する一學科と爲るのである。此分類の下に於ける商業政策は、國家竝に其機關が、内外の商業に對して如何なる施設を行へば、最も有利に商業を發展させることができ、且つ國民經濟上有益であるか、其手段の利害得失を研究するものである。

併し此中商業發展の目的は第二位で、主なる目的は後者に在る、即ち商業が工業、農業、其他一般國民經濟上に有利なる影響を齎らすには、如何に商業に臨むべきか、其施設を研究するので、積極的に商業を保護する方面は少いのである。其所以は商工業の獎勵に重きを置ける「マーカントリズム」(重商主義)に反對して起つた自由放任説があり、經濟政策學は自由主義には反對であるが、必ずしも重商主義を採らず、商業は從來のまゝで相當に發達するが、之が他の經濟現象に及ぼす影響の如何に依り、機宜の法制を設くる必要ありと云ふ方面に立脚して居るからである。外國貿易に關しては、其獎勵策を論究する場合もあるが、内國商業に關しては、多く前記の如き方針に出づるのである。

二、政策の主體 斯くの如く商業政策竝に其他の經濟政策は、國家(其機關も含む)か國民經濟の發達を圖らんが爲め、如何なる施設行爲を採るべきかを研究するので、其主體は國家に在るのであるが、一派の學者は公私の團體竝に個人の施爲畫策も、亦之を包含させるがよいと云ふて居る。其論旨は「一個人及公私諸團體の施設と雖も、國民經濟上に及ぼす効果は、敢て國家の施設に譲ることはない、殊に工業社會の聯合や、労働組合などの私的團體が、經濟組織に及ぼす影響は、國家の施設も及ばないほど著しいのであるから、是等も亦經濟政策の一部として説くべきである」と云ふのである。此説も亦一理ないとは云へぬが、元來政策(Politik)と云ふ語は「政治」即ち政府や自治體の施設又は方針を意味するのであつて、私人や私的團體が其各個の私益の爲めにする行動若くは方針を指すのではないのである。若し會社や組合の政策があるとすればそれは、言葉を流用したに過ぎないのである。固より經濟政策中に於ても、是等を説かぬのではないが、之を説くのは私人や團體の利益を主とする手段を示すのではなくして、是等に對して國家が如何なる政策を採るべきか、其方面より觀察するのである。例へば商業政策に於ても、輸出組合などの能く行ふ「ダムピング」などに論及するが、其目的は「如何にせば之に依て外國競争品を壓倒することができるか」其手段を研究するのではなく、「此の如き方法は國民經濟上如何なる利害を生ずるや、之に對する國家の採るべき方法如何」を論ずるのである。商業政策に似た學科には商業經濟學と商業學(就中商

業經營學)とがあるが、是等こそ商業經營者なる立場から、其組織、經營法などを説くことを目的とするので、私人や私的團體の經營方針を説くのは、當然是等の學問に屬すべきものである。尤も商業經濟學に於ては商業政策に論及し、學者中には兩者を殆んど同様に見て居る者も少くない。尤も米國では往々商業政策 (Business policy) 若くは商業經濟學 (Business economics) と稱へ、商業經營學を指稱し、事業經營の方針を説くことがある。

三、商業政策の領域 商業政策は商業に關する政策であるから、廣く之を解するときは、あらゆる商業に亘り、直接間接商業に關係ある政策を論究すべき筈であつて、隨て外國貿易や内國商業に對するものは固より、貨幣、銀行、交通、保險など、所謂補助商業に對する政策をも説くべきであるが、是等は別に専門の學科として研究せられて居り、亦其影響も間接であるから、専ら内外の商業に直接に關係ある政策を説くのが普通である。併し從來對内商政として説く所は、商人、商品、會社、企業の聯合若くは小賣、卸賣、專賣、投機商業、取引所其他の市場、商工會議所、博覽會、商業教育などに關するものであるが、是等は多少觀察點は異れど、行政法や商業經濟學又は商業學でも論じて居るのであるから、外國でも又日本でも、商業政策として最も力を注ぐのは對外商業政策で、往々専ら對外商業政策のみを論じ、對内商業政策には、毫も指を染めて居ないのさへあるのである。自分は敢て此慣例を墨守するのではないし、近年内國商政にも論ずべき事が頗る多いのであるから、先づ内國商政の中重要なものを説明して、然る後對外商政に移る考である。

第二節 商業の本質

一、商業の性質 商業 (Commerce) は觀察點の如何に依て色々の定義を與へることができる、即ち普通商人が之を經營する目的から觀ると、利益を營む爲めに貨物を買入れ之を轉賣する業務である、營利即ち儲けることを目的とするから、成るべく安い所で買入れ、之を高く販賣しやうと努力するのである。安く買つて高く賣らなくては營利には爲らぬ、即ち成立たぬのであるから、商人は出來得る限り安い場所、安い時、若くは安い人を探し出し、之を高い場所、高い時、若くは高い人に賣附けるのである。然るに概して貨物の安い場所、時、又は人に對する其物の效用は少い其一方に、高い場所、時又は人に對する其物の效用は多いのであるから、商業はつまり效用の少いものを多くさせるので、若し生産業は物の效用を造り又は増すものであるとすれば、商業も亦生産業の一種に屬すべき筈である。然るに従來生産業と云へば、漁業、鑛山業、農業の如き所謂原始産業や、製造業の如き物の性質や形狀を變へて效用を作るものゝみを稱へ、今日でも尙ほ一般には其の習慣があるのである。併し之は自然界から物を採取したり、形狀を變化させること (即ち俗語の造ること) のみが經濟上有益である、價值を生ずるものであると信じた僻説である。尤も商業や運輸

業の如きものが生産業であるからと云ふて、之を農業、工業の如き所謂生産業（狹義の生産業）と全く同一視するのではない。普通の場合、農業、漁業、鑛山業の如きは原料品又は食料品を供給し、製造業は勞力又は自然力を利用して、是等に加工し、斯く製造されたもの、竝に前者の原料品、食料品などが、商業、運輸業に依て消費者に達するのであるから、前者を第一位の生産業とすれば、後者は第二位の生産業であらねばならぬ。此の如き區別のあるのと、從來の慣用とで、商業を生産業と看做しつゝ、尙ほ生産業と云へば、第一位のものだけを指すのが通俗にも、又經濟學上でも、普通の習慣と爲つて居るのである。

一般に「商人は生産者と消費者との間に介在し、其の需要供給を適合せざる者である、即ち貨物の配給機關である」と云ふて居る、之は商業の國民經濟上に於ける任務に着眼したものであつて、凡そ如何なる職業と雖もそれ／＼社會的任務を有しないものはなく、職業の定義を與へるに當つては、それを高調するのが普通である、例へば醫師が保健、治療を行ひ、辯護士が辯論を行ふ類である、孰れも利益を營む者であるが、其社會的任務を採て定義附けるのであるから、商業も亦之に倣ひ、前記の意義を以て其本義とするがよい、殊に徒に利益のみを貪らんとする結果、品性の墮落を來し、非社會的行動に出る者が少くないから、之を矯正する上にも多少効力があると思ふ、併し商人は多く斯の如き目的で賣買して居るのではなく、單に「安く買つて高く賣ること」を目的として居るの

であるが、それが社會的任務を盡す上にも必要であつて、亦それが他の業務と異なることは、後述の如くである。安く賣る者が生産者であらうと消費者であらうと、敢て關する所ではないが、生産地に於ける生産者は、生産期に於て安く賣るのが普通であるから、之を仕入れ、消費者は高く支拂ふことを念としないから、之に賣るに過ぎないのである。即ち其結果が國民經濟上兩者の需給を適合させ、又貨物の效用を増加させる生産業とも爲ると云ふに過ぎぬので、商業の性質を觀る場合、此主觀的、客觀的兩方面の區別あることを念頭に置かねばならぬ。

右は商業を經濟上から觀た解釋であるが、法律上の意義殊に商法上の意義は頗る廣く、貨物、有價證券、不動産の營利的賣買から銀行、保險、倉庫は云ふまでもなく出版、製造、請負、寫眞、席貸の如きものを包含して居るのである。之は商業竝に其他の營業に對して、同様の保護監督を與へる必要から出たもので、寧ろ「營業」に近い意味と見てよいのである。尙ほ商業學では、賣買業の外に機關商業とか補助商業とか云ふ種類を認め、運輸業の如く商品を輸送するもの、倉庫業の如く之を保管するもの、保險業の如く不測の損害を填補するもの、銀行業の如く金融の疎通を圖る業務を包括して居るのであるが、是等は固より純粹の商業ではない。唯商業と最も深い關係を有する營業であるから、準商業として研究する爲め、便宜上包含させたと過ぎぬのである。

二、商業と營利 商業が營利事業中の最も著しいものと看做されることは、内外共に一般に承認せ

らるゝ特色であつて、同じ營利事業でも農業、漁業、若くは鑛山業の如きは、往々營利觀念が伴はないかの如く考へられ、現に營業税法などでは是等を除外して居るのである。工業は商業と並んで營利事業の重要なものとせられて居るが、是も亦商業の如く強い營利觀念はないかの如く思はれて居るのである。斯く觀らるゝ原因は(一)漁業、鑛山業の如き採取するもの、農業、工業の如き所謂、造り出すものは、其採取若くは作出なる勞役のみで特色を現はすに足ること。(二)農夫、漁夫、手工業者の如きは、概して營利觀念が薄いこと。(三)是等のものは有益な生産事業であるから、収益を獲得するのは當然であると考へること。(四)商人は貨物を其まゝ賣買して利益を收むるゆへ、故なく儲けるものなりとの誤解あること。(五)商人中には往々暴利を貪る者があり、又貪らざるも、其平常の収益が單に商品分配の勞力に對する報酬のみに止まらざる場合あること。(六)商品分配の勞力費用は製造品の原價の如く、世人に認識せられざること。(七)商人の修養乏しく、且つ競争者多き爲め、其營利觀念が露骨に現はるゝことなどである。

成程商人が商品賣買を手段として、専ら利益を獲んことを目的として居るのは事實であるが、専ら利益を獲ることを目的とする者は、獨り商人に限らないことを見逃してはなぬ。製造、出版、銀行、運輸の如き「營業」は固より、農業、漁業、鑛山業の如き之に準ずべきものは、明かに専ら利益を收めんとしつゝある者で、所謂自由職業 (Profession) と稱せらるゝ醫師、辯護士、藝術家の

如き世間では營利事業と見て居らぬものも、亦實は専ら、少くも主として利益を收めんとし、其收益も亦平常の割合以上に上らんことを希望して居るのである、何時の世、如何なる國に於ても、舉世滔々として皆是れ利を收むるに汲々たらざるはないのであるから、商人のみ營利觀念が強くと、商人のみ利益を貪るが如く考へるのは、極めて皮相の見と謂はねばならぬ。假りに商人に於て營利の觀念が強いとしてみても、之は決して非難すべきものではなく、其手段にして欺瞞、横暴であれば、そこで始めて排斥すべき理由を見出し得るのである。商人は營利の目的があればこそ、全力を注いで安い貨物を見出し、其顧客を失はざらんが爲め、成るべく需要を充すべく努力するの、貨物の安い所ほど、其貨物の價値が少く、高い所ほど價値が多いのであるから、見方に依りては、商人が多く儲ける様な場合ほど需給投合、價値増殖の效を擧ぐるものと云ふことができるのである。此點から云ふと、平常の利益率以上に利益を收めたからと云ふて、其手段にして正當なる限り、決して不當とは云へぬのである。例へば戰時に於て獨逸から藥品、染料の輸入が杜絶した爲め、世界的市價が暴騰し、其結果自己の有荷で巨利を收め、更に支那邊から探し出して之を輸入し、其利益を獲た者があつたとしても、之れだけでは敢て不正の暴利と云ふわけには往かぬと思ふ。丁度大地主が地價の暴騰に依り、又大株主が大相場に依りて、自然に財産を増加した(少くも物價の騰貴率以上だけ)のと大差はないのである。尤も斯る場合、一國の政府が消費者側の利益を圖らんが爲め、市價の制限

をするとか、商品の配給を自ら管理するとか云ふ如き手段を探るのは、自から別問題であつて、是等の利害を説くのが、即ち此學問の目的の一部である。

商人も亦其他の營業者も、専ら營利を目的として居るのであつて、利益を收め得ることも事實であり、亦時に異常の収益のあることも亦世人の知る如くであるが、利益を收め得ず、生活費すら求めることのできない商人の少くないこと、竝に大正九年の春以來の如き不況に際しては、意外の大打撃を蒙るものであることを考慮しなくてはならぬ。商人其他の營業者は、只管儲けるのみであると思ひ、物價騰貴の時など、わけもなく此階級を咒詛するのは、少しく殘酷であらうと思ふ。

商人は利益を收むる者であるが、其平常の利益 (Normal profit) は何物に對する報酬であるか。

世人は往々「商人は故なく利益を收むる者である、唯安い時に買込んで高く賣つたり、甲の人から乙の人へ轉帳させて儲けて居る」と信ずるのであるが、商人の平常の利益は(十)資本に對する利子(二)商品の保管や、仕分分配等の勞力に對する報酬(三)市價の變動に因る損失填補に當るので、固より當然の利益である、而も是等三種に應ずる利益を收め得ることは、一般商人の理想であるに相違ないが、是等の總てを獲得し得る者は成功したる少數者であつて、多數は(三)は固より(一)(二)すら獲難いのに苦しんで居るのである。然るに戰時異常の場合に巨利を收めた少數者、幻影の如き利益に眩惑された一部の倖運者(?)を觀て、俄に商業家を攻撃し、中には商人が多い爲めに物價騰貴

の弊害を醸すのであるとさへ唱へる者もあるのである。成程戰時の異常なる物價騰貴は、一般消費者を毒すること非常なもので、其一方に豪奢を極むる商工業者を見るときは、斯様な考への起るのも無理はないのである、觀察の仕方に依りては、是等の者は一般消費者の費用に於て暴利を收めた者と云へぬことはないかも知れぬ(之が議論は後章に譲る)が、卸賣商人、仲買人若くは小賣商人が多きに過ぐる爲め、物價騰貴を醸したものだと思ふのは、大なる誤解である。一般物價の騰貴には、他に種々の原因があるのであつて、商人が徒に仲介の報酬を貪る爲めではないのである。一寸考へると、織物を機屋から買ひ、野菜を農家から仕入れ、ば、商人が儲けるだけ安く買へるやうに考へられるが、機屋や農家、又は製造會社の如き生産者は、一時に多量の販賣を行ふ必要があつて、少しは安くとも纏めて賣捌くことを欲するのであるから、織物の二反や三反、又大根の一把や二把を賣ることは好まないものである、若し直接消費者に賣れば、自然高く賣ることに爲る。即ち卸賣商人や仲買人が買集め、之を小賣商人に賣捌く所以で、小賣商人に依りて、始めて少しづゝの分割販賣が行はれ、能く消費者の需要に適合させ得るのである。然らば小賣商人が直接生産者から仕入れて消費者に賣渡せば、問屋や卸賣商の手數を省くことができ、それだけは安くなるではないかと云ふかも知れぬが、小賣商人は普通種々の商品を販賣する必要がある(例へば八百屋にしても野菜物の外、夏蜜柑も、「バナ、」も、桃も栗も賣るが如し)のに、産地では専門的であるから、少量づゝ産地より仕入れる

のは不便である、であるから市場に赴き、問屋の手を経て仕入れるので、産地の者は亦一括して問屋に委託するのを便として居るのである。殊に分配の勢力を主とする小賣商人は、多くは生産者より多量に仕入れる資力を有しないので、此方面からも亦仲介者を要するのである。即ち洋の東西を問はず、古來卸賣商人、問屋などの仲介者が存立する所以である。尤も商業の任務は生産者と消費者の間に立ち、商品分配の用務を辨ずるのであるから、生産者、消費者共に不利益のないやうに仲介の勞費を省くことができれば、固より斯くすべきであつて、前述の如く論じたからと云ふて、是非商人を介しなくてはならぬと云ふのではない。現に三越や、白木屋の如き百貨店は多く直接に生産者より仕入れ、又消費組合や公設小賣市場でも、成るべく其方針にして居るのであつて、多少廉價に販賣し得る利益がないではない。併し百貨店の如き營利業者の賣價は固より安くはないし、非營利的の消費組合や、公設市場の賣價も目立つほど安いものは少いので、假りに安いとしても、是等の設備は、少くとも現在の有様では、一都市に於ける一部の階級の、而も一部の需要を満すに過ぎないのであるから、之が爲め一般賣價の低落を促すなど、云ふ効力は極めて少いのである。

更に消費者の側から觀た場合の代價は、單に一個に付て何十何錢と云ふ支拂代價のみを採つて、物の安い高いを定めることのできない場合がある。鮭の廉賣市場で二本買つて、途中で高い俵に乗つたり、半日懸りで郊外へ出て大根一把買つて見て、代價が安いと云ふて喜ぶ者は少いだらうが、

實際上之に類した例が少くないのである。酒を灘から樽で取り寄せて飲み過ぎたり、腐敗させたり、梅雨期前に買込んだ米が變質したり、蟲や、鼠が附いたり、眞黒に爲つて木炭を切る間に（卸賣商は切らぬ）子供を怪我をさせたり、上ると思つて消費の爲め買込んだ薪炭、米穀、肥料が暴落して、却て小賣で買入れる方が利益となるやうな例もあるから、單に何錢安いと云ふ點だけで、商人無用論を唱へるのは、甚淺薄な考と謂はねばならぬ。

商人の社會上に於ける任務は、生産者と消費者との間に立ち、商品分配の仕事を行ひ、其需要供給を適合させることであるが、此種の任務を行ふ場合、之に要する資本勢力や危険負擔を補ふだけの利益を收めることは、前にも述べた如く固より當然の次第である。例へば十圓に買入れたものを十三圓か十五圓に賣つて、三圓若くは五圓の利益を得ても、それが勞資や危険に適應する限り、正當の利益であつて、一部人士の考へるやうに暴利を貪るものではないのである、宛も俸給生活者が種々の事務を執り、之に對する報酬を享けると異なる所はない。假令其收益が商品配給に要した諸費用以上に上つた場合でも、それが經營宜しきを得た結果であるとすれば、是亦不當の利益とは爲らぬのであつて、之は會社員や官公吏が勉勵賞與を貰つたり、退職手當や恩給年金を受けるのと變りはないのである。

商人は安く仕入れて高く賣ることを念として居るから、外觀上營利の特徴が著しく現はれるので

あるが、商人の主要任務たる場所、時期、人、若くは數量に對する財の價值を増加させることは、其市場代價の高低を比較し、低い所から高い所（時期、人等も亦同じ）へ移さなくては、之を實行することが困難である。従て假令生産地又は生産者の供給があつても、其賣價が比較的高く、消費者の購買力に應じないやうな場合には、之を媒介する行爲を避けるのが當然である。何となれば斯様な現象は、消費者の價值判斷が生産者の價值判斷に比して少い證據であつて、之を媒介すれば財の效用を減少させるわけに爲るからである、若し斯る場合生産地から高く買入れて消費地へ安賣すれば、それは一種の慈善事業を行ふものである、慈善事業は必ずしも無益ではないが、無意味の慈善は資本勞力の冗費に終ることを忘れてはならぬ。要するに商業は市價の差額を標準としなければ實行できぬ仕事であつて、此點は醫師、辯護士、官公吏、教員の如き自由職業や、農工業の如き事業と大に趣を異にする所である。是等は其報酬の多寡、生産物の賣價の多少に拘らず、治療、辯論、行政、教育等、其本來の任務を行ふことを得べく、又農家製造家の如きも農作物を造り、原料に加工することは、打算を離れて成し得るからである、尤も是等と雖も相當の報酬を收め、或は經營を持続し得る如く生産物を賣ることの當然なるは、謂ふまでもないのである。

三、商業と工業 工業は採取業又は他の工業の供給する原料品に加工し、其性質形狀を變へて新なる商品を造るもので、商業は採取業、製造業などの供給する商品を、其のまゝ分配する業務であ

ると云へば、兩者の間に截然たる區別があるやうである。成程買入れた物を其のまゝ動して賣ると、工場を設け、原料、燃料、食料を消費し、多數の労働者を使役して、別種の貨物を造るのとは、餘程趣を異にするので、其結果（一）製造業は自然産物、自然力など所謂、自然に支配せらるゝ程度が商業に比して多く（二）労働者との關係も異り（三）固定資本の多少も違ひ（四）信用の長短もあるのであるが、更に經營者の立場から觀れば、工業を經營するには、先づ敷地、建物の如き不動産を買入れ或は建設し、機械を据付け、常に原料品、燃料品、又は食料品を仕入れ、製品の出來上るに従つて之を販賣するので、其目的とする所は原料代價＋諸生産費と賣價（＝賣捌諸入費）との差額を、成るべく多くせんとするのに在るから、若し其仕入法が拙劣で、賣捌方法又は其時期が不適當であつたならば、如何に工場の經營や技術の運用が巧みであつても、到底營利事業として成立することはできぬのである。即ち其の經營の方法が商業に類する點であつて、實際上に於ても亦所謂商人が工業を經營し、法律などでは廣義の商業中に工業をも含ましむる所以である。故に若し物を變形する者が工業家であるものとすれば、純粹の工業家は工場の技師長か工場長級の者で、之を統帥する會社なり個人なりは、寧ろ商人に近い性質を有する者である。

更に商人の側より觀ると、小賣商は、靴屋、菓子屋、足袋屋など、製作しつゝ賣捌く者の外、多くは純粹の商人で、卸賣商人や問屋も亦商品賣買のみを專業とする者が多いやうであるが、我邦で

も三井、三菱、古河、久原、住友、鈴木の如き大商人で、卸賣も問屋も行ふ者は、同時に數多の製造會社の大株主で、即ち製造業を兼ねるものが多く、其他の商人でも工業會社を經營する者は少くない、寧ろ純粹に工業のみを專業とする方が少いやうである。従て商業政策中に於ても亦工業保護策に論及するのが普通の慣例と爲つて居るのである、之は一つは工業國の外國貿易は製造の原料品、食料品の輸入、其製造品の輸出が大部分を占むる爲めであるが、商工業者の分界が混線して居るのも、亦慥に一原因に相違なからうと思ふ。

四、商人排除説 從來外國でも亦日本でも、商人の排撃論 (Elimination of middlemen) は屢々にする所であつて、殊に歐洲大戰後の如き物價騰貴の際に、之を聴くのであるが、其原因には、遠因と近因とがある、遠因は哲學者や宗教家若くは經濟學者の學說と、社會の制度であつて、近因は物價騰貴に因る生活難と、運輸交通の發達に基く聯合の便及貨物配給の迅速、並に商人側に於ても、亦生産者側に於ても、競争の激甚なること、大規模生産の發達などである。而して遠因近因を通じて見逃すことのできぬのは、商人自身の教養が一般に低く (殊に社會の攻撃の的と爲つて居る小賣商人がそうである) 只管營利のみを圖り、往々偽購横暴を敢てしたことであつて、農産物の組合や、消費者の組合が商人を排斥する一原因は、慥に此點に在るのであるから、斯る排除論が行はれるのを見て、商人自らも亦大に覺醒しなくてはならぬのである。

〔註〕 學者の商業觀 一般人が商業若くは商人を蔑視することは、内外共に昔から行はれた感想であるが、學者中にも亦古來之れを輕んじた者が尠くないのであつて、是れも亦間接には商人排除説を生んだ原因である。(Nystrom, The Economics of Retailing Ch. 1)

我邦に於ては封建制度の餘弊として、一般に商人を蔑視したことは世の知る所であつて、武田家の如きは、其家法を以て、人の面前に於て、食物や賣買の話をするを禁じたと云ふ位である。現今に於ても尙ほ一部の社會には、其風があるのであつて、是は必ずしも制度の罪ばかりではなく、商人自身も、教養薄き爲め、自ら卑下し、且つ取引上偽購を行ふことを恥としないと云ふやうな惡風があつた爲めであるが、外國にも之に類する思想が行はれて居たのである。例へば古代の波斯人は商賣を虚言の學校と稱へ、昔の希臘語の「小賣商人」は食言者(オウシヤ)と同意義を有し、伊太利の古語 *barilla, treccome* 及 *rivenditore* は孰れも小賣商人と同意義に使用せられた言葉であるが、又「貪慾」、「欺く傾向」、「下劣」などの意味にも使用せられたものと云ふことである。希臘の學者中「プラトーン」は自給主義を理想とした爲め、外國貿易を排斥し、又經濟上の取引は詐僞横暴を促し、生活を奢侈的にする弊があるから、政府は宜しく積極的に監督するがよいと謂ひ、「クゼノフオーン」は外國貿易の必要を認めて居たが、有名な「アリストール」は營利事業を(甲)自然的方法と(乙)不自然的方法とに分ち、狩獵、漁師、牧畜及農業の如き採取業を甲とし、金錢取

引を含む貨物の交換、即ち小賣商業を理財的と稱し、之は經濟交通の發達より起り、眞の欲求を満足するもので、甲の事業の必要なる延長と見ては居つたが、大體重農觀念に支配せられて居た爲めに、乙の業務が享樂と無限の利慾の渴望とに因て、著しく發達することは、無益且腐敗を來す弊ありと認めて居たのである。羅馬時代は一般に尙武の風が盛んであつたから、農業は重んじられたが、商業や利子は排斥せられて居たのである。(J. K. Ingram—A History of Political Economy, p. 16.)

中世に於ても教會は商人に對して著しく反感を有し、「セント、クリソストム」は「人は耶蘇教信者であると同時に商人にはなれぬもの」であると信じ、教會法では高く再賣する目的で貨物を買入るゝことを禁じ、商賣に依て儲けることを罪惡と考へて居た。而して中世の英國の法律は(一) Engrosser (二) Regrator (三) Forester に對して嚴重な取締法を設けたことがあるが、(一) は今日の卸賣商に當り再賣する目的で買入れる者、(二) は買入れた市場又はそれより四哩以内の土地で賣る爲めに買入れる者、(三) は生産者が市場に赴く途中を擁して買入れる者であつた。經濟學者中、重農學派に屬する學者が、農業のみを生産と認め、商業を輕んじたことは、周知の事實であるが、經濟學者の泰斗と謂はるゝ「アダム・スミス」のやうな學者でも、重農思想が先入主と爲つて居る爲めであるか、商工業者を貶して居るやうに見える。例へば國富論第一編第九章の結論中に於て、次の如く述べて居るのである。

商工業者は一般に社會の利害よりは、自分の事業の利害を考へて居るから、渠等が非常に公平な立場(之は必ずしも望まれないが)から下した判斷でも、兎角社會より自分を先きにする傾がある。……或る商工業者の利害は、大抵或點に於て公衆の利益と異り、或は之に反するものであつて、例へば販路を擴張したり、競争を少くすることは、常に商工業者の利益と爲るが、販路の擴張は時に公衆の利益と一致する場合もあれど、競争の縮少は常に之に反するものである。何となれば競争を少くすれば普通の場合に收め得らるゝより以上に利益を高め、自己の利益の爲めに、他の同胞に對し法外の課税をすることに爲るからである。故に若し商業に關する新法案を當業者が提出した場合には、必ず能く注意して聽かねばならぬ。而して長く且つ精細に、細心且つ懷疑的の用意を以て調査した後採用しなければならぬ。其所以は商工業者の利害は決して精密に社會公衆の利害と一致するものではなく、渠等の利害は概して公衆を欺き、且つ之を壓迫するもので、往々之を實現したからである。

(Adam Smith—Wealth of Nations, Book I Ch. XI, Conclusion)

斯様な非難の起る原因は、嘗て述べたやうに、商工業者の側にもあるのであつて「スミス」の言は一應尤もではあるが、商工業者就中商人の利益は、多く公衆の利益と反するが如く觀るのは誤解である。之は顧ふに生産の要素を *land and labour* に歸し、商業の働を輕んじて居るのと、俗説の如く「商品の値段が上れば商人は、公衆の費用に於て利益を食ふものである」とする爲めである。又「マルクス」は商人の利潤を解剖して、大要次の如く説いて居る。

商人資本も亦貨物の流通に使用せらるゝ以上、相當の利潤を收むべき筈であるが、此利潤は通俗に考へらるゝやうに、買價を引上げて獲得せらるゝものではない、餘剰價値は生産者が貨物を生産した場合、創造せらるゝものであつて、生産者自ら流通行爲を行へば、自ら之を收むるのであるが、偶獨立の商人が代つて行ふ爲め、其一部を分讓するに過ぎぬのである。言ひ換へれば商人は生産者より商品の價値以下で買入れ、其差額の一部を利潤として收むるものである、是れは貨物の流通は前述の

如く、價値を生ずることはできぬからである。而して商人の利潤は商品資本（買入代價に當る）の外、流通の諸費用（店費、俸給、賃銀等）に對する分をも含むのであるが、商業労働者も亦價値を生ずるものではないのである。

「マルクス」は商業又は商人の社會的任務を認め、直接には生産行爲を行ふものではないが、間接に之を助けることは認めて居る。但「マルクス」獨特の餘剩價値説と、商業の如く貨物の實質を變化せず、使用價値を生ぜざるものは、不生産的のものであると云ふ見解から、生産者の既生餘剩價値を分取すると云ふ結論に到達したまでである。産業資本家が餘剩價値を搾取するものであるかどうかは、茲に批判する限りではないが、假に其説を是認するも、生産資本のみが之を造り出し、商業資本は之を生ずるものでないとするのは、實際上あり得べからざることである。尤も商人が資本家の餘剩價値を分取するか、或は自ら之を造り出すかは、場合に依つて異なる筈であるが、つまりは解釋法の如何に因るのである。又工場労働者は餘剩價値を造るも、商業労働者は何等價値を生じないとするのは、労働尊重の觀念より觀るも、常識より考ふるも、不可解の論法であつて、畢竟貨物の流通に關する資本勞力は一切價値を生ぜずとする舊式の生産觀念に捉はれ、魚を海中より陸上に引揚げる縦の勞力は生産であるが、之れを消費者に致す横の勞力は不生産であるとし、此筆法を押し通した結果である。生産を狹義に解して一本調子の論理を貫く點は立派に見えるが、其結論は實際に符合しない、奇妙なものに爲るのである。商業の社會的必要性を認めつゝ、無用の

仕事とせざるを得ない立場に爲り、隨て其労働の價値をも不生産と看做すに至つたのである。

尙ほ商人が戦時や其他財界の好況時代に於て、偶然の利益を收めることがある。併し其反面には大正九年以後若しくは昭和五年の夏以後の如き不況時代の損失もあるのであるから、之を填補する準備として、其一部を保留しなくてはならぬのであるが、猥に豪奢放漫の生活を行はんが爲めに浪費することは、最も慎しまねばならぬと思ふ。是等も亦商人排除の一原因と爲るのであるから、不況時の利益中より相當の準備金を控除し、其剩餘の一部は事業の發展に用ゐてもよいが、亦一部を社會の爲めに使用することを心懸けなくてはならぬのである。

併し商人の總益（Gross margin）の歩合は三割四割にも上るものがあり、農産物などの農家の手取金は、賣價の二分の一にも及ばぬものが多いが、商人の利益を分析して見ると、純益は意外に少く、精算して見ると損失を忍んで營業して居る者すら、内外共に尠くないのであるから、商人が暴利を貪る如く考へるのは、世人の錯覺である。又商人の數が多いと云ふこと、就中小賣商人が多過る爲め、小賣代價が高いと云ふことも間違つて居る。假令商人の數を半減しても、物價は低落するものではない。併し商人の仕事は貨物の分配に在るのであつて、其實質を變へるものではないし、保管や輸送の期間が長ければ品質も低下するのであるから、全般に亘り是等の仕事を節減し、消費者にも亦生産者にも迷惑を懸けず、之に費す資本勞力を省くことができれば國民經濟上利益であ

る。其結果商人の種類や人数が減少しても固より差聞へないのである。是は農工業でも醫師でも、學者でも軍人でも、總ての職業を通じて同様であつて、獨り商人に限つたわけではない。但商品の配給方面の研究は從來閑却せられ、殊に小賣の方面に於て此弊が多いから、其組織や執務法、販賣仕入各方面に亘つて研究し、勉めて冗費を省く工夫を行はなくてはならぬ。一方大規模工業の發達や、農民や消費者の知識の進歩、生活程度の向上など、經濟界の變化は著しく、殊に日本に於て、又大戦後に於て甚しいのであるから、商人は特に意を用ゐて改良を圖らねばならぬ。

中間商人を省除せんとする試みの中、效果の多いのは消費組合と出荷組合とであるが、其他の新式小賣法である連鎖商店や、百貨店若くは通信販賣の如き制度も、亦或種の競争者であり、製造會社の直接販賣も輕視することはできぬのである。固より是等の制度は應用の範圍に限りがあつて、我邦では未だ著しく脅威を感じて居らぬかも知れぬが、若し小賣商店や問屋が依然舊習を墨守し、殊に不正行爲を繰返して居るときは、是等の制度や、更に思ひがけなき配給の新制度が現れて來ぬとは限らぬのである。殊に我邦の如く物資の乏しい國に於て然りである。

商人排除説は商人の種類や人数を省略すべしと云ふのであるが、商人の階段を減ずることは、嘗て必要があつて分業の結果、獨立したものを集合し、其經營を統一することである。併し斯る統一は必ずしも仕事の節約には爲らぬのである。例へば蜜柑の産地の出荷組合が、都市の販賣店を經營

する場合、蜜柑の出盛時期には相當の仕事はあらうが（之も其産地の分量だけに止る）、其時期を經過すれば、殆んど事務がないことに爲り、建物や事務員の費用が空費せらるゝことに爲る。之に反して専門の果物問屋に在つては、各地より諸種の産期の果物を荷受けして、専門に販賣するから、小賣商の需要も資力も知り得て便利である外、資本勞力を有効に使用することができる。又商人の數を減ずることは、横の統一で經營者を少くすることか、若くは店舗の數を減ずる意味であるが、商人や店舗の數を併合することは、必ずしも經費の節約とは爲らぬのみか、顧客の不便を來す場合も起るのである。

商人排除の原因を資本主義の發展と結び附ける學説がある。其要旨は「資本主義の初期に在ては、商人排除の傾向は現はれず、寧ろ其媒介の需要を増加する場合もあるが、企業が大規模と爲るに隨ひ、前後の生産過程も亦大規模と爲る結果、貨物の蒐集又は配給の機能を盡す商人の需要を減ずる場合がある。加之縦の生産系統、例へば棉花、綿絲、綿布、衣服の生産の外、横に關聯する機械、器具、石炭、油等の生産過程も亦大規模と爲るときは、此點からも仲介商人の需要を減ずると、爲る。更に企業の聯合若くは合同も亦取引商人を少數の大商人に限り、或は縦の合同は相互仲介取引の必要を減ずるからして、是等も亦中間商人を排除することに爲る。要するに資本主義の後期に入れば、商人排除の傾向が現はれるもので、之は社會發展の自然的法則である。」と云ふに在

る。成程斯様な傾向の在ることは事實であるが、それは或る種類の企業に限られ、一般的に前後の企業若くは左右の企業が大規模と爲るとは限らない。又大規模化され得ぬ農家や消費者の組合が、商人を排除することは既述の如くであり、企業の聯合等が商人排除の一原因と爲ることは云ふまでもないが、之を以て社會的發展の法則と斷ずることは聊早計であらう（假令限度を認めるにしても）。蓋し企業の大規模化も、組合の發達と共に各國の事情と國民性とに因り、其程度を異にするところが著しい上、所謂資本主義の前期とか後期とかの區別も漠然たるものだからである。

小賣代價を公平にする一の方法は、顧客自らも亦商品の品質や效用を知り、相當の價值あるものには相當の代價を支拂はなくてはならぬ。顧客が盲目である上に、徒に代價の低廉のみを望む結果、商人は種々の策を講じて販賣し、多少虚偽の手段をも用ふるのである。而して顧客が現金拂、物品携帯の不便を忍び、斯る勞力を費して商人の便を圖れば、小賣代價も多少引下げ得ることは、米國の連鎖店や我邦の公設小賣市場の例を見ても分かるのである。故に商人の排除を唱へる前、先づ顧客の購買法を改良する必要があるわけである。

最後に一言を要することは、消費者と生産者との關係である。假に中間商人を省くことが利益であるとしても、農家や製造業者の商人排除は、渠等自身の利益を圖るのが目的であるから、其利益は、少くも當分は消費者には歸せぬ筈である。即ち競争の結果賣價を引下げざるまでは、小賣代價は

低下せぬのである。然るに商人を省いて收め得らるゝ利益は、商人の純益以上に出ることは困難であるが、此割合は極めて少いものであるから、之が爲めに他の商人か生産者が幾分需ふのみであつて、消費者には殆んど影響せぬであらう。獨り消費組合のみは、稍消費者の利益に爲るが、丁抹の如く人口の三割五分まで組合員であると云ふ程度に爲れば、社會の重なる人々が農業の外に商業を兼ねると云ふだけである、商的事務の報酬として幾分品物が安く買へることにはならうが、それは社會の進歩を促し、生活程度を進める所以ではない。或程度まで原始時代に逆戻りするわけに爲るのであるが、是れは決して排除論者の目的ではなからうかと思ふ。更に生産者の販賣組合は、賣價の益高からんことを望み、消費組合は其愈低からんことを期するわけであるが、前者が協同する結果は、其腰を強くして買入に不利に、後者の聯合は前者の不利と爲る。是等兩者の利害の衝突は如何にして調和し得るか、是亦商人排除に伴ふ一問題たるを失はぬのである。

（附記）……本稿は著者が「早稻田商學（昭和二年十一月發行）に掲載した「商人排除論を評す」（八十餘頁）の結論であるから、詳しいことは、同誌を参照して貰ひたい。

第二章 商業政策の根本主義

第一節 自由放任主義

一、自由放任 自由 (Natural Liberty, Freedom) とは各人の意のままにさせ、成るべく政府が干渉せぬことで、自由にさせることは、即ち放任することであるから、自由は主観且つ個別的で、放任は客観且つ總括的の違ひはあるが。元來同じ主義を両面から觀た言葉に過ぎないのである。自由にも宗教の自由、政治上の自由、言論の自由など種々あるが、茲に説くのは固より經濟上の自由である。然らば經濟上の自由 (Economic Liberalism) とは一體如何なる意義であるかと云ふと、大體の趣意は既に述べた如くであるが、尙ほ具體的に各項目を挙げると、大凡次の五種類である。

- (1) 労働の自由 即ち(A)人身の自由(總て非自由なる人身上の權利關係の排斥と同權)。及び位置と場所を變更する自由。(B) 收益の自由(職業の自由選擇、收益を獲る場所の自由選擇、労働の自由選擇、自己の労働に對し自由に價格を定めること)。(C) 労働契約の自由。
- (2) 土地所有の自由 土地其物を處分する自由、賣買、擔保、分割、遺贈、贈與、及び使用の自由。
- (3) 資本の自由 就中金錢貸借の自由。
- (4) 事業經營の自由 勞力、土地、資本を結合して事業を企畫し、之を經營するの自由で、自然是等の要素を自由に使用し、又生産物を自由に販賣するの自由を含む。
- (5) 市場の自由 は内外國に於ける需要供給の自由、代價決定の自由、競争の自由、輸出入の自由。

由などである。

二、自由の利益 斯の如く種々の方面に自由を與へる結果は、(一) 各人が自己に最も適する職業を選択し、且つ労働の場所、時、方法を意の如く決する(或程度まで)から、勞力の分配を完全にし、又収入が勤勉に伴ふ場合に於ては、勤勉力を増加し(二) 分業及び協力を進捗し(三) 生産手段たる土地殊は農業、山林、鑛山業に適する土地を、最も生産的なる企業家の手に移し(四) 資本の融通を圓滑にし、小資本を集めて能率を増加し、(五) 生産各要素の最高能力を發揮する企業と、企業者とに便利を與へ(六) 商品の需要供給を適合せしめ、其利用を増加し、市價を調節せしむ。即ち最も經濟的に生産する企業を有利にする爲め、技術の進歩、生産物の種類の増加を促し、消費者に適する各種の商品を、低廉且つ便利に供給するやうになるのである。要するに經濟上の自由は生産上に最も有利であるのみならず、分配並に消費の方面にも、多少自然的調節を得るやうにさせるものである。

三、自由の弊害 經濟上の自由には上記のやうに利益があると同時に、亦弊害も少くない。

(一) 個人は利己心に依りて活動することは事實であつて、自己の利益は概して自ら最も能く知るところも疑ひないが、人の天性には善良なる方面と、不良なる方面があつて、人間にも善良なる方面の發達せるものと、不良なる方面の發達せるものと二種類ある。各人が若し圓滿良知の者のみであれ

ば、其利己心に放任するも亦固より差閥へないのであるが、人は兎角放縱に陥り易い傾きがあるのに、公共心、道義觀念は薄いものであるから、全然利己心に放任するときは、たゞ自己の利益のみを圖る我利々々主義と爲り、不道、不義を顧みず、詐僞暴虐すら敢てし、自己の利益を圖る場合に於ても、只管目前の一次的利益にのみ着眼し、永い間の眞の利益を考へない者も少くない。例へば店員や、婢僕や労働者を酷使し、是等を使用するに當て、唯「安く働かせる」を以て主義とし、其將來や生活の難易等を顧みず、商品の販賣に於ても、代價の低廉を吹聴して「イカサマ」物を賣附け、其數量を詐り、海外輸出品に於ても、頗る大膽なる濫造品又は贗造品を販賣し、自己の信用を傷くるは固より、延て一國全體の不利不信を招くことも珍しくないのである。我邦の大戦中及び其後の輸出品中には、此種類の物が少くなかつたのである。

(二)個人に獨占權を與へることは、發明者の保護など特別の理由ある場合の外、最も弊害の多いものであることは明かであるが、契約の自由隨て競争の自由にも亦弊害が少くない。契約には賣買、交換、雇傭、貸借、贈與など色々あつて、當事者は各自意思、平等の權利を以て締結し、履行するのであるから、至極公平のやうに考へらるのであるが、元來契約者の背後には力の不均一、即ち強弱、貧富、智愚の如き事情が存在し、契約は之に確定的表顯を與へ、之に依りて拘束する場合が多いのである。即ち雇傭、貸借、贈與の如きは固より、賣買、交換の如き取引すら、賣手が買手

か(又は交換の相手方の甲か乙か)孰れか弱い地位に在るので(賣手が代金を獲る希望が買手が物品を獲んとする希望より強いこともあれば、又其反對の場合もある)あるから、法律が自由や公平を期しても、事實上に於ては強者が弱者を威壓し、之に服従を強ゆる場合が少くない。資本家と労働者、主人と店員、金貸又は銀行と借主、商店と消費者の如きは、其例證で、是等労働者、店員、借主、など弱い地位に在る者を、少數の強い者が虐げる結果は、益弱者の數を多くして、収益や財産の大部分は少數者の手に集中し、此集中が更に少數者の力を強むることゝ爲るのである。

營業上の自由競争の如きも亦同様で、或る企業家が偶然の事故に因り資本の力を致すと、漸次大企業の利益(資金の融通、労働者の傭入、經營上の節約、改良、原料購入製品販賣上の利益、運賃割引の便宜など)を得て、中小の同業者を壓倒し、是等を驅て使用人若くは労働者の地位に墜落させ、収入や財産を減少させ、無産階級を増加し、是等の者には辛ふじて生活を支ふるに足るの賃銀を與へ、往々全く職業を失はしめ、遂に社會の革命すら惹起させることゝ爲るのである。即ち「マルクス」をして資本主義經濟組織の末期に近づけるを唱道させたわけであつて、現今世界的に思想の不安を醸成した重なる原因である。自分は固より社會主義を謳歌する者ではないが、自由放任の經濟組織には、此種の弊害の伴ふことを否定することはできぬのである。

(三)以上は自由放任が弱い社會に對する影響を觀たのであるが、比較的強い方面即ち資本家とか企

業者とかの側から観ても、弊害を生ずる場合が少くない。前に述べた中小の企業者が吸収されることなども其一例であるが、資本家は往々経済界の實情に昏く、其一時の好景氣に釣り込まれ、自ら無謀の事業を計畫し、或は會社屋（無暗に會社を發起設立し、株式賣買に依りて暴利を獲んとする者）に誘致せられて望みなき會社の新株を背負ひ込み、反動來の曉には轡を並べて倒産するが如き、又一方政府は是等の盲目的資本家の要求するがまゝに、兌換券を濫發するを放任し、徒に空景氣を煽り立て、遂に地方多數の農民を困憊するに至らしむる如きは其適例で、株式會社が好景氣にも亦不景氣にも合同して、漸く獨占的と爲り、物價を左右し、政治を動かすに至つたのは、米國が從來經驗する所であつたが、我邦でも段々さう爲りそうな形勢で、是等も亦放任の弊害である。

(四)一國の外國貿易を自由にする場合、國家の生存に缺くべからざる事業も起すことができず、又今は幼稚な産業でも、一時輸入税や獎勵金で保護を與へれば、將來は充分發達する見込のある事業をも獎勵せず、之を放任するときは、常に産業の先進國に壓せらるゝ不利益がある。

四、自由放任の程度 以上は所謂自由放任主義の利害であるが、一口に自由放任と謂ふても、其程度には種々あつて、極端な自由放任もあれば、又穏和な自由放任もある。重農學派や「アダム・スミス」は極端な自由放任説で、後に現はれた「バスター」(Frederic Bastiat) (一八〇一年に生れ、一八五〇年に死す)なども極端な方であるが、「ジョン・スチュワート・ミル」の如きは稍緩和された方で、更に「シデウヰ

ク」(Sidgwick) や「ヂェヴァンス」(Stanley Jevons) (一八三五年に生れ、一八八二年に死す) 其他近頃の英米の此學派に屬する者は、頗る穏和な自由放任である。穏和と云ふのは、經濟上の事柄に對する國家の職務の擴張するのを容認すること、經濟的法制の増加を可とし、隨て之に伴ふ自由の減少を認むることである。斯く自由の範圍を減少して、國家干渉の領分を擴げることになると、段々國家干渉説に近づくわけで、其間の區別は頗る曖昧となるのであるが、事實は斯様な状態で「ケネー」や「バスター」の如き極端な放任説と「ミララー」や「リスト」のやうな極端な國家本位説とを比較すれば、其間に截然たる區別があるのであるが、穏和な放任説と歴史學派の所説とは大差は無いのである。現に放任説の高調者たる「アダム・スミス」其人すら、極力國家の干渉を排斥しつゝ、或場合には其經濟的干渉を是認して居つたのであるから、苟も國家の存在を必要と認め、空想的放任説を排斥する以上、必ず多少の干渉を利とするに至るは、敢て怪むに足らぬのである。「アダム・スミス」が英國の航海條例（一六五一年）の經濟上に及ぼす惡影響を指摘すると同時に、國防上の見地より之を賞讃し「併し國防は國富より一層重要であるから、航海條例は、英國の總ての商業法規中最も賢明なるものである」(As defence, however, is far more important than opulence, the act of navigation is, perhaps, the wisest of all the commercial regulations of England.) と云ふのは、有名な事柄であるが、之は内國産業の保護を排斥する一方、其例外として國防上必要なる場合には、自

國の沿岸航海、母子國間の海運、遠洋漁業等を保護するも可なりとしたものであつて、其他相殺關稅のやうに、内國の商品が、既に相當の國內消費稅を賦課されて居る場合や、報復關稅のやうに外交政略的に利用する場合などには、貿易自由の原則を破つて、輸入品に課稅してもよいとして居る。又國家の職務の中、即ち國家全體より觀れば有益であるが、私人の設立を望むことのできぬ公の設備や事業の例として、商業に便益を與ふる設備と、教育制度とを擧げて居るが、前者は道路、橋梁、運河、港灣などの建設經營や、未開國に於ける自國商業の保護で、後者は幼者、青年の教育より宗教（即ち一般の教育）を含むのである。前者に對しては財源を使用者に求めることを勧め、後者に於ても月謝を徵收することを拒まぬのであるが、幼者の教育は特に注意を拂ひ、勞働者の子弟に耐へ得る如き程度の月謝を收めてもよいが、公衆も亦其經費を負担すべきものであるとして居る。要するに「スミス」も亦國家の職務を國防や司法に限らず、商業又は文化の爲めにも爲すべきものと考へて居たのである。又「スミス」の學說が生産に重きを置いたことは事實であるが、「スミス」が消費者や勞働者の利害を顧みなかつたなど、思ふのは、大なる誤解である。産業の保護を排斥した一つの目的は、消費者の利益を圖る爲めで、勞働者の利益を心配したことは、其著書中にも所々に散見するのである。現に極力輸入稅の撤廢を主張しながら、商業の自由を行ふには人道的見地から、必らず徐々にし、決して急激に行ひ數千の人民（即ち勞働者）を路頭に迷はすべからずと説

き、又前記國民の教育を公費の負擔と爲すべしと云ふたのも、主として餘裕なき勞働階級を教育し、其人格の發展を圖らんとした爲めである。唯「スミス」の期待と異なり、貧富の懸隔は益甚しく爲つて來たのであるが、是れは固より「スミス」の欲する所ではないのである。

①「リカード」に私淑した「ジョン・スチュワート・ミル」は所謂抽象學派の一人であるが、社會主義の感化を受けた爲めか、大體放任主義の主張者でありながら、國家の職務の範圍を頗る廣く觀て居るので、歲入徵收、財産及び契約の保護法、司法、警察の如き、分り切つた必要的職務の外、公共の便益の爲めに行ふべき職務も亦少なくないと云ひ、其例として、度量衡や貨幣制度の制定、市街の鋪道、點火、掃除（是等は多く市營ではあるが）港灣、測量、堤防、強制教育などを擧げ、更に誤れる國家干渉の例として（一）産業の保護（二）金利の制限（三）物價抑制策（四）勞働組合の禁壓（五）言論の抑壓などを擧げて居るが、自由放任にも亦幾多の例外ありとして、（一）瘋癲、白痴、幼者の如き無能力者の保護（但し「ミル」は婦人を無能力者として取扱ふは、現今の誤れる家族制度から來たものであるから、之を夫と同權とし、從て成年男子と同様に勞働するを許し、之に依つて婦人の生活狀態を改良せしむべしと云ふて居る）（二）長期不利なる契約の無効（三）瓦斯、水道事業の如き、獨占到傾き易き事業の市營、道路運河、又は鐵道業の如き獨占事業を一定年限の後國有に移す權利を保留するか、又は賃銀又は使用料の最高限度を定め、臨機之を變更すること、運河、

鐵道を國有とし、之を會社に一定の期間貸せば便なるべきこと(四)各個人が其利害に關し判断した事柄を變更せず、却て之を有効にさせるやうな法規を定めること、例へば労働者の仲間が労働時間の短縮を契約した場合、其違反者に法律的制裁を加へ得るやうにすること(五)人が自己の爲めにせず、他人の爲めに行ふこと、例へば慈善事業に對し、救恤法の如き法規を設けること、竝に各個人が自己の利益の爲めに行ふも、其影響が全國民又は子孫に及ぶやうな場合、例へば植民に對して法規的制限を加ふること(六)國民未開にして、智識も資本も乏しく、資本集合の方法さへ之なき場合には、公益上必要な事業も、私人が之を行はないものであるから、政府は官營として自ら行ふか、又を金錢、表章などに依つて私人の事業を補助誘導するがよい。是等の事業は例へば道路、船渠、港灣、運河、灌漑、病院、學校。印刷などであるが、政府が是等を行ふ場合には「國民が附甲斐なきゆへ、公益の爲め已むを得ず政府自ら經營するのであること」を示し、依頼心を増長させず、之を矯正するやうにしないでならぬ。即ち若し補助を與へる場合であれば、勉めて個人の努力と任意の協力とに依て、公益事業を仕遂げるやうに、國民を教育する方針に出でなければならぬ。と云ひ、國家干涉の範圍は公共の便益と云ふ理由に因るのであるが、此便益は最も強い場合に限ると説いて居る。要するに「ミル」は經濟、文化の目的まで國家の干涉を及ぼすを利とし、遂に労働者の保護にまで進んで居るので、寧ろ放任主義と干涉主義との中間に立ち、且つ幾分社會主義化せられた者と看做すのが適當である。

第二節 國家干涉主義

一、國家本位説 國家の干涉を必要とし、若くは利益なりとする主義には幾通りもあるから、一既に説くことはできぬ。苟も無政府主義でない限り、假令極端な自由放任論者と雖も、幾分かは國家の干涉を必要とするので、「アダム、スミス」や「ミル」の如き所謂、自由放任説の大家と雖も、尙ほ幾多の例外を認め、國家若くは公共團體の保護、干涉を必要として居ることは、既に前項に述べた如くであるが、是等と異つた國家本位説にも亦種々の色彩がある。即ち「スミス」等の攻撃した重商主義も「スミス」等を攻撃した國家本位説や保護貿易説若くは歴史學派も、又社會主義も、皆孰れも國家本位説若くは反「スミス」主義であるが、是等は、各々特色を持つて居るのである。併し「スミス」主義と對抗する場合の國家主義は、獨逸に興つた學說で即ち「ミッラー」「リスト」(竝に其後の歴史學派)などの主張であるから、是等を綜合し、其要點を摘んで見ると、大凡次の通りである。(一)「スミス」一派の者は「個人を本位とし、個人の利益を綜合したものが國家の利益である、然るに個人は最も能く自己の利害を觀るの明を持つて居るのであるから、成るべく放任するがよい」と云ふのであるが、個人は國家なる一つの有機體の中に編み込まれたもので、自分が自身から離れ

得ないやうに、國家からも離れ得ないものである。國民は皆其背後に横はる過去の產物であると同様に、其未來に控ゆる大なる前途に對して責任を持つて居るもので、國家は國民の内部的並に外部的生活を結合して成れる一つの大きな一體で、活力を有し、無限に活動し無限に生存するものである。即ち現在の國民は歴史的產物であると同時に、將來永遠に亘る利害を生ずるものであるから、國家を本位として、萬事を決せなければならぬ。國民の結合が國家永遠の繁榮を期待し得る根本的條件であることは、歴史の證明する所で、個人の利害を國家の利害に従屬させ、代々の國民が唯一共同の目的に向つて努力した場合のみ、國家諸生産力の調和的發達を望み得るのである。私經濟上の利害のみを觀るに急なる個人は、國民の公共的利害を顧みない弊があるから、國家は是等の目的を達する爲めに、種々の法規を設けて干涉する必要があるのである。國家が經濟上に干涉すればとて、敢て個人の生産力や資本使用の方法を指圖し、例へば造船に放資せよ、製鐵會社を設立せよとは云はぬ。又船長に爲れとか技師になれとか、職業の種類も固より拘束せぬ。唯例へば或産業を自國で經營することが國家の利益であるから、之に對して保護を與ふるに過ぎぬ如くである。

(二)「スムス」學派は國際分業の利益を説き、各國其適する産業に従事し、互に生産物を交換することが利益であると説いて居るが(即ち自由貿易主義)、個人と人類全體との間には國家と云ふ團體がある。此國家は各特別の言語、文學や、起源、歴史、風俗習慣、さては法律制度を有し、是等の

總ては其存在、獨立、完成、未來への繼續を要求し、且つ一定の領域を持つて居るので、此社會は精神や利害の幾千の結繩に依て固まつた獨立の一體(即ち有機體)を成し、それ自らの爲め、又内部に於て權利保護の法律を有すると同時に、外部に對しては、一の團體として、類似的團體(即ち他の國家)に對して對抗し、其國家的自由を主張するのである。隨て世界の現在の狀態(十九世紀の初頃)に於ては、國家自身の力と資源とに依つてのみ獨立、自存を維持することができる。然るに個人は國家に依り、又國家内に於て、主として文化、生産力、安寧、繁榮を求め得るのであるから、人類の文明は各國の文明進歩に依つてのみ期待し得べき筈である。

(三)普通の國家は共通の言語と文學、種々の富源に富む相當範圍の領土、便利の國境と數多の人民とを有して居るのであるから、農工商並に航海業共に國內に於て相當に發達せしめねばならぬし、又學術技藝、教育機關、民衆教育なども、有形生産に伴ふて獎勵すべきである。而して其憲法、法律制度は其國民に對し、充分なる安寧自由を保障し、宗教、道徳、繁榮を進歩し、要するに、其國民の福利を目的とせねばならぬ。更に海陸に於て充分の兵力を備へ、次で其獨立を維持し、外國貿易を保護しなくてはならぬし、又自國に劣つた未開國の文明を啓發し、其過剩人口と精神的並に物質的資本に依り、植民地を發見し、新國家を産み出さなくてはならぬ。

上記の中(一)は主として「ミッター」と「リスト」(二)及(三)は「リスト」の説であるが、

是等に依つて、個人主義に對する國家本位主義、放任に對する干涉主義、自由貿易に對する保護貿易主義、各種の産業を發達させよと云へる理由から國際分業に對する自給經濟主義、唯物主義に對する文化主義又は倫理主義を見出すことが出来るので、一見後の歴史學派の所説が、此主義に負ふ所が少くないことが分る。唯新歴史學派は是等の説と異り、社會主義的の感化を受け、分配論に重きを置くに至つた點が違ふのみである。更に「リスト」の保護貿易の根據は、各國經濟發達の順序であつて、其大意は次の如くである。

(四) 凡そ諸國の經濟發達の順序は、最初の野蠻時代から牧畜時代に入り、農業時代、農工業並行時代を経て、遂に農工商業時代に到達するものであつて、野蠻時代から牧畜時代、牧畜時代から農業時代、農業時代から、商業、航海時代の初期状態までは、先進國と自由貿易を行ふのが捷徑であるが、完全に發達した工業、絶大なる海運、大規模の外國貿易は、唯國家の干涉に依つてのみ達することができるので、是は英國の經濟史を見れば最も明瞭である。國民經濟の發達が尙ほ幼稚で、其農産物や原料品を輸出し、之に代へて外國の製造品を輸入する時代には、自由に交易するのが却て利益であるが、一國の農業や其他の産業並に社會的、政治的狀態が充分發達した後には、自由貿易や先進國の競争は頗る不利と爲るのであるから、既に或國に於て、必要なる有形無形の狀態が自國の工業を發達させ、高度の文明に達し、富國強兵を期待し得る程度に進んだが、尙ほ先進國の製造品に壓

倒せらるゝ虞ある場合には、少くも國內に於て外國競争品に對抗し得るまでは、輸入品に制限を加へてもよい筈である。

一國が若し俄に極端の保護政策を實行し、其國を孤立の狀態に立たせるやうなことは、國家本位論から觀ても不利益であるから、工業發達の程度がまだ幼稚な時代には、低率の輸入税に止め、自國の有形無形の資本、技術的能力、並に企業心が發達するに従ひ、漸次之を増加すればよいし、又總ての産業に對し同一程度の保護を加へるには及ばぬので、資本や機械、技術、熟練、經驗を要すること多く、労働者も多數で、而も生活必需品であり、從て國家の獨立に關しても極めて必要な事業を、主として保護すればよい。是等の重要産業(例へば綿絲布、毛織物、麻織物など)を保護すれば、他の産業は低度の保護で充分發達するのである。

自由貿易論者は農業國は終始其農産物を輸出して居つても、文化富強を實現し得るやうに考へて居るが、是は全然謬想で、單純なる農業國では内外の商業も、國內の交通も、外國航海も、人口も乃至道德、智識、社會、政治の發達も充分期待し得ざるもので、畢竟不完全なる團體である。蓋し農業國は其産物の販賣上常に之を需要する農工國に左右せられ、農工國は單に自國の農産物の不足額を自國の都合で買入れるのみで、農業國に取りては甚不安であるのに、更に同種類の農業國の競争もあつて、益不安を重ねるのである。のみならず一朝干戈を交へるか、又は高率關税を課せられ

た晩には、其農産物は賣れず製造品は買へぬと云ふ羽目に陥り、二重の不利益を蒙るのである。とは是が「リスト」の論旨である。(同じ保護主義でも「ミッラー」は農業が工業と歩調を一にすることができぬ國は、工業を抑へて農業を發達させなくてはならぬ。其所以は他國に原料品や、食料品を仰ぐ工業は早晚大なる困憊を來し、且つ國際事變に依りて左右せらるゝからである)と云ふて居る。(五)人は元來自由平等なりてふ、自然法的前提に對して、國家本位的駁撃を加へた者も少なくな。い。「ハッレル」の如きは其一人で、其要旨を観るに、人類は元來上下の階級に分れ、一方に自由ありて、他方に隷屬あり、一方に權力ありて他方に服從のあるのが自然で、斯く社會上の地位に相違のできるのは、各人が生來肉體上並に精神上に相違があり、又生活上の境遇を異にする爲めで、弱者が強者に從屬するのは自然で、弱者は悦んで強者に結び、其命を奉ずるのが最も自然の性情である。年長者、強力者、富者、賢者、智者は皆それ〴〵其生活範圍に於て他人を支配する者で、權力即ち承認せられた他人支配の實力は、畢竟人類生活上自然の産物である。固より權力服從の關係は時々地位を變更することもあるが、各人が同時に同一程度の自由を得ることは不可能である。されば共和國でも權力は常に強者の手に歸し、常に苦痛を去り害を除き、人の必要を最もよく充たし得る者に歸す。斯くて國家的社會を生じ、社會の秩序と平和を確保し得るものである。若し國家が人の理性に依り契約などのできるもので、各人の力が平等であるものとするれば、各孤立の状態に陥り、

互に擠排し屠食して止まる所がないであらう。各人平等は奇怪なる空想で、上下の階級整然たる状態を、國家の權力で調整するのが自然の法則である。國家は個人的一時的の利益の外に、國民の統一的社會を維持する爲め、各階級間の差別を存しなくてはならぬ。「各人をして其分を得させよ」と云ふのは「各人に平等を與へる」のではなくて、「其社會上の地位と職分とに應じて各異なるものを與へよ」との意味である。

(六)此他歴史學派が經濟社會に於ける自然法の存在を否認し、政策は各國、各時代に於て、異なるべきものであるとし、國家の職分を廣く解し、新歴史學派が社會主義的色彩を帯び、分配問題を高調したことは、嘗て述べた如くであつて、社會主義の極端なるものは、現在の經濟組織を根本から改造しやうと云ふのであるが、穩和なのは國家の力に依り、現在の經濟制度に大改良を加へ、重要産業を國有に移し、勞働階級をも其經營に參與せしめやうと云ふので、是亦一種の國家本位に屬するのである。

二、國家干涉の反對説 には重商主義を攻撃した重農學派や「アダム、スミス」の説を始めとして、其祖述者の「マルサス」「リカード」「バスター」「ミル」などの説があつて、是等の要旨は學說の變遷中にも、又前項にも大略述べて置いたのであるが、試みに「ジェー、エス、ミル」が、其著經濟原論第五編第九章に於て「政府の職務の範圍」として列擧した事項の要點を述べて見やう。

説は陳腐のやうであるが、政府干渉の弊害は明かになり、今日英米などで官業反對の理由として列舉せらるゝ事項も、亦多くは此範圍を出でぬからである。

「國家干渉論者と自由放任論者とは、從來（「ミル」の時代）國防、司法、課税など分り切つた國家の職務の外、特殊の問題、例へば國家教育、労働時間の法令、貧民救助法案などに就ては、常に論難を試みたのであるが、如何なる範圍まで自分の主義を及ぼすべきか、此點に就ては孰れも曖昧で、干渉論者は尙ほ「國家が必要と認めた事項は、之に干渉する権利と義務がある」と云ひ、又放任論者は「國家干渉は暴力と詐偽とに對して、身體、財産を保護するに止むべきだ」と唱へ、而も何人も國家の當然の職務と認める幾多の例外を容認して居るのである。固より充分此缺陷を補ふやうな一般的法則は設け得られぬのであるが、茲に政府干渉の利害を述べて稍之に近い標準を示して見やうと思ふ。

是が「ミル」の序言で、先づ政府の干渉にオブリジクティブ権力的と否との二種の區別があると云ひ、権力的干渉は或る事柄を爲し、又は爲さざる事、若くは行爲の方式を命ずるもので、非権力的干渉は單に勸告宣傳を行ひ、或は公益事業を私人の經營に任すが、専ら之に委任せず、自らも亦同種の事業を經營する類ひである。而して前者は後者に比して其範圍も制限的で、之を認めるには餘程有力な理由がなくてはならぬ。凡そ人間の生活上には、如何なる社會、如何なる政治組織の下に於ても、必らず

不可侵の範圍があつて此自由の範圍は如何なる政體の國家も、亦他の個人も之を侵すことのできぬものである、其範圍の廣狹は問題であるが、自分（ミル）は「此不可侵の範圍は、單に個人の内面的又は外面的の生活の範圍に屬し、他人の利害に影響せず、若し影響せば、其實例が道德的に感化を及ぼす場合である」と思ふ。從て思想感情の如き、内面的自覺も、亦外部的個人の行爲も、他人に有害の影響を與へぬ限り、總て容認すべきもので、殊に先覺の士が自己の及ぶ限り其説を主張し宣傳するのは、寧ろ一種の義務であつて、事の是非善惡に關する意見を述べるがよい。其方法が法律以外の有效手段に依ると、將又法律に依るとを問ふに及ばないのである、唯他人をして強制的に其所説に従はせることは避けなくてはならぬ。

第二の制限は政府の職務を増加するに従ひ、其權限と間接の影響とに於て、政府の權力を増加する場合である。或は民本主義の國では、國民自ら支配するのであるから、何等の制限を加へるに及ばぬなど、云ふものがあるが、國民の代表者たる權力保有者は往々寡頭政治と爲り、專權を握り、本當に個人生活の自由を蠶食する傾があり、民衆は時に其僻見、空論、其愛好説を法律として個人に強ひ、多數の壓制を個人の思想、言論、並に行爲に加へ、文明の進歩を害する處があるから、民本主義の政治ほど、一層無用の干渉を避ける必要があるのである。蓋し主權が多數に存在するときは、其壓制を受くる少數者は、何等救済の手段を求め難いからである。

第三の反對論は分業に根據を置くので、政府の仕事を増やすことは、既に重荷を背負つて居る者に更に負擔を加へること、其結果は公務の荒廢澁滞を來し、主任者は細務に忙殺せられて大局の利害を考慮するの餘地がなくなる。尤も公務の澁滞は事務の分量や種類よりも、寧ろ官廳の組織にも因る場合が多く、屬僚や地方の官吏に、責任を負はせて仕事を行はせ、其任免を公平にし、昇進の途を開き、權限を廣くし、長たる者は大體を觀るやうにすれば、公務の増加に伴ふ弊害も大分除くことができぬではないが、比較的進歩した國では、大抵の事柄は、政府が干渉するより、利害の感の深い、而も自己の利害を見るの明ある個人事業とした方が好結果を示すのである。例へば商業界などにしても、個人が相當の企業心と資本の蒐集とを有する場合に於ては、政府は到底之と競争することはできぬもので、政府は報告を得るに便宜であり、又高給を以て有能の士を抱へ得るの利益があつても、其結果に對して利害の念が乏しいと云ふ、一大缺點を補ふことは出來ぬのである。加之假令政府が明智に於て、國內の或者に優つても、全國民に較ぶれば固より劣るのであつて、或事業に適する才能ある者を公平に備入れても、それは單に一部の者に過ぎず、民間には同能力の多數の者が残り、事業は自然是等有能者の手に集るのであるから、若し政府自ら事業を營み、又は民業に代るとすれば、有能の民業者が種々の方法を工夫して經營し得る同一の目的に代ゆるに、御役所流單調の方法を以てし、競争を杜絶し、進歩を阻礙せしむることになるのである。

第四の干渉反對理由は、假令政府が適材を適所に配するを得るものとしても、民間にも亦有能の士を残す必要があると云ふことで、其理由は人の實際教育上最も必要な處世の要訣は、實社會の風に觸れさせることで、本や學校教育が如何に有益であらうとも、是等は精神的進歩の手段に過ぎないのである。精神教育に劣らず必要なのは活動力の練磨で、即ち勞働、工夫、判斷、克己心の養成などであるが、是等は生活の困難を経なければ得られぬものである。固より生活の困難を歓迎するのではないが、人が世に處するに當ては、如何に世の中が幸福になつても、活動力や實際的判斷力の不必要なる虞はないのに、是等の能力が若し少數の者に止り、多數の者は唯命是從ひ、事毎に政府の力に依頼することになれば、其能力は半萎縮し、其教育は重大なる方面に缺陷を現はすこととなるのである。即ち政府の長官や屬僚は法律上の權力に加ふるに、智識の優越を以てし、民衆は政治的奴隸の如きものと爲り、世の進むに従ひ困難は漸く減少し、私人は其力を養ふ機會を減ずるのであるから、社會の各階級の者（最下層までも）をして、自らできるだけは仕事をさせ、苟も渠等自身のみに関するものは、成るべく自己の能力に依らせ、其共同の利害は協力に依つて行はせるやうに（即ち自治）するがよい。蓋し共同の仕事を議論し、經營することは、公共心を養成する好手段で、且つ公務を知るの機會を與へ得るからである。民主制度の國であつても、民主的の組織に依つて維持せられず、中央集權に限るときは、そこに何等政治的自由なるものなく、却て全く反

對の思想を生じ、最下層の階級をして、起つて政權を握らんとする野心を起さしめるものである。國に依りては、民衆は單に專制を除くを欲するも、又國に依りては、各人自ら專制を行はんと望むものがあつて、不幸にして文明國にも後者の例が少くないが、之を避けるには、民をして自治の精神を養はさせるに在るが、是は個人をして自己の爲めに活動させるに在るのである。要するに放任主義を以て通則とし、大なる利益なき限りは、此主義から離れてはならぬのである。

以上は「ミル」の説の要旨であるが、ツマリ「アダム、スミス」の論旨を根據とし、個人の自由を尊重せよと云ふ一方、其自治的政治論や、教育論を加味し、社會主義に感化せられ、從て國家の干渉を排斥しつゝも、餘程緩和されることになつたのである。

第三節 政策の標準

一、主義の差異 以上述べたやうに經濟政策上の主義には、大體放任と干渉との二種類あつて、其極端な場合は著しく主張を異にするのであるが、放任の穩和説と干渉の穩和説とを對照すると、大差を見ないのである。隨て「ミル」の説のやうに、明白なる國家の職務の外、例へば商工業や教育の如き事柄に對して、如何なる程度まで放任し又は干渉すべきや、之に關する漠然たる方針は言明しても、明瞭な主義を示すことが、頗る困難と爲るのは寧ろ當然である。産業國有などに就ては、兩者の所説は全く反對に立つのであるが、産業保護の可否（關稅や獎勵金に限らず）に就ては、恐

く兩者の穩健なる論者は其所説を異にせざるのみならず、或は却て放任論者がより多く干渉を主張し、干渉論者が干渉に反對する場合がないとも限らぬ。「ミル」が勞働問題に干渉すべきを懲適し、「リスト」が未開國は自由貿易が利益であると云ふ如きは、其一例である。

前記雙方の所説を見ると、一々相當の理由があつて一概に排斥することはできぬのであるが、是は固より當然の次第である。「ミル」の説けるが如く、元來人は生活上或る程度まで自由の領分を有すべき筈で、野蠻國でも文明國でも、民主國でも將又專制國でも、人は皆相當の自由を保有して居るのである。國に依り時代に依り、或は政治上の自由を喪ひ、又は宗教言論の自由を缺くも、而も必ず或程度の自由は持つて居るのである。若し此自由は眞の自由でないと言ふ者があれば、現今の共和國の市民が、事實上如何なる程度まで政治上の自由を有して、之が爲めに如何なる利益を享けて居るやを反問しなくてはならぬ。議員の選舉に世評や、義理や、訪問や、無智や、私慾で或者に一票を投ずることが政治の自由であるとすれば、現今の自由も亦餘り有難いものではないのである。兎に角或る程度までの自由は事實上持つて居るもので、又持つべきものである（或る程度の自由を持たなければ、人は生存して生活することができぬ。天賦の自由を説くのも、畢竟此邊の意味合であらうと思ふ）とすれば、自由放任論には最も強い根據がある。併し絶対に各人の自由行動に任かすと云ふやうなことは、是れ亦あり得べからざること、苟も秩序とか法律とか又は國家とかの

存在を認める以上、各人は或る程度まで自由を制限しなくてはならぬし、又如何に自由を尊ぶ國でも、國民は相當の制限を甘受して居るのである。自由放任論者と雖も、亦此理を看取しないわけはないのであるが、偶過度の干渉政策に反對して之を破壊せんが爲めに、自然極端の説を唱へたものと見るのが至當であらうと思ふ。重農主義の學者や「アダム、スミス」が稍極端に放任を主張したのも、當時の干渉政策が餘りに激烈であつた爲めであつて、其の眞意は反對論者の主張する如く、無制限の自由放任ではなかつたのである。翻て國家干渉説を觀るに、國家の有機的團體であること、内に對しても、亦外に對しても、國家としての發達を主位に置くべきこと、強弱命從の状態を自然とすること、從て幼稚産業の保護や婦女労働者の利益や、無能力者などは之を保護し、特權や獨占や暴富やは之を制限しやうとするので、是等を國家の權力、法の威力に依て行はんとするのであるが、是れ亦一應尤もの次第である。國家が如何にして起り、如何なる徑路を経て今日に至り、其政治、經濟の組織、文化の態様が將來如何に變化し往くとしても、國際聯盟が如何に發達し得るものとするも（國際聯盟其ものが既に各國の存在を前提として居るわけである）各國の領域が如何に伸縮しても、國家は未來永劫消滅することは無い。假りに百歩を譲りて遠き將來に於て、世界を打し一丸と爲し得るものとするも、斯の如き理想はこゝ數世紀には實現し得ないものであつて、當分各國對立競争の状態にあらねばならぬ。既に各國對立とすれば、各國共に自國の保持發展を圖るべ

く極力努力しなくてはならぬ。斯く努力するのは、單に「國君に忠である」「盲目的愛國心に基く」と云ふのでなく、畢竟自己の國家なる一單位を發展させることが、聽て民衆全體を包括する福利増進の最良手段だからである。各個人の利害から觀ると、國家の利益と一致しないことがあるし、又現代のみを觀れば、自己犠牲の意味を了解し難いことがある。併し個人其者が既に過去に受けて、之を將來に譲る一連鎖である如く、現在の國家なる團體も亦更に綜合的過去を表顯する一行程で、之を綜合的子孫に引渡すものであれば、各個人の小利害は、之を國家なる大利害に從屬せしめねばならぬ。從屬せしめて犠牲にするのでない、從屬させるのが聽て各個人（過去未來に互る）の利益だからである。約言すれば個人の利益と、國家の利益とが衝突する場合には、利益を制限し、又は放棄しなくてはならぬのである。即ち國家干渉の正當なる所以で、一見自由放任主義と氷炭相容れない様に見るのであるが、干渉主義と雖も全然個人の自由を認めないと云ふわけではなく、又放任主義も亦全然放任せよと云ふのではないのであるから、兩者の岐るゝ所は、歸する所自由の範圍を廣くするか、狭くするか其程度の問題である。

二、國家干渉の程度 扱個人の自由を認め、或る程度の干渉を可とするものとして、如何なる方針の干渉を行ふべきか、是は既に諸學者の例示せる如く、事柄の種類に依つて異なるので、例へば國防軍備、司法、警察の如きは、大體國家本位とすべく、思想、言論、集社、宗教、教育、經濟の如

きは成るべく自由にする」と云ふのが、一般の通説である。歴史學派と雖も、經濟上に於ては、自由を本位としないまでも、干渉を本位とするものではない。併し是れは極めて大體論であつて、後の部類に屬する事柄でも、實際の程度になると種々の問題が起り、從て絶えず論争を見るのである。殊に經濟事業に於て著しいので、今尙ほ「スミス」式放任主義を採る者もあれば、「リスト」式國家干渉説を繰返して居る者もある。

然らば經濟上の事柄は孰れを本位とするがよいか、更に具體的に云へば、小賣營業、卸賣營業、商品、取引所、株式會社、「トラスト」及び「カルテル」、勞働問題、さては資金融通、輸出入の商品等に對し、國家は大體成るべく放任すべきか、或は成るべく干渉すべきか、孰れに立脚して實際の政策を立てよいか。「ヂェヴォンス」「シヂウイック」「アッシュレイ」の如き緩和されたる學者は、ツマリ「是等に對しては一貫せる定則を造り、何んでも一律に處することはできぬ、其場合々々の利害得失を考量して、比較的弊害の少い方針を採る外はない」と逃げ、各國共實際の政治は亦斯様な御都合主義 (Opportunism) で行つて居るやうであるが、果してそれでよいか。是こそ實に大問題で、政策の目的は元來實際の利益を擧ぐるに在るのであるから、理論上至極尤も見える法則があつたとしても、一貫して之を行ふことが、事實上不利益であるとすれば、前記の説も必ずしも灰色の所以を以て排斥することはできぬのである。

併し歴史學派の唱へる如く、各國に横に通じ、各時代に縦に通じた一般的不變の法則は造り得ないものとし、自由放任の一點張で押通すことが、不當であるとしても、或る時代に於ける各國、殊に類似の程度に進んだ國に於ては、略似通つた經濟状態に在るものであるから、其時代に對する經濟政策の大體を定め得ぬといふことはないし、各國に通じなくても、或國の方針を定め得ぬ理由はない。定め得ぬ理由がないのみならず、定めぬ事は大なる不利益であると云ふのは、或る國（或は相類した各國）に於て、或る時代には法治的干渉、産業保護的干渉、社會主義的運動が殊に濃厚に爲り、又は自由放任が盛んに爲る場合もあるのであるから、之れに對する大體の方針を定める必要があるからで、宛も子供の教育上、我儘育ちの者には干渉主義、溫和の者には放任主義を採るのが利益であると同様である。從て經濟上に於ても各國それぞれ大方針を定めることが利益であるが、然らば我邦及び之に類した各國は、大體如何なる方針を採るべきかと云ふと、經濟上に於ては孰れかと云へば、矢張自由放任を本則とするがよいと思ふ。固より無制限の放任でないことは云ふまでもないので、事柄に依りては監督もし、制限もし、又多少の特權も與へなくてはならぬ。如何なる事柄に如何なる制限を加ふべきかは、後章に於て各題目毎に述べる積りであるが、大體の主義を之れに定めるがよいと云ふのである。其理由は國家の保護干渉又は官業は「ミル」の述べた如き種々の不經濟や其他の弊害が伴ふばかりでなく、近時我邦始め各國共に獨逸式の經濟學や、社會主義的學說

(又は運動)の影響を受け、國家の干渉、保護、官公の事業が益増加する傾向極めて著しく、商工業者も労働者も又農業家も、擧て國家の保護にのみ倚らんとする風あり、議會政治は是等の請託運動のみに左右せられ、國家全體の利益、其永遠の發展を眼中に置かざる爲め、不必要の保護を與へ、無益の事業を起し、誤れる干渉を敢てし、一部の者のみを利し、往々國家の基礎を動搖せしめんとする危険があるからである。「スミス」一派が重商主義的過度の干渉に反抗し、之を破壊せんが爲めに放任主義を唱へたものとすれば、現今の新重商主義的傾向、並に極端なる國家社會主義的思潮に對し、有效至當の方針を求むれば、自由放任を措いて他に求め難いので、恰も國家本位説が自由放任の弊害を矯正すべく唱道せられたのと同筆法に出づるのである。尙ほ斯く云へば歴史學派的所説の如く、時代に依て主義を異にすべきもの、如くであるが、自分は現代に於て放任説を本位とするのみならず、各時代を通じて此主義を準則とすべしと信ずる者である。現代に於て殊に干渉的空氣が濃厚であるから、其調子を高むるの必要があると云ふので、各時代共に濃淡の程度こそあれ、大體之を方針とせねばならぬ。政府は國民を保護し、監督し、教育し、強制することが當然であるが、自然、保護、特權、干渉の弊害に陥り易く、人民は又狎れ易きものであるから、大體は何としても自由に任せるがよいと思ふ、殊に漸次國民の文化の程度が進み、自治に適する場にはそふである。斯く云へば、恰も「スミス」や「ミル」の説に心酔し、之を繰返すやうに考へられ、社會政策學

者や、資本主義反對論者から、ありふれた種々の非難を受けるかも知れぬ。其非難は從來歴史學派や社會主義者が「スミス」學派に向けた所の最も普通のものであるから、茲に之を擧げる必要はないが、自分が放任主義を本則とせよと云ふのは、所謂社會的施設に反對するわけでも、又労働者保護に不同意を唱へるわけでもない。「スミス」を地下より呼び起して現今の經濟状態を一見させたなら、或は卒先是等の説を唱へたかも知れぬと思はれる位であるから、分配政策なる干渉を排斥するのではない。併し重要産業國有とか所有權廢止などの説は不賛成で、又假令社會政策や經濟統制にしても、其一派の主張する如く、國々の發達の程度を無視し、遮二無二、外國流の政策を日本にも直に實行せしめやうとするが如きは、首肯することができない、と云ふ斯う云ふ程度の放任説である。

三、新自由主義 近頃我邦の學者中には自由主義に賛同し、政府の保護干渉政策を排斥しつゝ、所謂社會政策的施設を必要とする者がある、想ふに上田博士の如きは其典型的の者であらうと思ふ、今其「新著新自由主義」を觀るに「……それは十九世紀の中葉に、主として英國に行はれた「マンチェスター」派に近いものであることを一言しなければならぬ……」……實際に於ては少くとも原則として自由競争の自然的調節力に依頼せんとするのである……」と述べて、先づ其趣旨を示し、明治以來の傳統的保護政策を駁し、産業保護政策や輸入防遏、國產自給の思想を排撃する一方、社會主義者の産業國有論、並に主義其もの、缺點を擧げて居るが、所謂社會政策として國家の爲すべ

き事業が多々あることを説き、労働者自身の自立的運動の次に起るべきことを勧めて居る、社会政策の方面は特に婦人及少年労働者を保護すべき工場法や鑛業法の改善、擴張、労働者の災害を填補すべき社会保険法の完成、其他社会教育、社会衛生、租税制度を改善して分配を矯正することを述べて居る、最後に「舊自由主義」と異る點」として、保護貿易や産業國有に反對することは舊自由主義に近似して居るが、單に個人が他人又は政府の干渉を免れる自由でなくして國民各人をして其天分を自由に發育し得せしむる自由である、従て「……一般人民の個性を發展せしむる爲めに其經濟生活を安定にすることが必要であるとするならば國家の干渉は決して不可でない、國家が富者の財産及所得に課税することは當然であり、資本的企業の方法を制限することも亦已むを得ざる所である、併しながら個人の人格を向上せしむる爲めには國家が私的生活の内容にまで干渉してはならぬ……我日本に於ては個人の自主獨立と自律自制の價値が充分に理解されて居ない……」と説いて居る。所謂新自由主義は斯様に、企業の保護政策を排し、貿易の自由を利とし、個人の自主獨立を促すと同時に、社会政策には賛同して居るのである、此最後の點が「新」なる文字を冠する所以であるが、無制限の自由や自治を認めず、現在の制度に制限を加ふる必要を説いたのは、先には「ヂュー、エス、ミル」があり、又其後に於ても社会改良主義と呼ばれて居る「ヴレンターノ」や「シヂウイック」などの説があるのである、のみならず「スミス」と雖も、此種精神は著書の隨所に窺ふことができるのであるから、社会政策を加味した點のみに於て「新自由主義」と呼ぶことは穩當ではあるまいと思ふ。

唯問題は社会政策の程度であつて、若し新自由主義の目的とする所が僅に微温的の政策に止らず、一般社会政策論者の説の如く、徹底的に「分配問題に大なる變化を生ぜしむる」如きもの、若くは「官僚政府の温情的施設に終らざらんとする」(新自由主義二四頁)に在れば「ミル」の主張とは稍異なるかも知れぬが「ヴレンターノ」等の説と著しく異なるものではない。併し徹底的社会政策と純粹の自由主義とは相容れ難い點があるから、嘗て某々學者が類似の説を唱へたと否とに拘らず、之を新自由主義と呼ぶこと敢て不可なるにはあらず、社会改良主義に比しては、「自由」に重きを置くの意志と見ることもできるのである、されど個人の自由を重んずることや、所謂社会的立法を喜ぶ(固より手温しとしては居ても)ことは、社会主義者も亦異なることはない、唯企業の國有を主張する國家社会主義者の如き者もあるが、總ての社会主義者が之を唱へるわけではないのであるから、新自由主義は社会主義を攻撃しながら、餘程似通つた點があるのである。自分は嘗て述べた如く、敢て社会政策的立法に反對する者ではない、蓋し如何なる政體に在つても、一般の弱者、無産者等に對して相當の保護を加へ、富力や獨占を制限すべきことは、恐く政治的理想とする所であるからして、相當の程度に於て斯る政策を行ふことは、固より當然であるからである、従て社会政策など、唱へ

て器々其必要を説くまでのことはないのである、斯る種類の法制は内外共に種々の形式に於て現はれたことは、宛も資本主義と同様である、然れども、りに此種類の主義を高調し、弱者を保護することが厚きに過ぐれば、資本家の特権に譲らざる弊を生ずるのであるから、此點に留意することが必要である。

四、集團主義 と假に名附けたのは、英國の「ケインズ」の如く、大會社や大學の如き半自治團體を以て統制及組織の單位とするもの、即ち國家内に於ける各種の集團を以て統制の中心とするのであつて、個人主義と國家主義の中間に位すると稱するものである、米國の「チェエー、エム、クラーク」の如きも亦此種類に屬する學者であつて、「商業組合、金融機關、労働組合のやうな準政府的機關が漸次各人を統制してゆく傾向があるから、個人的人格 (Individualistic man) の代りに協同的人格 (Co-operative man) を發達させてゆかなくてはならぬのであるが、それには協同的組織を發達させ、自然協同的精神や習慣を造り、斯る精神、習慣に依て協同體を完成させるがよい」と述べて居る。「シドニー、ウヰップ」の如きも大體「ケインズ」の説に賛成して居るのである。

【参考】 J. M. Keynes, The End of Laissez-faire; Sidney Weld, The End of Laissez-faire (Economic Journal, September 1926); J. M. Clark, The Social Control of Business, pp. 270-272.

「ケインズ」は其著「自由主義の末路」に於て、先づ此主義が信教の自由並に帝王神權主義に反對した政治上の自由から出發し、十八世紀より十九世紀の初葉時代に於て諸哲學者や經濟學者の手に依りて仕上げられたものであるが、此主義は(一)實際の事實に基かざる不完全なる假定に依存し、(イ)生産單位が消費單位より大なる場合、(ロ)間接費用が存在する場合、(ハ)企業内部の節約が生産過剰を生ずる場合、(ニ)調和作用に要する時期が長い場合、(ホ)無智が智識を覆ふ場合、(ヘ)獨占權や合同が取引の衡平を妨ぐる場合などの複雑な問題は、別個のものとして取扱つて居るのである、(二)自由競争には悲惨な犠牲を伴ひ、富が必要の少い者へ集められる場合があるから、缺點が少くないが、英國の經濟學者が教科書中に之を金科玉條として説明したり、之に反對する保護主義や、「マルクス」式社會主義が論理的錯覺 (logical fallacy) である爲めと (But Marxian Socialism must always remain a portent to the historians of Opinion-how a doctrine so illogical and so dull can have exercised so powerful and enduring an influence over the minds of men, and, through them, the events of history.) 世界大戰中に於ける統一された社會的行動も、浪費氣分の爲めに、好結果を齎さなかつたことや、此主義が所謂實業家の活動に適する爲めに、依然相當の信仰を得て居るのである。

併し(一)經濟的活動に天賦の自由があると云ふことは眞實ではなく、(二)各人が所持し若くは

獲得した者に永久の権利を與へる契約などは存在せず、(三) 社會は公私の利害が符合するやうに、上から支配せられて居らぬと同時に、下の方に於ても亦左様に處理されて居らぬ、(四) 明智の自利心が常に公益に適する如く行動すると云ふ説は正常な論結ではない、自利心が一般に明智あるものと見ることは誤解であつて、自身の目的を達する爲め、各別に行動する各個人は、往々此目的さへ達するだけの明智と氣力を持たぬのであるし、(五) 個人が社會的單位を組織する場合、常に各別に行動する場合に比し、明智を缺くものであると云ふことは、經驗の證明せぬ所である。

自由主義には以上の缺點があるから、國家の爲すべき義務 (Benham の所謂 Agenda) と、個人に任せて、成るべく干渉せぬを可とする職務 (Non Agenda) とを區別するに當ては、抽象的に決定せず、精密に其利益を考慮すべきである。

以上が「ケーンズ」の自由主義に對する批判であつて、扱こそ半自治體の如き團體を「デモクラシー」の内部に認め、其公益的行動に依りて社會化の目的を達せんことを提唱し、尙ほ「アヂェンダ」の標準として、「個人が既に爲しつゝあるものは之を除き、個人の範圍外に屬するもの、國家が行はなければ、何人も之を爲さざる如き仕事は、最も重要なる國家的事業である、國家は個人が既に爲しつゝある仕事を行ひ、之を少しく改善し若くは改悪するのではなく、現在に於て全然放任せられて顧みられざる(有益な?) 仕事を行ふに在る」其一例として考ふべきことは、經濟上に於ける危

險、不安定並に無智である、是等は現時の經濟的害惡の原因と爲るものであるから、之を除く一策として(一) 統一的機關を設けて通貨及信用の慎重なる統制を行ふこと、並に(二) 實業界に關する資料を大規模に蒐集し、且つ之を散布し、發表する必要がある總ての實業界の事實を完全に公にし、必要があれば法律を設けて公表させてもよろしい、又他の例は貯蓄と放資に關するもので、統一的指導的制度が必要である、更に第三の例は人口政策であつて、各國は最も便宜なる大さを考慮し、且つ其實質も亦進歩させなくてはならぬと云ひ、最後に資本主義には幾多の缺點があるが、能く運営せば其他の制度より一層有効に經濟的目的を達することができると思ふが、現在の如く單に個人の金錢的動機 (Money-motive) のみを養成し、獎勵し、且つ保護するやうな制度には、反對の空氣も少くないのであるから、心理的、道德的方面に注目する必要があると思ふ。

以上「ケーンズ」の所論の梗概を示したのであるが、(一) 自由主義 (個人主義も) が歴史的產物であることは、氏の説の如くであつて、之は他の學者も既に述べて居る所である、例へば獨逸の「ヘルマン、レヴィー」の如きも其一人である (Hermann Levy, Economic Liberalism, ch. I, II, III. を VII) 自分も大體斯様に考へて居るのであるが、或學說なり主義なりが、宗教的、若くは政治的壓制に反抗する爲めに現はれたことは、其影響が去り、若くは少く爲つた爲めに、其妥當性を失ふものではない、丁度貧窮の苦境に陥つた爲めに、節約主義を是とし、之を採るに至つたことは、

富祐の樂境に至つても、變ることはないのと同様である、又哲學者が斯様な説を造り上げたこと、「アダム、スミス」等が之を取入れたことも固より主義の誤謬を立證することにはならぬ、唯私人の利害を追求することが必らずしも社會の利益と爲らぬ場合もあり、人は明智を缺き易きものであることも亦事實であり、其他此主義にも幾多の缺陷があることは、嘗て此主義の反對論中にも述べた如くで、之は從來社會主義者や社會政策學者、若くは保護論者の好んで述べて居る所である、併し複雑なる社會に於て、或る主義を以て統制せんとするときは、利益を生ずると同的に弊害をも醸生するは已むを得ざる所であつて、之は寧ろ人間の性質に缺點がある爲めと見る方が適當である、保護政策は云ふまでもなく、社會主義社會政策孰れにも缺點はあるのであつて、自由主義は唯比較的利益の多い割合に缺點が少いと云ふのである。而も其缺點は之を矯正し得るものが多いのであることは「ケインズ」自身も認めて居るのである、而して道德的要素を加へることは、獨逸學者の主張する所であるが、古典學派が從來「經濟人」を假定して説明したのは、推論の便宜からであつて、人間が道德的方面を缺いてよいとするのではない、却て「マルクス」や「エンゲルス」の如き唯物史觀を信ずる者に、心理方面道德方面を閑却したかの觀があるのである。

國家内（民本的國家内）に於ける或る半自治集團には營利觀念が少く、公益を目的とするものであるから、此種の統制單位に依て政治機關を補ふがよいと云ふ説は、想ふに穩和なる社會主義を取入れたものであり、英蘭銀行や大學、倫敦港務局、鐵道其他の公益事業の會社、銀行や保險會社で相當の年月を経て、基礎の確定したものが、株主には最小限度の配當を爲し、經營は出資者と異なる重役等の手に依りて行はれ、其各集團の利益を眼中に置かないわけではないが、公益を主とすると云ふ見地から之を中心とし（或は事務員や、労働者を株主とする方面を社會化と見て）社會の統制を行はふとするのである、否成るべく斯る方針に依て會社其他の集團を經營させやうと云ふのであらふと思ふ。

併し單に非營利團體を推奨するのであれば「シドニー、ウェブ」の説くが如く、州、郡、區の如き自治團體や、教區會議及び消費組合をも加へ、更に労働組合をも加へるがよい、商業會議所や同業組合をも列擧すべきであらふ、然れども是等の團體も亦自利心を主とする各個人より成立する以上、團體に伴ふ弊害を免れざるべく、又他の組織に比し、社會的に有害なる過度の發達や、非理の新陳代謝が少いとは信ぜられぬからして、政府は依然是等集團の監督に力を傾つ必要があることは、是亦「ウェブ」の説く所の如くである。而して是等の集團中或もの、例へば英蘭銀行や、倫敦港務局、大學の如きもの、或種の公益會社（而も英國の）は公共の利益を主とするかも知れぬ（或程度まで各團體や階級、教員等の個別的利益を認めることは「ケインズ」も亦承認して居る、殊に戦後の不況時に於ては、配當利益や、重役の賞與金は最低限度に減少するであらうと思ふが、假令

鐵道や、電氣の如き公益事業でも、各集團の利益を主とする結果は公益に反することゝ爲り、重役が私腹を肥す虞もあるからして、必ずしも理想的統制單位 (the ideal size for the unit of control and organization) とは爲らぬのみならず、是等の集團が尤大なる財力を有するに至り、其利益を

圖ることゝ爲れば、資本主義的弊害を現はし、此期待にも遠ざかることゝ爲るわけである。

最後に政府の爲すべき職務の標準は、大體從来自由主義の學者の説く所と大差はない、即ち成るべく個人に任せよと云ふのであつて、其例の中實業界の實狀を調査せよと云ふことは、從來米國などに於ても行はれて居る説であつて、最も政府の事業に適するのである、其他金融機關や、貯蓄放資、若くは人口問題等に於ても亦異論はないが、是等の手段に依りて、經濟界の害惡たる危険や不安定を除去し得るものと信せば、それは大なる錯覺である。「ウヰヰ」は輸出入の統制までも加へよと勸めて居る) 要するに「ケーンズ」は自由主義の缺點を指摘し、其末路を謳ひつゝ、尙ほ保護政策を排して、個人や集團の意志を尊重する一方「マルキシズム」を排撃して居るのであるが、政策に依て現在の制度を改善せんとする者であるから、一種の社會改良論者と看做すべきものである。

五、國家主義と國際主義

國家なる有機體の利害を主とする國家主義が發現する方面には、對内的と對外的の區別がある、國家主義が國內の經濟や、文化其他一般の施設に現はるゝ場合には、自由主義に對する干涉主義若くは統制主義、若くは放任に對する保護主義と爲るが、外國に對するときは、

は、自國の獨立、威嚴を維持し、貿易や海外在留民を保護し、植民地や勢力範圍の利害を確保し、海外放資を安全有利にする政策と爲る。「リスト」の意見に據れば、更に進んで國家は自國より劣つて居る未開國の文明を開發し、其剩つた人口と精神的並に物質的資本に依り、植民地を發見し、新國家を造る使命があると云ふのであつて、對外方面が單に現状維持や既得權の保護に止るとき、即ち消極的の政策の目的に過ぎない場合には、一般に之を當然として咎めないものであるが、「リスト」の説の如く積極的に未開國に植民地を求めると云ふ如き程度に至るときは、所謂帝國主義 (Imperialism) として非難せらるゝのである、而して軍備は自國の獨立を維持するだけでも必要であるが、植民地や海外放資其他在外の利害關係が多いときは、之を増加する必要がある、又積極的政策を採るときは、一層増大しなくてはならぬ、即ち事實上侵略の目的を以て軍備を擴張することゝ爲り、斯る國に於ては軍閥が其國の政治を左右する傾があるから、之を軍國主義 (Militarism) と呼ぶのである、歐洲大戰前の獨逸は其適例と看做されて居り、日本なども亦其一例と目せられて居たのである。

[參考] (1) S. B. Harding, The Study of Great War; (2) V. S. Melady, The Germany of Asia.

凡そ國家が國內に於て農工商、鑛山、山林、漁業、運輸交通、其他各種の事業の發達を圖り、學術技藝を獎勵し、司法警察の制度を完全にして國民の安寧を維持し、以て一般國民の福利を増進す

るの策を採るは、固より當然であつて、唯經濟上に於ては保護干渉に過ぐるを不可とするのであるが、一國は世界に於て孤立するものにあらず、自國以外に種々の國家ありて、中には野心を抱藏して領土の擴張を圖り、或は往時の雪辱を考慮し、其割讓地の恢復を圖るが如きものもあるのであるから、單に自國の獨立を維持する目的のみでも、相當の軍備を調へて置く必要があるのである、而して各國貿易を營み、有無相通ずるを利益として居る以上、輸出入共に便宜を圖らんとするのも當然であつて、比較的領域の狭い國が食料品の供給を有利にし、製造品の販路を擴張し、人口過剰なるときは、其移住先を求めんとするのは尤千萬である、隨て對内政策に現はれる國家主義は固より對外政策に現はれる國家主義と雖も、大部分は、現在の國際事情に於ては之を容認しなければならぬと思ふ。所謂帝國主義には(一)軍事上の方面、即ち將來の作戰上若くは領土擴張の欲望(二)經濟上の方面、即ち食料品や、原料品の供給と製品の販路を求むる爲め、勢力範圍か又は植民地を獲得すること(三)宗教上の方面即ち宗教の傳播又は教育の普及に依りて未開の國民を開發させる目的など種々ある(四)其他政治家や軍人の名譽慾、國民の領土慾なども其要素であるが、(三)は單に表面上の口實であつて、若し宗教教育の感化を及ぼすとすれば、それは人心收攬の目的か、或は生活程度を昂上させて、消費力を増加させる手段である、歐羅巴の或國々が「白人の義務」(Whiteman's burden)として之を高調するが、それは宗教家の一部が斯く考へるに止るのである。

帝國主義は斯の如き目的を有し、之が爲め軍備を擴張し、往々干戈を交ふるも辭せずするのである、英帝國の如きは本國と植民地の經濟的、並に政治的連結を鞏固にするのが目的であつたが、獨、佛、米の如きは領土若くは勢力範圍の獲得を目的としたのである、即ち平和論者や、社會主義者などから非難を受ける所以であるが、本國の領土や植民地又は勢力範圍を維持する程度までは之を許容すべきで、貿易や海運の獎勵も亦之を認めなければならぬ、唯故なく干戈を動して他國の領土を蠶食せんとするが如き行動は、特別の事情がある場合の外現今に在つては之を避くべきものであつて、又過去の事實に徴しても、今後有利なる植民地を得ることは困難である。現に歐羅巴諸國が領有して居る亞弗利加の各植民地の如きも、原料品や食料品の供給地、若くは商品の販路としては極めて貧弱であり、又移住せんとしても不適當であることは、我朝鮮に似たものである。

國家主義(Nationalism)は斯の如く大體に於て正しいものであつて、之に依て國利民福を増進させ、文化の發達に貢獻することができるのであるが、此主義を極端に行はんとすること、戰前の獨、佛、伊、露の如くであるときは、自から他國と利害の衝突を來し、常に不安を感ずる結果は競て軍備を擴張し、常に好戰氣分を鼓吹する爲め、遂に戰爭の慘禍を招く弊害があるのである、即ち國際主義(Internationalism)を唱へ、國家の權利を制限せんとする者がある所以である。

國際主義は世界各國が聯合して種々の仕事を行ふと同時に、各自の主權を制限して協同を保ち、

各國の利害の衝突を平和的に解決せんことを目的とするものであつて、從て各國を衡平に待遇し、特殊の國々のみに特惠を賦與することを避け、通商は成るべく自由にしやうとするのである。國際聯盟は即ち斯様な目的で生れたものであるが、世界を打つて一丸とするものではない、即ち Super-state を造り、世界合衆國と爲つて主權を之に委し、其支配の下に立つわけではない。各種の事項に關して時々世界的會合を開催し、それ／＼條約を締結し、各國は其義務を守る外、紛争が起つた場合には、仲裁又は裁判に附することとするのである。

國際的協調は大戦後に至つて始めて現はれたものではなく、各國は從來經濟、政治、統計、學術各方面に亘つて、一般的若くは部分的の條約を締結し、中には常設の事務所を設けて、聯絡と統一を圖つて居たのである、P. A. Reinsch の話に依ると、此種の國際的聯盟は四十五に及び、此中三十は行政的事務局と委員を設け居ると云ふことである、例へば「メートル」、郵便、電信、海底電信、「ラディオ」、工業所有權、貨幣、版權、統計、砂糖、阿片、關稅等に關する同盟や、汎米同盟、中米同盟、海牙裁判所、中米裁判所、労働者の同盟の類であつて、其他國際的の「カルテル」「トラスト」國際商業會議所なども亦國際的協同の例である、而して歐洲大戦中から、一方に於て著しく敵愾氣分を昂進させると同時に、聯合側の如きは各國協同の精神を養ふ結果と爲り、戦後は戦争の慘禍に腦む爲め、一層斯様な氣分が濃厚と爲り、扱こそ國際聯盟も生れ、又生長しつゝあるわけである、

要するに運輸交通の便が發達し、各國相互に接近し、貿易、海運、鐵道、金融、保險の如き經濟的現象は固より學術、宗教、思想、藝術、運動競技の如きものに至るまで、漸次聯絡し同化する時代と爲つた爲め、益協同の利益を感じるに至つたわけであつて、宛も十九世紀前半に於て鐵道の普及が國家主義を煽つた如く、交通の進歩は國際主義を強むることゝ爲つたのである。唯將來政治的に重要な利害の衝突が、而も大國間に起つた場合、尙ほ能く國家主義を抑壓して、國際主義に依存し得るや否や、それが頗る疑問であることは、最近に於ける内外の情勢から考へても、容易に推知し得られると思ふ。

第四節 經濟統制と計畫經濟

第一項 經濟統制

一、經濟統制の意義及範圍 最近經濟上に於ける「統制」と云ふ言葉が著しく流行することゝなつた。之は謂ふまでもなく、世界大戦後歐米の學說や實際政策の影響を受けたものであるが、我國に於ける現在の各種の經濟社會は、果して斯様にあらゆる方面の統制を必要とするものであるか、假に統制を必要とする場合があるとしても、其効果が少くて、却て其副作用たる惡影響が多い場合はないか、次に之を検討する。

現在我國に於ては「統制」なる言葉を種々の意義に使用して歸一する所がないが、法律上明確な内容を持つて使用したのは、顧ふに昭和六年四月公布の「重要産業の統制に關する件」と言ふ法律であらう。之は重要産業の生産又は販賣に關する「カルテル」的協定を「統制協定」と呼んでゐるから、此法律の統制は「カルテル」的統制である。然し此法律制定と時を同ふして改正を加へられた工業組合法や輸出組合法にも、組合員外の「アウトサイダー」に對する所謂統制命令を發布し得ることを規定してゐるが、是等は「統制」とは云はずに、事業經營に關する「制限」と呼んでゐる。尤も昭和七年九月制定した商業組合法では、營業に關する「統制」と云ひ、明かに統制と云ふてゐる（第三條、第七條、第九條等）。昭和八年三月公布の「米穀統制法」は産業統制法に次ぐ第二の統制法律であるが、此の場合の統制は政府が米穀の賣買に依り、其數量又は市價を調節することを目的とするのであつて、産業統制とは趣を異にする。唯共通の點は政府が權力を以て、自由經濟を制限することである。蠶絲業に關しては近年原蠶種の國家管理とか、製絲業者や問屋の免許制度、輸出生絲の販賣管理などが叫ばれ、前三者は石油業法と共に既に法律を制定して實行してゐるのであるが、實質上、統制の一種である。亦一般の用語としても蠶絲業の統制とか、販賣統制とか云ふてゐるが、販賣の方は法律の實質が骨抜となり、問屋の免許と取引の登録とを定めた輸出生絲取引法として制定された。尤も原蠶種管理法の條文中には「統制」と云ふ文字を使用してゐる。農産物の全體的販賣

統制案には「統制」なる文字を用ひてゐるが、米穀自治管理案は「管理」と云ひて統制とは云はぬ。昭和九年三月制定の石油業法は強力なる統制であるが、統制と云ふ文字がない。輸出水産物取締法（昭和九年三月）も一種の統制法であるが、法律の名稱は取締法と呼び、條文中に「輸出水産物の統制上必要な施設を命ずることを得」としてゐる。要するに法律關係の用語を見ても、統制の意義が統制されて居らぬのみでなく、統制なる語を用ひない場合にも、幾多の所謂統制が行はれてゐるのである。而して廣義の經濟統制は最近現はれたものではなく、從來あらゆる方面に行はれたものであつて、例へば煙草、鹽、樟腦などのやうな政府の獨占事業（所謂專賣）は申すまでもなく、鐵道、電信、電話のやうな官營事業、會社や諸種の組合、貨幣及兌換券の發行、其他銀行、信託、保險、取引所など、物品賣買業以外は、何等かの法律を設けて統制されてゐるのである。而して是等を部分的に統制する者は、主として商工省、農林省及遞信省であり、是等は更に内閣に於て統制されるわけである。

尤も斯様な廣義の經濟統制は、國家の權力を以て經濟の自由を制限することであるから之を斥け、獨逸の或學者の如く、統制を狹義に解し、「同種類の獨立した經濟單位を綜合して、統一意思の支配に委し、其指揮に従て經濟活動を行ふもの」とするときは、各種の組合や「カルテル」、「トラスト」的のものに限局されるのである。現在に於て一般に用ゐられる統制の意義は、斯様な内容に限る場

合が多いのであるが、此中にも各經營者が任意的に組織するもの——例へば普通の「カルテル」——と強制的に組織を強いられ、若くは加入を命ぜられ、或は統制に従はせるものとの區別がある。任意統制も統制の一種ではあるが、主として問題となるのは、多少でも強制の意義を有する種類である。

然らば或産業なり、銀行、保險の如きもの、統一的國營、即ち社會化は經濟統制の一種に屬するかと云ふと、學者に依ては之を除外し、單に一産業内の各單位をして自發的に組織體（組合）を造らせ、是に對して統制を加へ、或は統制力を持たせるものだ云ふ者がある。此點は言葉の争に歸するのであるが、各單位の自由活動を或程度まで認めるとしても、最も有効に統制を實行し、生産高や價格を制約する爲めには、所謂政府專賣若くは國營とする外はないのであるから、理想的の統制は國營に歸するであらう。固より之が爲め派生的の惡影響を生ずることはあり得るのであるが、單に「統制」を目的とするときは、斯様な程度にまで推し進めざるを得ない。従て重要産業を社會化するときは、社會主義に近いものとなるわけである。

然し我國に於て最近産業の國營とか國家管理とかを唱へる者は、社會主義者の如く全然營利主義を斥け、景氣の變動を排除し、失業を防止すると云ふやうな動機に基くものではないし、固より私有財産制度を否定するわけでもない。多くは當業者の救済を目的とし、之に「公益」を彩色したものであつて、例へば原蠶種の國家管理とか、米穀自治管理案、米穀專賣案、輸出生絲の販賣統制乃至

農産物販賣統制案の如きは、孰れも生産者側、然も其一部分の者の救済か保護かを目的として唱導されたものである。換言すれば國家權力の發動に依て、それ等の者の利益を擁護する目的であるから、營利經濟の排撃とか、失業防止とかは直接縁のないものである。従て資本主義の是正などにも役立つものではない。唯之が爲めに從來の商人階級を排除し、生産者の團體が之に代り、國家が之を指揮することにはなるが、之が爲め部分的にも營利經濟を排除し得るものではない。

二、用語 我國では經濟統制も統制經濟も同様に用ひ、更に計畫經濟とも同一視する者がある。然し經濟統制を前記のやうに各單位の綜合若くは統一と見るときは、計畫經濟 (Planned Economy, Economic Planning; Plan-wirtschaft) とは趣を異にする。經濟統制は前記のやうに、或産業の組織化に過ぎぬのであるが、計畫經濟は「國內に於ける總ての産業を綜括して、一定計畫の下に遂行するのである。計畫經濟は亦廣義の經濟統制であるから、經濟統制と呼んでもよいが、混線を避ける爲めには計畫經濟と云ふ方がよい。而して計畫經濟を實行する爲めには、重要産業を統制することが便利であり、又計畫經濟の理想的實現を期するには、それが必要となるであらうが、緩和した計畫經濟は必ずしも重要産業を統制する必要はない。假に統制するとしても、必ずしも強度の統制、例へば社會化を必要とはしないのである。而して現在我國の經濟統制は各單位の綜合と云ふ觀念より、更に廣汎の意味がある。即ち制限 (Restrain) 又は監督或は管理 (Control) の場合であつて、例

へば石油業法が精製業者や輸入業者を許可制としたり、製絲業、生絲問屋を制限することゝしたのは其例である。其外輸出入の制限の如きも亦一種の統制と看做してゐる。此種類の制限は今日始まつたものではなく、從來に於ても經濟政策の一部として行つたものであるから、故らに經濟統制と呼ぶほどのものではないが、我國では流行的に斯様に呼ぶ者が少くない。

三、經濟統制の功罪 世間では經濟統制を以て資本主義の是正手段と看做してゐるが、それが果して當を得た見解であるか。又經濟統制を以て自由主義的經濟機構と相容れないものとする説が多いが、之に反して兩者並行して行はれ得るものだと云ふ者もある。果して孰れが正當であるか。經濟統制は前述のやうに種々異つた意義に使用されるのであるから、之を概括的、抽象的に批判し去ることはできぬのであるが、此主義を基準とする政策は、少くも現在の政府干渉程度以上に、經濟界に干渉することであるから、自由主義に反することは謂ふまでもない。或は「現在の經濟機構に於ても種々の方向に於て政府の拘束を受けてゐるのであるから、多少干渉の程度を強めた所で、自由主義の經濟機構を覆へすものではない、其拘束の範圍内に於ては尙ほ自由であるから、自由主義と容れないものではない」と辯護する者もある。即ち「統制は畢竟粗雑なる個人主義 (Rugged Individualism) を調整するものであつて、宛も道路の混雜を防ぐ爲めに左側通行やゴーストツプの規則を設けるが如きものである、通行を安全にする利益を生じて、其自由を奪ふものではない」と云

ふ。成程此辯明にも一理ないではないが、自由の範圍を縮小するだけは確實である。殊に近來の經濟統制は左側通行の如き程度の干渉ではなく、道路の方向轉換か、通行禁止に當る程度の干渉や、一部の者に通行の自由を與へ、他の者を制限するやうな干渉が多いのであるから、明瞭に自由を減殺するのみならず、往々社會の或部分若くは大部分に惡影響を及ぼし、然も當業者自らも著しい利益を享けぬ場合が少くないのである。然し統制(廣義)の利益は産業の種類及其實情と統制の方法及程度如何並に一般的、特殊的の經濟情態に依て異なるものであつて、中には有效な統制もあり、亦必要な統制もないではない。例へば母國と植民地の經濟「ブロック」を必要と認める場合、内外の生産や輸出入(日本では移出入)を統制するとか、「ダムピング」を防止するとか、外國の輸入制限を緩和する爲め、輸出の數量や價格を統制する。或は金利や市場操作に依て通貨を統制する。鐵道運賃を統制する、戰時異常の場合や、大震災後に各種の統制を行ふ類である。然し是等の統制と雖も、方法宜しきを得ざるときは、惡影響が多くて、利益を没却する場合があることを忘れてはならぬ。金本位國が金の價格を完全に統制し、紙幣國が爲替管理を實行するが如きも、亦必要の統制であるが、貿易管理を大規模に行ふ如きは弊害がある。價格の統制は古來屢試みて失敗したものであつて、異常時の外行ふべきものではないが、戰時に於て重要食糧品の價格を制限するが如きは、往々必要を見る場合がある。(之も多くは失敗したが)。

要するに我國の大戦後の經濟政策も亦歐米諸國と揆を一にし、最初は各種の補助救濟策を施したのであるが、昭和四年（一九二九年）の秋以來の世界的不況の影響と、同五年一月十一日の金解禁前後の緊縮政策の遂行とに因り、全國的不況を齎らしたので、五月には商工省内に臨時産業合理局を設け、一方重要産業の合理化を圖る爲め、科學的管理法、規格統一、製品の單純化、國産愛用、試験研究等を奨勵すると同時に、金融の改善や産業の統制を行ふこととしたのであるが、六年四月の統制法制定から一層統制に力を注ぐこととなり、合理化は稍閑却された觀がある。然るに農村の困厄は絶へず喧傳され、中小商工業の疲弊も亦輕視することができぬ爲め、是等に對しても亦種々の救濟策を講ずると同時に、統制をも施すこととなり、全面的の統制流行を馴致した。而して昭和六年十月金再禁止以來は輸出工業や軍需工業が著しく恢復して來たのであるが、事業に依ては尙ほ「カルテル」の強化を要するものもあり、或は價格の統制を必要とし、更に輸出や農業や中小商工業の方面に於ては依然統制すべきものが少くない、と稱せられてゐる。或政黨はファシヨ的の統制強化を唱導する者もあるのであるが、今後果して統制の範圍を擴張したり、其程度を高めたりすることが、國民全般に對する永遠の利益を齎すものであるか、爲政者は一部の者の盲動に動かされたり、政黨の利害にのみ没頭して國家の將來を誤まらぬやう、慎重に施設することが極めて必要である。

第二項 計畫經濟

一、計畫經濟の形式 計畫經濟を唱へる者の中にも種々の段階があるが、一國の經濟界に於ける總ての部門に亘つて統一的綜合計畫を樹立し、之に従て實行する目的には大體變りはない。之を實行するに露西亞式的政治組織にするか、伊太利式的「ファシズム」に倣ふか、孰れにしても斯様な獨裁的權力に依て行ふか、或は現在の政治機構内に經濟參謀本部を設け、其指導に従はせるか、又は單に諮問機關に止めるか、それ等の點は各國學者に依てそれ／＼異論があると思ふが、一般の趣旨は現在の無計畫經濟 (Planless Economy) を改めて計畫的經濟と爲し、貨物の需要供給を人爲的に投合させ、景氣の變動や失業を排除しやうと云ふのである。英國の B. P. Blackett は計畫經濟の目的を述べて次のやうに説いてゐる。

(A) 計畫經濟は(一)各種の經濟的活動の無統制的衝突から起る、主なる冗費や失敗を矯正する爲めの必要手段である。(二)或は需要に對して生産を調整する手段として、人智の先見に依り意識的且慎重的に考慮した方法である。(三)更に生産、分配及び消費を自覺的に統制し、でき得る限り人類の欲望の分量と種類との満足と與へる最高の機會を造るのである。要するに計畫經濟は活動的社會意識に依て訓練された、自由の男女の意識的且熟慮的協同作業であつて、之に依て自他に對し精神的發達の最高機會を與へる第一位の環境を造るのが其目的である。

「ブラケット」は個人の利益追求が社會の利益を齎らすと云ふ説を駁し、「大戦前七十五年間の發達

は斯様な主義の賜ではない。不定且一般的なる種々の事情の偶然の綜合に因るものであるが、是等の要素は既に消滅した。…政府は單に時の必要に應じて幾多の斷片的政策を行ひ、委員會に次ぐに委員會を以てし、何等統一する所がないから、往々矛盾した二、三の政策を行ひ、其效力を減殺することがある。例へば一九一八年から一九二二年までの聯合内閣は、舊平價解禁の準備工作を行ひつゝ、鐵道従業員の賃銀を大戰前の二倍と確定した如きは其適例である。…眞の計畫經濟は意識的且熟慮的であつて、公開政策として採用しなければならぬ。又あらゆる現行制度の可否と、其據る所の基調とを検討しなくてはならぬが、現在の社會基調が必ずしも廢改を要すると云ふわけではなく、單に其まゝ之を是認してはならぬと云ふのである。而して計畫經濟は個人主義的でなく、必ずや國民經濟的であらねばならぬし、亦現在に於ては國際的にすることはできぬ。英國は國際協調を必要とするが、其時期を待つことはできぬからして、先づ自國の力の及ぶ範圍で、政治的又は經濟的に活動しなくてはならぬ。各國が世界的恢復に貢献する爲めには、先づ自國の状態を改善すべきであつて、唯其手段が他國の利益を害する場合にのみ、考慮を必要とするのである、云々。

(B. P. Blackett—Planned Money, Ch. I)

(B)更に獨逸の Werner Sombart の説を見ると、大要次のやうだ。

教授は先づ將來の經濟機構を豫測して、計畫經濟に到達すべきものだとし、(一)現在の如く部分

的の彌縫策に依て一時を糊塗し、或は補助金を與へ、或は統制を加へ、一方農民を保護して、他方輸出産業を獎勵するが如き制度は、單に混亂状態を持續するに過ぎないのであつて、總ての政黨は現状に對し不満を抱いてゐるから、斯様な制度が維持せらるゝかどうか頗る疑問である。(二)さればと云ふて逆轉して所謂自由經濟時代、即ち企業の無制限創設や支配を行ふ純粹の資本主義に復歸することも亦不可能である。現在は百年前とは全然經濟事情が違ふのみならず、個人の自由活動が總ての利益の調和を齎らすと云ふが如きは、畢竟空想に過ぎぬからである。(三)過去に於ては無計畫の自由と個人的獨斷行爲とを特徴とし、又現在は拘束的、強制的の散漫なる制約を特色とするのであるが、結局將來の制度は計畫經濟に歸着する外はない。

計畫經濟は必ずしも直接に自由主義の個人經濟に對抗するのではない、混沌たる無統制且無感覺の經濟に反對するものであつて、即ち秩序的であり、よく形成され、服従されたる巧妙の經濟組織である。一言にして之を蔽へば「有機的經濟」であつて、全體の各部分が相互的に適當なる關係を保つものである。即ち正當なる計畫設備の特色としては、次の三項目を數へなければならぬ。

(一)包括的であること 即ち全體的であつて、總ての部分が完全に統一され、生産、循環、分配、消費のあらゆる部門に及ばなければならぬが、それには各部門に最高計畫本部を造ることが必要である。然し計畫經濟はあらゆる行爲に干渉するものではなく、相當自由行動の範圍を保留する。殊に消費

の範圍に於ては各人意のまゝに行ふことができる。(二)統一的であること 即ち計畫は分權的ではなく、中央行政部に依て立案されなければならぬ。假令計畫經濟を行つても、計畫の中心が幾つもあることは、それ自身此主義を破壊する。而して其地域は當分——永久でなつても、長期間——國家的であつて、國際的とすることはできぬ、(三)種々雑多であること 計畫經濟は各國に於ける事情に即して立案されべきものであつて、國により各其目的と方針とを異にしなければならぬ。即ち國土の大小、人口の密度、農民の比率(露西亞、土耳其は八割内外、獨逸は三割、英國は僅に八分である)、手工業の多少、民族の特質、文化の程度、其國の歴史等々に依て、計畫經濟の形式と制度を異にする必要がある。而して孰れの經濟組織にしても、經濟各部門の特殊の要求に適應させることが必要であつて、即ち農業と商業と又商業と運輸業とは、全體に於て違つた形式の組織を要し、更に各業務内に於てもそれ／＼異なるのである。外國貿易と内國商業、卸賣と小賣、大都會と小市邑とは各異なる組織を必要とするのであつて、計畫經濟は是等各種の經濟の形式の共存と結合とを圖り、實現し得べき經濟制度を造る爲めに努力するのである。從て私人の個人的經濟も、市場經濟もあり、綜合的需要對應經濟(Bedarfsdeckungswirtschaft)もあれば、農民政策、土地政策、商業政策があり、協同組合や官公の經濟もある。殊に新式の資本主義的企業、即ち統帥者が永きに亘る責任を自覺する企業も、亦存在することを忘れてはならぬ。蓋し今後も經濟生活上の諸問題中、資本主義の

介入に依て最もよく解決されるものが屢起り得るからであつて、是等の機構の一つさへ排撃する論者は、畢竟頑迷不靈の愚物と稱すべきである。競争の如きも必ずしも排撃すべきでなく、唯之を賢明に全體的計畫中に包容させべきである。宛も一つの競馬場を經營するには、豫め慎重なる計畫を建て、細かい規則を設けるが、結局の目的は馬を自由に競争させるにあるのと同様である。財産の私有と公有や、私人の經濟と公共經濟の問題も亦之に類し、是等は孰れか一方だけにすべきものはなく、兩者は並行して存在すべきものである。

教授は更に歩を進めて計畫經濟の實行方針を例示し、第一に道徳的又は教育的政策に依て、民衆の生活と職業とを調整する必要を説き、次に權力的干涉の例を挙げ、(一)困難な場合に徹底的調整を行ふには、經濟各部門の全體(其部門?)を國家又は公共團體の管理の下に置く外はない、(二)或種の經濟活動を獨占化したり、管理したり、特許することは、稍寛大の政策であつて、(三)生産や運輸若くは配給の孰れかの部門を補助したり、或會社の活動を變更させて之を補助したり、官廳の命令規程を擴張するが如きは、最も寛大なる調整政策である。(四)其他一般に有害な影響を及ぼす企業を禁止することも亦統制の一方面である、此外間接の調整策にも種々あるが、例へば大銀行を利用して信用を統制させ、租稅政策、商業政策、完全なる貨幣本位の維持などが其例である。要するに計畫經濟は現在既に實行しつゝある種々の政策の孰れかを利用し、漸次全體を有機化するにある。

(Werner Sombart—The Future of Capitalism, pp. 18—33)

「ブラケット」も「ゾムバルト」も共に個人主義を基調とする現在の經濟機構、即ち資本主義を排撃し、其是正策として、無方針に補助や救濟を行ふことは、矛盾や冗費を生じ、需給の適合や失業救濟の目的を達することはできぬからして、生産、分配、消費の各部門を包括する全體的の計畫を造り、慎重に之を實行するがよいと云ふのである。亦孰れも計畫の範圍内に於ては相當の自由を許し、現在の政治形態の下に——或は多少の改革して之を行ひ得るものとし、必ずしも社會化することを要しないと見てゐるが、國際主義を排斥せざると同時に、國家主義を中心とすべきを説いてゐる。

「ゾムバルト」は前記論文の後半に於て、高度資本主義的世界經濟の特異の産物は「白人種の世界征服」即ち「西部歐羅巴の世界搾取」であつたが、經濟事情の變化は到底從來のやうな利益を收めることを許さぬ。歐洲以外の諸國は漸く覺醒して、歐羅巴の好市場とはならぬし、歐羅巴諸國の間でも自由貿易を期待することはできぬ。各國が全然獨立の經濟を營むことは(Autarchy)痴人の夢であるが、從來のやうに漫然自由貿易を行はず、自國の利益を中心として、明確且熟慮した國際的關係を造り、所謂經濟「ブロック」を組織することも亦必要である。從て將來は自由貿易や最惠國主義を斥け、通商條約、關稅同盟、特惠關稅、商品割當の手段を用ふる可能性がある。然し獨逸に於ても百餘年前の如く、砂糖、珈琲、熱帶の果物、絹、煙草、葡萄酒、藥劑等、比較的享樂貨物を輸入する爲

めに、穀物、種子、羊毛、其製品等を輸出した時代と異り、現今に於ては必要な食糧、飼糧、原料等を輸入する立場にあるから、到底往時のやうな意味の自給自足主義を實現することはできぬ。然し輸入食糧品の約三分の一弱は「バター」、「チーズ」及鶏卵であるから、それ等の貨物は國內で生産することができる。それには農業改造が最も急務であつて、歸農人口が増加すれば、失業救濟の手段ともなるであらう。

翻て政治機構を改造して計畫經濟を行ふことを唱導する學者の一例として、英國の G. D. H. Cole の説を見る。

(C)「ホール」は若し國家的經濟計畫(National Economic Planning)が生産諸手段を完全に利用することを目的とし、失業を防止するものであれば、主なる産業を國有とし、同時に國家が所得の分配を統制しなければならぬ。殊に貨物の價格は高度に統制する必要がある。或る經濟統制は實行し得るかも知れぬが、それが組織的計畫經濟でない限り、必然的に崩壊する。計畫經濟は必ずや生産と消費との間に巧に權衡を得たもので、價格制度を以て之を調整することを理想とするのである。若し此調和が重要な一角に於て崩壊すれば、全計畫は運営せぬであらう。要するに眞の計畫經濟は單に現在の制度へ社會主義を加味したものではなく、經濟生活の根本的基礎を變革しなくてはならぬ。「ホール」は前記の如く理想的計畫經濟は重要産業の社會化であるとしてゐるが、露西亞と米國と

は國情が違ふから、計畫經濟の實行方法も亦異なるものと云ふ。例へば露西亞に於ては製造品も生産用具も共に當分過剰となる患ひがないが、英國に於ては多くの工場は國內の需要を充して剩りあるやうになつてゐるし、又製造品を輸出して食糧品や原料品を輸入しなければ生活できぬ國情である。加之從來の商品の外、新規の商品を製造しなければ、生活程度を高めることはできぬ。又露西亞の輸出品は主に食糧品や原料品で、其輸入品は製造品であるが、英國は其の反對であるから、一朝事ある場合は、兩者困難の程度が違ふ。即ち兩者計畫經濟の形式を異にする所以であつて、英國は假令現在の重要産業を合理化しても、失業は却て増加する筈であるから、常に舊常態を恢復するのみでなく、新規の産業を起し、且是等の貨物の需要を喚起するやうに、購買力を増加する必要がある。然し從來の基礎産業の改造は、國家の統制を要するのであるが、單に是等の産業の統制だけでは不完全であつて、總ての産業に及び、且購買力の適當なる分配をも考慮しなくてはならぬ。而して國家的計畫經濟を實行するには、機械、原料品、燃料、人力の費用をできるだけ節約して、できるだけ貨物と「サーヴィス」を生産する外、斯く生産したものに對する適當の市場を求めねばならぬが、英國は今後從來の如く海外の市場に依存することはできぬから、國內市場を擴張しなくてはならぬ。然しそれは輸入品に對する需要でなく、内國産に對する需要の増加を圖るのであるから、從來の生産方針を根本的に改革し、農業振興に努力し、内國産の食糧を増加すべきである。然し小麦

の消費は生活程度の上と共に減少する傾向がある上、英國には不適當であるから、之は加奈陀、露西亞、亞爾然丁などに仰ぎ、肉類、「ベーコン」、牛乳製品、蔬菜、果實等の生産に努力するがよい。然し基礎産業は完全に社會化し得ても、農業は不可能であるから、政府は精々内國産業と、輸入品の商業とを獨占する、即ち政府專賣とする程度で満足せざるを得ない。一方土地を國有とし、小自作農を増加する政策を採ることは、失業者の歸農を勸奨する上にも便利であらう、云々。

「コール」は最後に労働黨の多年の主張の如く、英國に於ける金融機關の社會化を以て計畫經濟の必要條件とし、英蘭銀行の外諸株式銀行をも國營とし、常に信用を統制するのみでなく、舊産業の改造と新産業發達の爲めには、巨額の資金を必要とするから、之を民衆の蓄積資本か又は國家自身に求むべきだとし、之が爲めには民衆資本の動員又は公債に依るか、銀行制度（「インフレイション」）を利用するのであるが、其手段として國民投資局と云ふやうなものを設け、民間から借入れ、之を其指揮の下にある種々の公共會社に貸付けるがよい。然し民衆は社會化を恐れて斯様な公債に應募せぬ虞があるから、常に海外投資のみでなく、國內の投資をも統制する必要がある。外國債も管理すべきだが、民衆が通貨を退藏するときは、其補充策として銀行に紙幣を發行させるがよい。但し之は「インフレイション」とはならず、單に補充的程度に止めるから、常時の如き弊害は起らぬ筈である。（G. D. H. Cole—The Intelligent Man's Guide Through World's Chaos, pp. 614—629）

要するに「コール」の理想は社會主義的制度であつて、徹底した計畫經濟を實行し、生産、消費を調整し、失業防止の目的を達するには、産業の國有と所得及價格の統制とを必要とすると云ふ。畢竟勞働階級本位の意見であつて、其農業政策も、貿易政策も、實は此見地から出發した立論である。而して「コール」は計畫經濟を行ふために、現在の政治組織を如何に變更すべきかに就ては、明確には述べて居らぬが、前後の論旨より推察するときは（前掲書六〇一頁以下）「計畫經濟の實行は社會主義的機構を必要とし、社會主義的政治は強力なる社會主義的政黨の存在を要するのであつて、現在のやうな（例へば獨逸、佛蘭西）小黨分立の爲め、聯合内閣を造つたり、英、米の如き二大政黨主義では到底實行できるものではない、即ち強力なる社會主義黨が出現しなくてはならぬが、之は從來の政黨の如き議會政治と資本主義とを容認するものとは、根本的に相容れないから、反對黨を排撃して、一時獨裁政治を行ふことは、露西亞や伊太利のやうになるが、之は全然從來と異なる政策を永く行ふ爲め、且自己の政府を維持する爲めには已むを得ぬのである」。獨逸の一部の「マルキスト」のやうに、議會政治の下に漸進的に社會主義を實現することは不可能であつて、部分的の社會主義の實行は徒に資本主義の利益を没却して、それに代はる何物をも與へぬから、却て有害無益である。然し斯様な大變革を行ふことに就ては、世界各國の社會主義者の間にも異論のある所であつて、少くも英、米の如き二大政黨國では實現の可能性に乏しい。或黨派が革命を行ふ爲めには、國

民の大部分が之を希望するか、又は「生活狀態改善の唯一の手段は革命であること」を自覺する能力がある場合であるが、少くも英、米兩國にも亦佛蘭西にも斯様な事情が存在しない。殊に英國では從來勞働黨が銀行や重要産業を社會化することを主張してゐるが、其到達する所は計畫經濟を行ふ外はない。然し斯様な漸進政策も亦革命の現はれぬ一因である。

(D)「コール」のやうな土地、産業、銀行等の社會化とは趣を異にするが、「産業統制を強化する爲め、現在の政治機構を改革せよ」と云ふ意見も少くない。例へば George Bernard Shaw は「全國的經濟問題を處理する爲め、特に産業議會を設置すべし」と云ひ、和蘭の首相は「現在の上院を廢して經濟問題を審議する機關を之に代へるがよ」と説く。又 J. M. Keynes は Essays on Persuasion に於て「將來の政府は過去に於て回避した幾多の職務を遂行しなくてはならぬと考へるが、之が爲めには大臣や議會は不適當であるから、中央集權主義を改めて權力を分散し、できるだけの事務を委任し、殊に新舊の行政事務を行はせる爲め、半獨立の團體と行政機關とを設置するがよ」と述べてゐる。而して獨逸では「但し民本主義若しくは議會の絶對主權を侵犯してはならぬ。」と述べてゐる。而して獨逸では既に帝國經濟審議會 (Reichswirtschaftsrat) を設け、英國の勞働黨内閣は國民經濟委員會 (National Economic Committee) を指命し、佛蘭西、西班牙、「ユーゴ、スラヴィア」其他に於ても、亦之に類する機關を設置した。米國の「ブレイン、トラスト」も亦其一種であり、我國に於ても數年

來經濟參謀本部の創設を力説する者がある。最近岡田内閣に於ても此種の意見があるが、之は政治的動機から出た不純のものである——尤も閣僚の一部には純粹の審議機關とする意見もあつた。

(E) 英米などには更に緩和された意見がある。それは現在の全國的商業會議所の改善を以て足れりとする説であつて、例へば米國の J. H. Barnes や英國の Sir Arthur Salter 如きは其例であつて、「バーネス」は現在の政治機構（内閣や議會）は主として法律家や學者、職業政治家などから組織されてゐるから、商工業上に就ては全く迷盲であるし、元來地方的であつて、職業的の民本主義ではない。然るに斯様な根幹に職業的の機構を接木することは、徒に政府の負擔を重加するに過ぎないのであるから——而して政治と經濟とは兎角混淆し難いものであるから、それを調和する爲めには、強制的の結合よりは任意的聯合に依る方が便宜であるが、それには現在の全國商業會議所 (National Board of Trade) を利用するがよい。商業會議所は或る問題の起る毎に處理して來たもので、豫め全國的大計畫を建て、生産と分配の調整を圖るものではない。即ち所謂計畫經濟を行ふものではないが、從來の米國の成績を見ると、財政、金融、租税、交通、關稅、水力等の諸事項に關し、適當の政策を建て、ゐるのであつて、將來も此機關を發達させれば足りるであらう。要するに「バーネス」は計畫經濟の目的には反對せぬが、之が爲めに特に別個の政治機關を設けて、強制的に産業を統制することには賛成せぬのである。

「ソールター」も亦稍之に類した説であつて、「計畫經濟は必ずしも社會化に依存することを要しない。現在の商業會議所や労働組合、傭主組合等現に存在するもの、又は今後造られる團體を利用すればよろしい。是等の團體は從來自己の利益に重きを置いたものだが、今後社會的利害を中心とするやうにし、之等を利用して計畫をし、實行させればよい」と云ふのである。

然し商業會議所が主なる商工業すら調整し得るや否や疑問であるから、労働者や農業團體との調和は到底期待することはできぬ。又「ソールター」の如く各職業別に統制が行はれても、それ等の利害の衝突は、却て激化すると調和せらるゝことはなく、却て統制方針に反することゝなるであらう。

二、經濟統制の批判 は既に大體試みた所であるが、計畫經濟の批判を試みるに先立ち、先づ經濟統制を検討する。統制の意義が區々である爲め、其可否を概論することはできぬのであるが、第一に産業統制の場合を考へると、或一國に於て某種の産業が協同して、自己の利益を中心とする生産高や價格に關する契約を取結んだ場合、即ち「カルテル」を組織した場合や、更に進んで獨占的の「トラスト」となつた場合は、所謂一種の統制であるが、單にそれだけでは私人の自由行動に委するものが普通であるし、又現在の社會觀念を以てしては、猥りに政府が干渉すべき理由はない。又「カルテル」に加はゝらない「アウトサイダー」があつたからと云ふて、直に其加入を強制すべき

ものではない。此點は後章で詳論するが、此種の聯合や合同は當業者自身の利益となるばかりでなく、社會上から觀ても利益を齎らすものであるから、唯弊害が起り、然もそれが著しい場合に干渉すればよろしい。然るに當業者の任意の聯合や合同やは、今日普通謂ふ所の經濟統制ではなく、政府の權力的干渉だけを統制と呼んでゐるから、統制の可否は、主として此方面の統制に就て述ぶべきである。

凡そ民本主義の國にあつては、土地、資本、營業、勞働等各方面に於ける經濟活動の自由は認められてゐる。契約も亦固より自由であるから「カルテル」を組織しやうが、獨占會社を造らうが、私人の自由行爲の範疇に屬し、政府が彼是干渉すべき筋合のものではない。殊に其目的が消極的に當業者が有害の競争を避け、財界不況の苦境を脱する爲めであるときは、一層其理由がある。或は積極的に利益を増加する爲めであつても、正當なる營利行爲を是認してゐる現在の社會に於ては、直に抑制する理由はない。唯之が爲め社會の他の部分に損害を與へるときは、所謂公益上の理由に因て之を抑制する理由となるだけである。然し之が最も「デリケート」な事實問題であつて、果して公益を害するか否かを餞別することが困難な場合が珍しくない。例へば價格の制限を加へるにしても、其商品の價格が不當であるかどうか、生産費以上著しい利益のある事業は總て制限するのであるかどうか、多額の利益があつても「カルテル」や「トラスト」に因る利益でなければ制限せぬ

か（現在は軍需工業中異常の利益を収めてゐるものが少なくないが、制限はして居らぬ。唯新に課税されるだけである）是等の區別が明かでない場合には、其統制は不透明且不公平のものとならざるを得ない。

假に異常の利益を収めることが、社會的に見て公正でないとして、之を制限するときは、異常の損失を蒙つた場合は、補助救済を加へねばならぬが、それは果して實行し得るものであるか。若しそれが實行し得るものとすれば、當業者は喜んで超過利益を吐き出すであらうが、さもないときは恐く何等かの手段に依り大部分を隱匿する者が現はれるであらう。

更に甲の産業の利益を制限すれば乙の産業の利益も、丙丁戊と各種の産業に及ばなくては不公平であるが、それが果して可能であるか——實行上不公平はないか。例へば麥酒の賣價を制限して洋紙や、肥料や、人絹や、石炭やを放任するやうなこととなれば、極めて不公平の政治となるのである。殊にそれが大資本家の願使に依り、政治的に左右されるときは、益不良政治に墮することとなる。然らば「カルテル」や獨占産業が如何に横暴な所爲を行つても、全然放任してよいかと云ふと、必ずしもさうではない。斯様な政策を行ふに當つては、慎重に各種産業の實情を調査し、最も公平に且適當の時期に、適度に抑制することができれば、それも或は良いかも知れぬが、若し事實上それが不可能だとすれば、却て放任するが良いのである。

右は單に經濟統制の一例を擧げたに過ぎないのであるが、其他米穀統制とか、蠶絲業統制、石油や肥料の統制、輸出組合や百貨店の統制、日滿經濟統制（ブロックの爲めに）等々最近問題に上つてゐる統制も限りなくある。孰れも國家權力に依て經濟上の自由を制限する點に變りはないが、其目的は區々であつて、或は軍事上の目的を主とするものもあれば、又國民經濟全般に及ぶものがある。或は農業とか、中商工業とか一種類の事業の保護を目的とするものもある。多くは内外一般財界の不況の影響を蒙り、當該産業の打撃を蒙つたものを緩和する消極的の政策であつて、當業者に組合を組織させ、聯合の力に依て之を守り、政府は單に強制加入を可能としたり、租税を免除し、低利資金の融通に便宜を與へる程度に止まるものであるが、石油業法のやうな趣を異にするものもある。又百貨店のやうな新規の大資本經營法に對する抑壓策もあれば、農村救済に偏した爲め、商工業が蒙る打撃を緩和しやうとした政策もある——徹底しないが——。外國の輸入制限を緩和する目的で造らせた輸出組合のやうなものもある。要するに千態萬様であるが、大多數は恐慌對策であるから、困憊せる當業者の要求に依て生れたものが多い。此點は歐米先進國と規を一にし、不況對策として先づ産業合理化（之は主として工業であるが）を計畫し、次で統制に移行したのであるが、我國では之も廣義の合理化の中に包含させてゐる、然し我國では必ずしも合理化が行詰つて統制となつたわけではない。又統制の以前にも亦同時に、産業の社會化を唱へる者は稀であつて、唯計畫

經濟を唱導する者があることは、既述のやうだ。

試に一、二産業の所謂統制政策を考慮する。最近に於ける我國の米穀政策は表面米價を合理化して生産者にも亦消費者にも適當にすることを唱へてゐるが、事實上農村救済の一策として米價の吊上、少くも其低落防止を圖つてゐる。而して其結果を地方的に觀ると、米産府縣に利益を與へる爲め、米穀不足の府縣を犠牲にし、殊に都會の消費者を犠牲にして、米産地を保護することゝなつた。然も農村の大中地主に利する所多くして、小農には著しい利益がないばかりか、之が爲め却て生活を壓迫される者も少くない。此點は輸入防遏關稅や爲替の低落に類してゐる。農村の一般的困憊は必ずしも農産物の暴落に起因するわけではないが、我國の主要農産物である米價の騰貴は、大體觀察では農村を害ほすことになる。假令それが大中地主であつても、或は租税とし或は消費者として、間接には農村全般に及ぶことになるかも知れぬが、一般消費者は之が爲め重税を課せられたわけになる。消費者の多數は生活に餘裕のない階級であることを忘れてはならぬ。若し米に消費税を賦課するとせば、何人と雖も之を容認する者はないであらうが、米價の吊上に對して馬耳東風に附するのは、洵に迂濶千萬と謂はねばならぬ。

加之我政府は近年著しく産業組合の助長政策を採り、直接間接に之を保護してゐるのであるが、之が爲め農村が如何なる程度の利益を收めてゐるか、頗る疑はしい一方に、地方の商人の一部には

大打撃を蒙つてゐる者がある。農村を保護するかと思へば、農村の使用する肥料の「カルテル」を放任したり（最近其統制に手を染めたが實現しない）棉花や羊毛の如き日常の被服材料である、輸入品の暴騰を來すべき圓の低落を、今日の如く甚しからしめて恬然として顧みない。鐵道運賃や煙草、砂糖などの價格引下も考慮したことを耳にせぬ。其原因は政府や代議士が單に當業者の要求や運動に耳を傾け、選舉の地盤を顧慮して雜然たる政策を行ひ、之が爲めに起る國民經濟上の影響を顧みぬからである。當該産業の利害すら充分に調査しないのであるから、他の職業に及ぼす影響などは勿論顧みる邊があらう筈がない。總てが目前の運動を緩和する手段に過ぎぬから、永い眼で觀た利害を考へることなどは、到底思ひもよらぬことである。

斯様な弊害は議會政治に隨伴するものであつて、獨り我國に限つたわけではないのであるが、國民の經濟知識の低い我國では、斯様な弊害が殊に多いと思ふ。孰れにせよ内外に計畫經濟の必要を唱へる者が現はれた所以であつて、部分的の統制が有害無益あることを強調する者があるのは、畢竟之が爲である。然し部分的の統制が必ずしも有害のものに限らぬことは既述のやうであつて、唯統制の目的物と其方法や時期如何により有害ともなり、亦有益ともなるのである。世界大戰前に於ても經濟上幾多の統制（廣義の）は行はれたのであつて、營業組織の制限や免許制度、銀行、保險の取締法、中央銀行に關する法規、其他我國には鐵道、電信、電話の國營や、煙草其他の政府專賣

と云ふ標本的の統制があつた。然るに是等の總てが有害であるとは云へぬのである。

三、計畫經濟の批判 然らば一步を進めて計畫經濟に到達すべきかと云ふと、之も亦程度と方法の問題であつて、單に計畫經濟が良いとか、又悪いとか云ふことはできぬ。然し露西亞式の計畫經濟や、「コール」の主張のやうな政治機構や經濟組織の根本的變革を必要とするものは、常に實現の可能性がないばかりではなく、其成果に就ても亦疑問が多いのであるから、若し此主義を實行するとすれば、「ゾムバルト」や「ブラッケット」の説のやうに、現在の政治機構の下に於て——或は多少改革して之を行ふ外はない。然し問題の鍵鑰は實に此點にあるのであつて、假令計畫經濟が全産業部門、全國民經濟に亘つて完全なる計畫を建て、確乎たる大方針を定め得たものとしても、——例へば五箇年、十箇年計畫のやうな——現在のやうな政黨政治に於ては、之を實現することは不可能に近い。若し現在の組織の下に之を行ふものとすれば、計畫本部が立案した政策は、大體に於て總ての政黨が之を是認し、唯枝葉の點に就て論議するに止まることゝしなければならぬ。とすると少くも經濟政策に關しては、計畫本部が最高決定權を持つ上院の如きものとなる。或は稍權限を低下しても、現在の軍事最高機關のやうにしなければならぬ。更に一層效果的に實行するには、伊太利や獨逸式の一國一黨の政治にまで突進む必要がある。所謂經濟參謀本部を設け、代議士、官吏、學者、實業家などを以て組織した審議會を造り、單に調査機關、諮問機關とすることも亦一策ではあ

るが、重要事項に就て内閣や議會が政治的に決定するときは、其効果は調査的のもの、外極めて少いと思ふ。又如何に有益なる調査を行ひ、公正なる計畫を建て、之を實行する者が、不純であり、無力であれば、何等の効果が擧るものではない。英國の Barbara Wootton は大體露西亞の制度に賛意を表し、之を民本的政治組織に適合するやうに改革すればよと云ふ。即ち Gosplan に類する半永久的の計畫委員會を組織する。英國では其委員として議會が經濟事項に堪能であり、且經驗のある者の中から任命し、其外労働組合のやうな任意的經濟團體の代表者も加へる。此委員會は猥りに私人の自由を抑制するものではない。例へば如何なる工場を建設し、如何なるものを閉鎖するか、どの工場の賃銀は何程とするか、某々貨物の價格は幾何にするかと云ふやうなことは決定するが、それ等の範圍内の行動は自由にするから、何等現在の政治機構を蠶食するものではない。元來煩瑣な經濟行政は議會や大臣の仕事として不適當のものであるから、之を専門家に委任するのである。即ち(一)議會は經濟に關する大方針を示すに止める、例へば或地方に工業を集中するがよいか、職業の種類を多様にする、婦人に職業を與へる策を講ずる、所得の均衡を圖る等々である。(二)そこで計畫委員會は現在の實際に即して改革すべきものは改革案を造る。其是非は地方の團體にも圖つた上、纏つた上は議會に提出して其審議を経るし、其他労働組合、學者、農家、主婦の團體などの意向をも參酌する。斯くて更に計畫委員會が審議し、各種の意見の採否を決し、之を最終

の決定案とするのである。さもないと素人が種々の要求運動を行つて、到底此機關の實行がでさなくなるであらう。而して「ウットン」は「コール」と同様、計畫經濟の實行は生産機關を公共團體の經營に移し、社會化しなければ、困難であるとしてゐる。(Barbara Wootton—Plan or No Plan, Ch. VI.) 然し計畫委員會に最後の決定權を賦與する以上、議會は却て諮問機關となるから、假令「デモクラチック」であつても、現在の政治機構とは可成り隔りのあるものとなる。殊に生産機關を社會化すると云ふに於ては、其理想とする所は社會主義的變革であらう。

最近の經濟統制の流行は主として財界不況の對策として、現はれた現象であつて、政治哲學や、經濟學說に依存するものではない。殊に政治家の恐れる處は農村なり、労働者なりの不平が累積する結果であつて、現實の對策として、種々の救濟策や、統制や、「インフレーション」やを敢行した觀がある。一つは各國が世界大戦争中から、各種の經濟統制を行つたことにも基因すると思ふが、間接には「カント」や「ヘーゲル」の國家主義、就中「ヘーゲル」の主義に流れを汲む學說も亦與つて力がある。之は經濟統制の宣傳に影響を及ぼしたのみでなく、計畫經濟の方にも及んだのであるが、計畫經濟は露西亞や伊太利、就中露西亞の「プラン」に模倣した上、從來の社會主義的學者が此機に乗じて、之を利用した觀がある。其上各國の經濟事情と對外政治や軍事關係が國家主義、殊に經濟國家主義を強調させるに至つたのである。

我國では最近内閣直屬の内閣審議會と内閣調査局との二局を新設し、天皇の統帥権以外に屬する、行政、財政、經濟、産業、教育等あらゆる事項に關する重大政策を審議させる意見があると云ふことであるが、審議會は政界の元老や各政黨の首領などを加へた諮問機關とし、調査局は事務的官吏の外、政黨、官界、民間會社の主なる實業家を加へた調査機關とすると云ふことである。然し審議會は異分子を糾合する政略的手段であつて、單なる諮問機關であるとすれば——之を標榜してゐる——計畫經濟の目的とは趣を異にする。又調査局の目的も各省の委員會や調査會を綜合して、之を整理するのが目的であれば、是亦計畫經濟の理想とは著しく異なるものである。尤も此方は其調査が從來に比し效果的であれば、それだけは有益であらうが、之に依て各産業の利害を調和したり、生産消費の適合を圖るなどと云ふことはできぬ。想ふにそれは立案者の目的とする所でもないであらう。

第二編 對内商業政策

第一章 對内商業政策と對外商業政策

第一節 内國商業干渉の沿革

一、我邦の現状と沿革 内國商業は現今各國共に、大體上自由であつて、特別の必要ある場合の外、干渉を加へぬのであるが、往時は我邦に於ても、亦歐米諸國に於ても、種々の制限を加へたので、支那などには、現在に於ても尙ほ内關稅の如き、不便な制度が存在して居るのである。歐洲大戰中に於ても、英國の如き自由主義の國すら鐵道、海運を管理し、輸出入を制限し、炭鑛を官營とし、軍事上必要なる物の生産に對する供給を裕にし、重要原料品及食料品の一般的供給を制限し、其市價を公定するが如き、著しい干渉を加へたのである、是等は固より戰時に處する非常手段ではあるが、其影響は今尙ほ存在して居るのである。

現今各國共に營業の自由 (Freedom of trade) を認め、誰でも自由に、如何なる商業に従事することもできるのであるが、公益、公安の必要や個人保護の上から、尙ほ多少の制限を加へて居る。尤も今は昔のやうな窮屈な制限はないのである。現今我邦でも商人たる資格に關しては、例へば官吏

(本屬長官の許可ある場合の外)、軍人、教誨師、若くは辯護士などは商業を営むことができぬし、取引所の取引員と爲るには、一定の資格を要し、鐵道業、保險業、貯蓄銀行などは個人ではできぬ、又未成年者、妻、禁治産者、準禁治産者の如き、所謂無能力者は相當の手續を経なければ商業を営むことができず、其他營業の種類に依りては、全く禁止され、或は免許若くは特許を受けなければならぬものもある。(一) 煙草、鹽、樟腦の如き政府の專賣事業、風俗公安に有害な物品の賣買(二) 銃砲商、藥種商、賣藥營業、度量衡器の販賣、古物商、質屋、牛乳又は清涼飲料水の營業者(三) 銀行業、信託業、保險業、保税倉庫業などが即ち其例である。

併し昔は商人の數を制限したり、平時に於て物價を公定したり、商品販賣の期間を強制したり、國內關稅を賦課したり、種々不便な制度が存在し、商業の自由を束縛した例が、内外共に少くなかつたのである。例へば我邦に於て足利氏の時代に、將軍より令を下し、各地の守護、並に神社佛閣、各其所領の地に座を置き、重要商品の專賣を許すと同時に諸役を課し、他の競争を許さず、座外の者の商業を營むを脇賣又は振賣と稱して之を嚴禁したのであつたが、此制度は徳川時代にも及び、之を商業の株式と稱へ、元祿七年江戸に興つた塗物店組、藥種店組、綿店組、酒店組など所謂十組問屋なるものは、其有名なるものであつた。此外質屋、古着屋、古道具屋など所謂八品商人の組合もあつて、仲間以外の者の同業を營むことを制限したのである。又物價に就ても古來估價法と云ふ

規則で、之を公定したことがあつたが、徳川幕府時代に於ても、當時經濟の基礎であつた米穀に就ては、種々の政策を試み、間接的政策としては、或は買上、買置獎勵、米商に對する官金の融通、米穀投機取引の公許、米問屋株式の認許などに依り、其下落を防ぎ、或は官米賣拂、諸侯及び町人の買置米賣出命令に依り、又は酒の醸造高制限に依つて其暴騰を抑止せんとしたのであつたが、又時に直接に米價其ものを制限したこともあつた。例へば明曆三年江戸大火の後、市内の米價を一兩に七斗より高く賣るべからずと定め、又享保年間には、江戸、大阪共に諸國の拂米を、一定代價以上を買請くべき旨を命令した如くである。此外質素儉約を獎勵する趣旨にて、諸工藝品の製造に檢束を加へ、往々其販賣を禁じたこともあるし、又白絲割符商人などに、生絲其他の輸入品の專賣を許した例もあつた。

二、外國の沿革 外國でも古來法律で商品の賣買又は物價を制限した例は少くない。例へば紀元前四百年頃「アテネ」に於て穀價政策として其輸入を禁じた如き、或は紀元三百一年羅馬帝國に於て、諸物價並に貨銀の騰貴を抑止し、其投機的擾亂を防ぐ爲め、あらゆる消費貨物の價格及び、貨銀の最高限度を定めた價格表を公布したことがある。又中世歐羅巴の商業都市に於ても、市民の利益の爲め、物價表や貨銀表を定め、市民以外の者に課税して市立市場、露店、商店、貨物検査所、公秤所を設け、都市の郊外一定の範圍を限り、種種の手工業並に商業を營むことを禁じたことがある

し、更に都市は外國人の意思及び利益に反して、之を誘ひ且つ滞在させる爲め、開市權や強制通路の制度を設けたことがある。即ち(一)或る都市に於ては必ずしも商品積替へ、其市民の船舶業組合に屬する船車を以て轉送すること。(二)商品停止權を有する市に入りたる外國商人は、一定の期間内に必らず其市内に滞在して商品賣り、其賣殘品のみを携へて退去すること。(三)市民以外の者は市民に先じて外國商人より商品を買取ることを得ざる旨を定めたので、外國行商などは、自然是等の特權を有する都市を避けることに爲るから、國王の允許を得て、特定の通路を設け、之を通過しなければ、商業上の他の要地に到ることができぬやうにし、國王は之を利用して、通過の商品や商人に對し關稅や通行稅を課したのである。又「エリザベス」女王の時代に於ける英國は、財政上の理由から、多くの專賣權を個人や團體に附與し、之に對する特許料を收めたのであるが、當時の重要商品であつた鐵、鋼、獸皮を始め、乾葡萄酒、燒酎「カルタ」の如き貨物すら皆專賣品と爲り、又一方外國貿易上の特許會社も少くなつたのである。此外内外共に國內の或境界を通過する毎に、若干の賦課金を課する所謂内關稅の制度は、到る所に設けられ、國內の交通を妨げ、商業の發達を害することが少くなかつたのであるが、就中佛蘭西の如きは、其最も著しきものであつた。例へば十四世紀の頃「ロアール」の沿岸「ロイン」より「ナント」に至る間に、七十四箇所の内地稅關があり、「ガロン」河岸に七十箇所もあり、十七世紀に至つて、瑞西に近い「バーシー」より巴里ま

で葡萄酒を運送する途中、十五回内地關稅を支拂ふと云ふ有様であつたので、名相「コルベア」が是等を一掃したのが、一六六四年と同七年の條例に依つたのであつた。

以上の如き種々の干渉の中、機宜に應ずる物價政策の如き、現今と雖も尙ほ必要を認める有益のものもないではないが、多くは有害無益の制限や特典であり、其弊害も亦少くなかつたので、各國共に之を除き、現今は一般に内國商業を自由にするこゝ爲つたのである。

第二節 對内商業政策の主義

一、特徴 經濟上の自由に種々の利害を伴ふことは、嘗て述べた如くであるが、十七八世紀頃重商主義が熾んに行はれ、外國貿易には幾多の拘束や特典を與へて居つた頃から、内國商業だけは自由にするがよいと云ふ説が行はれ、現今と雖も對外商業政策に就ては、或は自由貿易を主張し、或は保護關稅を説き、常に論争が絶へないにも拘らず、内國商業に對しては、「齊に自由放任に賛成し、之に反對する者の少いのは、抑も如何なる理由に因るのであるか。固より從來「カルテル」や「トラスト」に對する制限の必要を唱へた者は少くないし、又大戰後物價の暴騰に伴ひ、小賣や卸賣の商人を攻撃して、販賣組織の改造を唱へ、米穀や砂糖の專賣を主張し、取引所の改良を叫び、英國などでは炭鑛、運輸業の國營を主張する者もあつて、對内商業政策の方針も稍色彩を異にして

來たのであるが、是等社會主義的の政策は別問題として、大體上依然自由主義であつた、從來の如く商人の種類や数を制限したり、國內關稅を賦課したりすることを可とする論者は殆んどないのである、今其理由を見るに、嘗て述べた經濟上の自由を重んずる利益の外、別に次の諸點がある。

(一) 國家は一國統治權の主體であつて、經濟上に於ても全體の利害關係を調和させ得る地位に在るのであるから、國內各地方に對し、又各種の職業階級に對し、比較的公平の處置を採ることができるのであるが、國際間に於ては、各國自國の利益を主とし、若し他國の利益を圖れば、其利益を圖ること自身が、自國の利益と爲る場合か、又は強國の威壓に依り已むを得ず、之に利益を與ふるのであるから、對外商業政策は他國に對し自國の利益を中心として考へ、他國の利害は、更に反響を受くる場合の外、之を考慮せぬでもよいが、對内商業政策に在つては、其影響を蒙る國民全體の利害を打算せねばならぬ。而して國家の或る政策の爲め、「地方又は一階級の或る種類の利益が減少することがあつても、何等か他の方法を以て補ひ得ることができし、若し又補ひ得ぬにしても、之が爲め他の地方や職業で、國家の大計上一層緊要な種類のものが興るものとすれば、一部の者に犠牲を支拂はしても、結局は國民全體の利益に爲るので、隨て自由放任主義を採り、特權を除き交通を自由にしても、利益こそあれ、弊害は少いのであるが、外國貿易上に於ては之に異り、若し先進國の商品を自由に輸入させたならば、興るべき事業も興らず、一旦始められた事業は、之が爲め

倒壊せらるゝことになるのである。自由放任の結果は最も適當なる者が事業を行ふことになり、一國の資本勞力を最も有効に使用させることに爲るから、國內に於ては此主義を採り、之が爲め偶一部の者が損失を受けても已むを得ぬし、自由競争の結果倒るゝ者は、畢竟不適當な者又は地方であるから、是等の者は更に他に適當な仕事を求めればよい。國內に於ては資本勞力の移動が比較的自由であるから、移動の際の損失も亦少くて済むのである。併し外國品の自由競争に因り、一國の重要産業が倒された場合には、再び起つことができぬ爲め、永久海外の供給を仰がなくてはならぬし、又貿易品の生産は多く大規模で、之に従事する事業家も亦労働者も少くないのであるから、假令他の事業に移るにしても、困難が少くないのである。

(二) 又貨幣の側から觀るも、國內に於ては各地方間に於ける移出入の過不足が、一時一地方の通貨の多寡に増減を生ずるも、一國全體の通貨には影響がないから、一般物價には波及せず、假令或る地方が一時不景氣と爲つても、一國全體には大して影響せぬのであるが、一國の重要産業が衰へ、之が爲め輸出が減少し輸入が増加して、正貨が流出することゝ爲れば、物價の低落に伴ふ一般の不景氣を來し、物價の低落は再び輸出の増殖を生ずるものとしても、此間の沈滞は或る種の事業を倒して恢復し難い損失を醸す處がある。故に内國商業は自由にしても、外國貿易は自由にする事ができぬと云ふのである。

(三) 農工商共に傭主即ち事業經營者と被傭者即ち労働者(廣義の)との協力に依つて成立つことは同様であるが、商業は工業に於けるが如く多數の筋肉労働者を使用するものではない。百貨店や大會社では、随分多數の者を使用し、此中には固より筋肉労働者に近い者があつて、僅少の生活賃銀しか與へられて居らぬ場合も少くないが、多數は低い地位から漸次中層上層の階級に進み得る途が開けて居るのであるから、個人的關係も保持され、工業労働者の如く、全然別個の階級を成し、終生僅少の賃銀しか與へられぬ者とは大に趣を異にして居るので、自然資本對労働の如き問題も起らず、また多少商業労働者の問題はあつたにしても、工業に於ける如き程度には至らぬのであるから、此方面から、工業に對する如く干渉を行ふ必要はないのである。畢竟商業に於ける使用人は工業労働者の様に、低く且つ弱い者でなく、全體の數も少くして、自然雇主に對抗する力も強く、比較的自由であるのに、事業經營上から觀ると、必要な割合に給料手當の總金額は多くないので、増俸等も困難が少いのであるが、工業労働者は生産費の重要な部分を占め、其人數も多數であるから、傭主は容易に賃銀や時間を増減し得ぬ事情もあり、旁々弱者たる労働者の生活は、政府の力に依つて引上げべく干渉する必要がある爲めである。農業労働者は小作人か、又は家事手傳夫の如きものが多いから、是れ亦都會の工業労働者の様な問題は起らぬ筈である。尙ほ商業が工業や農業に比して一層自由を要求する所以は、嘗に資本對労働の問題が異なる爲めのみでなく、商業の性質が元

來各人、各地、各國の間に立つて、貨物の移轉を媒介する活動的のものであるに、工業もまた農業も比較的定着的の性質を有する爲めである。

以上の諸説を考察するに(一)(二)は保護貿易説を主張する必要から出た議論で、(三)は「労働問題に觸れることが少いから商業は放任でよい」と云ふのであるが、是等は孰れも議論の餘地の存するものであるから、後章に於て述べることにするが、元來對内商業政策も、又對外政策も商業が内に行はるゝと外に跨るとを問はず、歸する所は國家が之に對し如何なる手段を採れば、其國の商業を發展させ、それが他の産業並に國民經濟全體に對し有利な結果を齎すか、其手段を研究するものであつて、其國の利益を本位とすることは、兩者とも異なる所はない。唯對内商政は國內の物や人や取引やに對する政策で、之を行ふ範圍が其一國內に限り、其直接の影響も亦隨つて國內に限るのであるが、對外商政は主として外國貿易に關し、其及ぶ範圍が諸外國に亘るので、考量の條件が著しく廣い點が異なるのである。即ち對外商政は、其國の貿易政策が、貿易其ものに影響する外、如何に國內の諸産業に影響し、金融に及び、物價に及び、各階級の生活に及ぶやを考察すると同時に、外交、軍事、移民、交通の諸問題も、亦併せて其交渉する所を考へなくてはならぬ。固より對内商政の間接の影響は對外貿易にも現はれ、兩者共に相互に反映するものではあるが、兩者の間には如上の相違あることを認めなければならぬ。但し孰れを重しとするやは、米國、加奈陀、支那、濠洲、

露西亞の如き自給の餘裕多き國と、白耳義、和蘭又は日本、英國の如き、國內の富源の乏しき國とは、自から異なる所がなくてはならぬ。

第三節 對内商業政策の範圍

一、範圍の廣狹 對内商業政策として如何なる事項を説くべきであるか、學者の見る所に依りて廣狹區々で、主として純粹の商業に關する事項を説く者もあれば、又銀行の如き補助的商業を加へた者もある。「グルンツェル」(Grunzel)の「商業政策」は第二章より第七章までを對内商業政策に宛て、(一)商業經營の形態(卸賣商業と小賣商業、倉庫、消費組合、巡廻商業)(二)市場及取引所(三)競争の法制(警察上の取締、商標保護、不正競争の取締)(四)商業上の聯合(會社、聯合)(五)商業教育(六)商業界に於ける社會問題に分ち、「フィリップovich」(Philippovich)は其「經濟政策」第四篇「内國商業の組織及政策」を第一部小賣商業(商業の性質、種類、發達、效用、小賣商業政策)第二部銀行、第三部取引所の三部に分つて居るし、「レキシス」(Lexis)は其著「商業經濟」中内國政策の部で、商業の自由、國內の交通、國內關稅、商業の自由及制限の得失、取締を要する商業の種類、行商、市商、取引所、穀物商、衛生及營業に關する取締、商業の獎勵(商法、商業會議所、商事裁判所、商業統計、商業學校)等を説いて居る。如何なる項目を捉へて論ずべきやは、

人々の意見に依るので、其是非を定めることはできぬが、成るべく純商業に直接に、關係ある事項を説明するのが、便宜であらうと思ふ。

二、本編の要項 自分は前記諸學者の分類を參酌して、對内商業政策には、本來は次の諸項目を説くべきであらうと思ふ。

- (一)對商人政策 は個人、組合、會社、「トラスト」「カルテル」、行商、商業使用人、商工會議所などに對する政策を含む。
- (二)對商品政策 は毒物、危險物、贓品、食料品、飲料品の取締、專賣制度(私人と政府)、工業所有權、粗製濫造の取締、不正競争の取締、度量衡等を含む。
- (三)對賣買政策 は卸賣、小賣、問屋及仲買人の取引、競賣、公設市場、産業組合、市場、取引所、市價の公定、産業國營、廣告などを含む。
- (四)商業信用並に通貨政策
- (五)商業課稅制度 は超過利得稅、所得稅、營業收益稅、取引所營業稅、印紙稅、登録稅等を含む。
- (六)補助商業政策 倉庫、銀行、信託、鐵道、海運、保險等に對する政策。
- (七)商業教育制度

併し上記の中重なるものは(一)(二)(三)及(七)で、其他は各専門書の中にあるものであるから、本書

は主として是等を説き、而も是等の中で比較的重要で、現時の問題とすべきものを論ずる考へである。

第二章 對商人政策

第一節 個人經營

一、個人商人 現今に於ては、内外共に組合組織や會社組織で商業を營む者が頗る多く、殊に會社なる企業形態は、經濟界の總ての方面に於て嶄然頭角を現はし、往々會社だけが仕事をして居るやうに見へる場合もあるが、是は主として、工業、鑛山業、海運業、保險業、銀行業、倉庫業などのやうな補助的商業の方面であつて、純粹の商業、即ち小賣業、問屋業、仲買業、外國貿易業などは、今尙ほ大部分は個人的經營に屬するのである。百貨店の會社や外國貿易會社は少くないが、是等も實は會社の假面を被れる個人的ものが少くない、今後と雖も純商業の大部分は、個人若しくは之に準ずる者に依つて行はれるのであらうと思ふ。從て對個人商人政策は重要な程度に於て、會社や組合に譲らないのであるが、之に對しては、積極的に保護を與へる事項は割合に少いので、多くは單に消極的に營業の種類や、能力に就て制限を加へて居るのである。併し昔のやうに酒屋や紙屋の數を制限して、重要商品の專賣を許し、脇賣振賣を禁じたやうなことはなく、營業は大體上、「自由」を原則として居るのであるから、此點はよほど樂である。尤も煙草や鹽のやうな政府の專賣品、

私人の特許を受けたもの、賣買、取引所の取引員（人數の制限を許してある）の如きは、唯でも任意に營むと云ふことはできぬのである。其他前に述べた如く、官吏、軍人、教誨師若しくは辯護士などは商業を營むことができず、或種の犯罪を犯した者や、破産者の如きは、取引所の取引員と爲るを得ず、外國人は取引所の取引員や、日本銀行又は正金銀行などの株主と爲ることを得ず、鐵道業、保險業、銀行業、信託業などは、個人では許さないと云ふやうな制限はある。又未成年者、妻、禁治産者、準禁治産者のやうな、所謂無能力者も、相當の手續を経なければ、商業を營むことはできぬのである。

個人營業は普通、會社の如く大規模の事業や、永遠に互る事業、危険の多い事業には適しないが、獨裁事を決することが出来るから、事務を敏活に處理するに適し、自己單獨の利害に歸する爲め、自然業務に熱心と爲る特徴がある。隨て營業上種々の工夫を凝らし、發明や改良を促し、又使用人との關係も對人的の親しみがあつて、任免、賞罰も公平に行はれ、能率も概して増加させる事ができる。會社就中大會社は恰も官廳の如く、兎角不經濟に陥り易いが、個人や組合は無用の失費を省き、一般に經濟的に經營し得る利益がある。是故に近世の經濟組織に於て、會社殊に株式會社が如何に或方面に重要な貢獻を爲し得るものとしても、個人經營も亦忽諾に附することは出来ぬのである。之に就ての一問題は其責任の點である。會社には株式會社の如き純然たる有限責任のものがあ

組合でも産業組合などには有限責任のものがあるが、個人には絶対に之を許さない。従て如何なる場合に於ても、其財産を以て債務の支拂に供し、若し自己の資産を以て辨済に充てることのできぬときは、破産の宣告をも甘受しなくてはならぬ。是は徳義上固より當然であつて、之が爲に營業者をして萬遺算なきを期し、勉勵も節約も促さしめる事に爲るから、經濟上に於ても悪いとは云へぬのであるが、營業には全く豫想外の危険が起るものであるから、如何に堅實に經營しても、倒産を免れ得ぬことがある。斯る場合に於ても、一家の最少生活費すら支出し能はざるやうに追窮するの程は、少しく慘酷に過ぎはせぬかと思はれる。此點を考へると、近頃或學者の提案した如く、或る程度の生活費に充つる資産だけを控除した残額を以て負債の支拂に充てるか、又は個人の有限責任を認めたらどふかと思ふ。即ち個人が自己の總資産の中の或る部分を割いて一の營業に充て、之を公告し、且つ場合に依り其營業上の財産目録などを公表せしめるのである。我邦では近時個人や組合的の經營者が株式會社の有限責任と、其所得税の低率（大正九年の改正前までは七分五厘の比例税であつた）とを利用せんが爲め、形式を株式會社に改めた者が頗る多く、事實上個人や營利組合の有限責任を認めるのと、同一の結果に爲つて居るのであるから、寧ろ最初から個人の有限責任を認める方がよいと思ふ。現今の状態では比較的大資本を有する者が、個人の有限責任を利用し、普通商人の如きは、資本乏しく事業の規模が小さい爲め、其便益に浴することができぬ結果に爲つて居

るのであるから、今俄に個人の有限責任を認めないにしても、少くとも英國の私會社か、獨逸の有限責任會社の如きものを認める方がよいのである。（次章参照）

第二節 組合政策

一、緒説 組合には私的組合もあれば公共組合もある。普通の營利組合や産業組合などは私的のもので、水利組合とか、耕地整理組合、森林組合、漁業組合、重要物産同業組合、輸出組合、工業組合、商業組合などは公共的のものである。此中商業に關係のあるものは、普通の營利組合と、産業組合並に重要物産同業組合、輸出組合、商業組合、工業組合などであるが、産業組合は後節に譲り、こゝでは其他に就て述べるであらう。

組合は二人以上の者が出資をして共同の事業を営む場合に組織されるもので、大體は民法に依て規定されて居るから、之に依るべきで、唯匿名組合に就てのみ商法に特別の規定がある。組合組織の商店は我邦には比較的少いやうであるが、個人の資力、信用では少しく不足で、さればとて會社組織にするほどでもない事業、兄弟や親戚間の事業、敏活に處理することを要する事業には、最も適当な組織であるから、成るべく其設立を奨勵するがよい。隨て民法に通則を設け、商法に僅に八個條を掲げる如くせず、商業上の慣習を參酌し、商法に於て更に詳細の規定を設けてはどうであら

うかと思ふ。此點は英國の組合法などに倣ふべき點が頗る多いのである。

二、重要物産同業組合 は米穀、織物、紙、陶磁器、蠶絲、花蒔、漆器、燐寸、肥料など、重要物産の生産、製造又は販賣に關する營業者、及び之と密接の關係を有す者から成立つ公共組合で、郡市以上府縣以内を一區域とし、同業者三分の二以上の同意があれば組織することが出来るが、其統制を圖る爲めに聯合會を造ることが出来る。組合、聯合會共に法人であつて、其目的は組合員が協同一致して營業上の弊害を矯正し、利益を増進させるのにあるが、又行政官廳の諮問に應じ、自ら意見があるときは、之を建議することができる。元來輸出重要品の生産販賣上に便宜を與へる爲めに制定されたもので、商品の検査を行はしむる爲め、特に検査員に關する規程を設け、場合に依つては、商工大臣自ら之を任免することができるなどとしてあるが、此検査は充分效を奏することができないので、重要輸出品に對しては、別に検査規則を設け、之に依て粗製濫造を防ぐことゝして居るのである。尤も其他に於て、不正の組合員に制裁を加へ、實業教育を奨励し、荷造法を一定し、市價を調節し、組合員間の紛議を仲裁するなど、其功績も亦尠くないのである。但し一方に於て市價の低落を妨げる弊害がないではない。

準則組合 同業組合には別に「準則組合」と稱する組合がある。之は明治十七年十一月農商務省達第三十七號で定めた「同業組合準則」と云ふ、極めて古い規則に據つて設立したものであるが、現在尙ほ此種の組合も殘存してゐる。例へば東京市に於ても、

昭和九年三月末現在で、一一八組合、此組合員一四、一八二人、内商業に關するものが七七組合、組合員一二、四一〇人である。此組合の目的は營業上の弊害を矯正すること、其利益を圖ることであるが、組合の資格を以て營利事業を行ふことは禁じてある。此組合は一定の地區を定め、同業者四分の三以上の同意を得て、規約を定め、管轄官廳の認可を受ければよろしいのであつて、聯合會も設立することができる。

東京に於ける重要物産同業組合の數は、昭和九年八月現在で八八、其組合員七四、〇四三人である。組合員の多いのは次のやうだ。東京白米商同業組合 九、〇八三、東京酒類商同業組合 八、四八四、東京薪炭商同業組合 六、四五〇、東京洋服商工同業組合 四、〇九八、東京自動車同業組合 四、一〇〇、東京砂糖商同業組合 三、九〇〇、東京蠶製同業組合 二、二二八、東京靴同業組合 二、〇二〇、

是等組合員の多いのは小賣商の組合であるが、別に問屋の組合もあつて、それは當然組合員も少數である。

三、輸出組合 は輸出組合法（大正十四年三月二十八日公布、昭和六年四月竝に同九年改正）に依つて設立せらるゝ有限責任の特殊法人であつて、工業組合（昭和六年四月改正）と共に、中小の商工業者の爲めに、輸出に便宜を與へる目的で、其設立を奨励し、保護したものである。其組織は産業組合に準じ、出資口數を五十圓以下とし、組合員には原則として一個の議決權を有せしめ（新組合員の加入を拒むことはできぬ）所得税及營業收益税を免除し、最近日本興業、勸銀、農工等の特種銀行を通じて、低利資金の融通に便宜を與へて居る。其商品は各種の織物及其製品、綿絲、莫大小、時計、陶磁器、瑠璃鐵器、硝子製品、セルロイド製品、燐寸、ゴム製品、紙、化粧品、染料、塗料及工業藥品、漆器、眞田、玩具、鉗、刷子、洋傘、帽子、革及製品、木竹類製品、扇子及團扇、文房具、花蒔及敷物、水産物、干物、罐詰及罐詰食物、果實、百合根、除蟲菊及同製品である。而

して輸出組合は(一)同一商品(一種類でなくても同一系統であればよろしい)の輸出商か(二)又は同一販賣先に輸出する輸出商より成り、輸出貿易の振興を圖る爲め、共同の施設を爲す爲めであつて、次の四種の事業を行ふことが出来るのである。

一、組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の斡旋、保管、選別、包装、荷造其他組合員の營業に關する共同施設

二、組合員の取扱商品の検査、其他必要なる取締又は事業經營に關する制限(但し事業經營に對する制限を行ふ場合には、規程を定め、商工大臣の認可を要す)

三、海外市場の調査、新販路の開拓、其他組合の目的を達するに必要な施設

四、組合員の取扱商品の買取輸出、組合に對し其の營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふこと

右の如く共同輸出、商品の検査と取締、營業上の聯合、販路開拓、信用組的業務を目的とするのであるが、検査を行ふ組合では、商工大臣の認可を受けた検査員を置かなくてはならぬのであるからして、製品の濫造をも防がんとするのである。海外派遣の旅商も此種の組合より選出させ、之に對して補助金を交付して居るのである。而して同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者を以て設立した輸出組合(又は其の組合員)は其の營業に關する重要物産同業組合法に依る同業組合に加

入せず、之は之より脱退することができる。輸出組合聯合會は所屬の輸出組合及輸出組合聯合會の共同の目的を達する目的で設立することができる。是も亦法人である。

我國は昭和六年十二月金再禁止以來、爲替の激落に因り、輸出が著しく増加すると共に、輸入國に於て關稅引上、輸入割當等種々の制限を蒙ることゝなつたからして、昭和九年の六十五議會に於て之を緩和させる目的で輸出組合法を改正した。其要旨は(一)前記の如く同一系統の商品を取扱ひ得ることとした。(二)必要がある場合には、輸出組合に對し、輸出價格や輸出數量の變更を命じ得ることとした。(三)第九條の組合員外に對する拘束規程を擴げて組合員にも及ぼし、第三十八條の罰金刑(五百圓以下)を違反組合員にも課し得ることとした。

輸出組合の近狀 昭和九年八月現在の輸出組合は六十一(内聯合會二)であつて、昭和六年末の三十に較べれば三倍餘に激増した。之を種類別に見ると、商品別組合が三十二、市場別組合が十六、商品及市場別組合が十三で、地域別にすれば、全國的組合が二十五、地方的組合が三十六となつてゐる。商品は前記のやうなもので、二十九種に上つてゐる。

更に事業状況を見ると、商品の品質、包装及荷造に一定の標準を設け、輸出の検査を行つてゐるが、検査に關する「アウトサイダー」を服従させる爲め、第九條の發動を見たものは、昭和七年四月の對露輸出組合(魚撈組合)と、同年七月の日本百合根輸出組合などである。而して輸出數量、價格、販路に關する制限も行つてゐるが、之にも亦「アウトサイダー」を服従させてゐるものが少くない。莫大小(日本比律賓輸出組合)、陶磁器(大日本陶磁器輸出組合)などが其例である。

四、工業組合 我國に於ては近年各方面に大工業が勃興したことは周知の通りであるが、中小工

業も亦我國産業の重要な役割を占めてゐる。試に大東京の調査を見ると、昭和七年来に於て、工場の新設八四、二六七の中個人が八一、六六三で、法人は僅に二六、六〇四に過ぎぬ。此中新市域が三九、〇〇一で、舊市域が四五、二六六、主なるものは次のやうである。

食料品(一六、九九六)、機械器具(一〇、八一〇)、金屬(八、七五一)、製材木(七、九四六)、紡績(七、六六一)、印刷製本(四、五三七)、窯業(七九九)

而して總數の中(一)製造が四五、五七三、(二)加工修理が三七、九一四、(三)製造、加工修理、販賣が七八〇で、驚くべきは資本金別を見ると次のやうに小規模のものが多きことである。

千圓未満(四四・一%)、一萬圓未満(四九・七%)、五十萬圓未満(六・〇%)、五十萬以上(〇・二%)

其他輸出品を見るも、所謂雜貨は中小工業の生産に係るものが多いし、大商品中にもそれがある。例へば綿織物の約半分、縞三綾の殆んど全部は中小工業で、漆器、玩具などにも多い。然るに是等は家内工業的小規模であることは既述のやうであるから、(一)一朝不況時に臨めば忽ち倒産の悲境に陥るし、(二)粗製濫造が多く、(三)無謀の競争を敢てして賣崩す弊がある。即ち大正十四年「重要輸出品工業組合法」を制定し、工業の發達を圖る爲に組合員の製品の加工、販賣、材料の供給、其他共同施設を行はせ、製品や材料、設備の検査、取締並に事業營經上の制限、營業上の指導研究、調査を行はせることにしたのであるが、昭和五年財界不況の深刻化と共に産業合理局を設立を見る

や、翌年四月同法を改正して内國品にも及ぼし、其他次のやうな改正を加へた。

(一)金融機能 組合は組合員に對し、營業資金の貸付をなし、又は貯金を預ることができる。

(二)事業制限の監督 組合が生産高や賣價などに關し、制限を行ふ場合(即ち「カルテル」)には、其規程を定めて行政官廳の認可を要する。

(三)營業上の弊害に對する統制 營業上の弊害を豫防し、又は矯正する爲め、必要と認めるときは、行政官廳は組合に對し(一)検査其他の施設を命ずることができるし、(二)組合員外の者に對し、其地區の組合が定めた取締又は制限に従はせる命令を發することができる。

(四)保證責任 従來は有限責任であつたのを、保證責任も認めることにした。

(五)議決權 従來は一人一個であつて、總數の十分の一を超へない範圍で例外を認めたとを、十分の三とした。

(六)組合の加入 工業組合聯合會は其組合の組合員と同種類の工業を營む非組合員を加入させることができる。又重要輸出品の工業組合又は其組合員は、重要物産同業組合に加入しないでもよい。是等の改正は輸出組合の改正と規を一にしたものである。

工業組合の近狀 工業組合を組織し得る商品は、最初は輸出組合のそれと大同小異であつたが、其後内國品まで擴張した結果、二倍以上となり、最近は六十に上つてゐる。而して昭和六年末の組合數は百三十二であつたのが、七年には二百十二、八年には

三百四十四(内聯合會二十三)九年四月には三百九十二に激増した。八年十二月末の品種別を見ると、主なものは次のやうだ。

綿織物(七七)、絹織物(三一)、陶磁器(二八)、製氷(二一)、金屬製品(一七)、莫大小及同製品(一六)、木竹製品(一二)

(一)検査事業 昭和八年末に検査事業を行つてゐる組合は二百五十に及んでゐるが、品質及規格に標準を設けて製品の検査を行ひ、殊に原料、材料、設備など、生産過程に於て検査を行ふ爲めに、多大の效果がある。就中綿ネル、綿三綾、陶磁器の如く、組合共同の商標を使用し、共同販賣をするものは、特に嚴重に検査を施してゐる。

(二)生産と價格の統制 昭和八年末に生産協定を行つてゐる組合が百五十三、價格協定が百十四に及び、殊に輸出綿布、綿縮、綿ネル、羽二重、陶磁器、珐瑯磁器、ゴム靴、自轉車、過燐酸肥料及タオル等の組合は、産業合理局の指示に従ひ、重要産業のカルテルに匹敵する效果を示してゐる、而して「アウトサイダー」にも強制できるから、比較的鞏固である。

(三)共同經營 品質の改良や生産費の低減を圖る爲め、組合員が共同して原料や材料を製造し(例へば陶磁器原料土の採掘、珐瑯磁器の釉藥製造業)、製造工程の共同設備(例へば綿絲の整理及糊付、織物の精練及染色等)、保管設備並に試験研究に關する設備を行ふのであるが、之には政府の補助や低利資金の融通がある。其他(イ)原料及材料の共同購入が百二十三(八年末)製品の共同販賣が百三十二あるが、其代表的のものは、矢張綿三綾、綿縮、綿ネル、陶磁器などの組合である。但し金融事業は是等の共同販賣に就て部分的に行つてゐるに過ぎぬ。

組合の助成 政府は工業組合や輸出組合に對し、監督を加へる一方に於て種々の保護と助成を與へてゐるが、例へば次のやうだ。
(一)共同設備の補助 工業組合に於ては生産に直接關係のある共同設備、試験、研究、原料の共同購入、製品の共同販賣、販路の擴張に必要な共同施設に對して補助金を與へてゐるが、昭和八年末現在に於て補助組合數七十三、内製造加工が六十を占めてゐる。補助金總額一、四六四、五四七圓で、主なる事業は綿織物(二九組合、七八八、〇〇〇圓)、陶磁器(一二組合、一四二、六八〇圓)、絹織物(七組合、一一九、五五〇圓)、刷子(四組合、八九、八五〇圓)などである。

(二)輸出組合 には海外出張所の設置、見本市の開催、市場調査、販路開拓等に對して、それら補助金を交付する。

(三)低利資金 政府は預金部より地方資金を勸銀、興銀、農工等の特殊銀行を通じて組合に貸付けてゐる(昭和七年十月以降三

分九厘)而して工業組合は昭和三、四年度各二百萬圓、五年度乃至七年度、各百五十萬圓、八年度は百萬圓であるが、輸出組合の方は五、六年度各十萬圓(大阪亞弗利加輸出組合)、七年度十七萬圓(前記の組合十萬圓、日本茶直輸出組合七萬圓)、八年度二十五萬圓(茶十五萬圓、亞弗利加十萬圓)總計六十二萬圓にすぎぬ。之は融通條件と手續が煩瑣の爲めだと謂れてゐる。

(四)租税の減免 兩種の組合共に所得税、營業收益税、登録税を免除し、出資證券の印紙税を三錢とする。其他輸出組合に對しては、輸出手形の確實なものは、正金銀行と臺灣銀行とから低利で資金を融通してゐる。

中小組合の缺點 (一)組合の内部に於て大小區々の組合員があつて、利害が異なる爲め統一が困難であること、(二)中小工業に於ては「アウトサイダー」が多くて、往々それ等に統制を弱められる。之を強制する規定があるが、これは地域的であつて全體的ではない、(三)工業組合に於ては純生産者と輸出兼業者との對立があり、輸出組合には貿易商と生産兼業者との抗争があつて、大體資本的優勢の地位にある貿易業者が、生産者を壓迫する傾向がある。

五、商業組合

政府は昭和七年九月、商業組合法を制定して、中小商人の更生を圖ることとなつ

たが、近時中小商人、就中小賣商人が窮迫に陥つた原因は、一般財界の不況に因る價格の低落や、購買力の減少に職由することは謂ふまでもないが、一方小賣商人の數が多く、同業者間に無謀の競争を行ふことや、協同精神の缺如其他經營上の缺點、金融梗塞等の弱點がある。それ等を補はせる爲めに、本法を制定したのである。然し政治的に觀れば、近年地方には産業組合の援助、進出が目覺しく、大都市では百貨店や消費組合、公私の市場の販賣高が益増加するのに、中小商人に對しては低利資金の融通などの外、殆んど見るべき施設がない爲め、當業者の運動鎮靜策として之を制定したものと見得るのである。従て商業組合法は民法の外産業組合法を準用してゐる所が少くない。

條文は四十五箇條あるから、茲に之を詳説する餘地はないが、次に其要旨を述べる。

(一)商業組合は法人であつて、同種類の商店が商業の改良發達を圖る爲め、共同の施設をする目的を以て設立するものであるが、特別の事情があれば、二種以上の商店が設立してもよい。同種類の商店は従來も同業組合を設け、親睦を圖つたり、營業上の聯絡を附けて多少の統制を行つてゐた(賣價の協定の類)のであるが、之は單純の相談會的の薄弱なものであつたからして、新に法律を定め、一層有力のものとしたのである。其事業は次のやうに、前記の二種の組合に類したものだ。

一、組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬、其の他組合員の營業に關する共同施設(之は組合員の利用に支障なき限り、組合員外の者にも利用させることができる)

二、組合員の營業に關する統制

三、組合員の營業に關する指導、研究、調査、其の他組合の目的を達するに必要な施設

四、組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふこと

右の事業を行ふ爲め、組合は定款に依り經費の一部を組合員に負擔させることができるし、又定款違反者に對し過怠金を徴收することもできる。要するに主なる事業は(一)共同施設(例へば共同仕入、保管、運送、共同販賣等)と(二)營業の統制であるが、之に關する規定は三つある。即ち(一)營業上の統制を行ふ場合には、其規程を定め、行政官廳の認可を受けること、(二)營業上の弊害を

豫防し又は矯正する爲め、必要と認めるときは、行政官廳は組合に對し必要の施設を命ずること、

(三)行政官廳は弊害の豫防又は矯正上特に必要があると認めるときは、組合員又は非組合員で其の組合の地區内にある組合員たる資格ある者に對し、其組合の統制に従ふことを命ずることができる。

商業組合の設立其他 商業組合を設立するには、一定の地區を定め其地區内の同業有資格者の過半數の同意を得なければならぬ。そして創立總會を開いて定款を定め、役員を選任して認可を受けねばならぬ。而して組合員は出資口數一口以上で、特別の事由ある場合の外五十口までとし、原則として有限責任であるが、保證責任としても差支へない。組合の事務を行ふ爲め理事、監事を置くこと、議決權を原則として一人一個とし、定款に依り總數の十分の三以内に於て、二個以上を持ち得ることなどは、他の組合と異なる所はない。商業組合及其聯合會が商業組合聯合會を組織し得ることも亦同様である。商業組合にも亦産業組合のやうに所得税、營業收益税、登録税、印紙税等、諸税免除の特典がある。

商業組合の近狀 商工省が商業組合の結成を奨励した結果、商業組合は最近著しく増加して、其數六百二十に及び、其大部分は共同仕入、價格協定、資金貸付等の事業を行ひ、相當の成績(?)を擧げてゐると云ふことであるが、府縣單位の聯合會も既に設立されたものが東京、大阪、愛知、北海道、神奈川、岐阜、三重、和歌山、廣島、滋賀、徳島、愛媛、香川、青森、奈良の十五府縣に及んでゐる。近く産業組合との聯絡をも圖り、更に商業組合中央會をも設立する筈だと云ふことだ。

商人の協同的活動を助ける方法としては、從來前記のやうな同業組合や重要物産同業組合があり、

之に依て營業上の弊害を矯正することを圖つた。又組合に依り、又は之に依らず共同販賣（共同廣告、共同裝飾、共同福引券、共同商品券の類で、一時的の共同賣出が多い）販賣價格の協定や共同仕入、金銭上の協力（積立會、無盡、睦會等）などを行つたのであるが、其効力が少く殊に共同仕入を行ふ者が稀である爲め、新に商業組合法を制定して一層協同的活動の強化を圖つたわけである。一つは産業組合運動に對抗した政略であることは既述のやうだ。而して商業組合の設立を見ると、當初は甚少なかつたのであるが、最近は俄に増加して來たから、今後相當の効果が現はれるかとも思はれる。然し農家の生産物販賣や肥料の購買と異り、商人の販賣や仕入を有効に行ふことは、幾多の困難が横はつてゐる。共同販賣と云ふても、精々共同賣出の程度であり、共同仕入は、經營の規模や信用状態が著しく異なる爲め、賣藥、化粧品など或種類の商品の外、實行が容易でない。賣崩を防ぐことも亦商品に依つては有効であつて、現に出版物、白米等には行はれてゐるのであるが、總ての貨物に就て之を行ふことはできぬ。最も必要な金融方面は、低利資金の利用であるが、是亦實行上幾多の障害があるから、組合以外特別の金融機關を設ける必要がある。要するに商業組合は「無いより増し」と云ふ程度の効果を擧げ得るに過ぎない虞がある。然し組合員先づ各自の經營法を改善した後、共同精神、犠牲的覺悟を以つて組合を經營し、政府も亦之を援助すれば、多少の効果があつては疑ひない。組合が同業者の増加を制限すること、伊太利のやうにすることができ

ば、是亦幾分か打撃を緩和するかも知れぬが、此問題は他の「アングル」からも考察する必要がある。同業組合との利益の衝突も亦考慮すべき問題であらう。（商業組合は中小商人の避生策として組織せらるべきものであるが、我國では偶百貨店制限運動が熾んであつた爲めに、百貨店自ら商業組合を造り、所謂自制協定を行ふことにし、其抑壓の緩和を圖つた。）（小笠久昭「商業組合概説」参照）

中小の商工業者が組合を組織し、集團の力に依て大資本家に對抗することは、渠等自身が生くる途であるのみでなく、また國家社會の爲めにも爲るのであるからして、前記の如き組合法を制定し、之を促進し、助長する政策は我邦の如き、協同精神の少い國民に對しては固より有効である。併し本來は營業者が自發的に設立し、自主的に經營すべきものであつて、法規は單に其共同的活動を助けるだけでよい。之は大正十四年兩種の組合法を制定する當時、當局者の述べた所であるが、工業組合の如きは各種補助金の設定、増額、資金の融通、輸出信用保證等を要求し、政府は低資融通の途を開き、進んで信用保證の制度をも起さんとすると云ふことである。併し金融の便を與へる程度までの助成はよいとして、補助金の増加や、信用保證などを與へるのは、助成の程度を超へるもので、殊に後者の如きは戦後非常時に行ふべき手段であつて、平時に用ふべきものではないのみならず、英國の例を見ても効果は少いのである。旅商に對して補助金を出すことなども亦同様である。

第二節 會社

一、會社の種類 我邦の會社は始め合名、合資及び株式の三種であつたが、明治三十二年商法改正の際、株式合資會社を加へて四種類としたのである。合名會社は全部無限責任社員から成立つもので、其代表、業務の執行とも特に或者に委託しない限りは、全社員が其權利を有するのである。合資會社は無限責任社員と有限責任社員とより成り、業務の執行代表共に、特に定疑などで定めない限り、無限責任社員が之に當るので、つまり匿名組合を法人にした様なもので、英國の有限責任組合 (Limited partnership) (一九〇七年制定) に類して居る。明治二十六年の商法では、合資會社は原則として有限責任のものとして居て、之が爲め現在まで在續して居る有限責任の合資會社もあるのであるが、三十二年に之を改め、前記のやうにしたのである。併し現今に於ても無限責任社員は一人でもよいし、其當時も業務擔當社員は多く定款で無限責任として置いたのであるから、事實上は大差は無いが、主義としては全く改めたわけである。株式會社は資本を一定平等の株式に分ち、之を所有する株主は、株金額を限度として負債支拂の責任を負ふものであるから、純然たる有限責任の會社である。殊に合名、合資の社員が、他の社員の同意を得なければ其資格を譲渡することができないのと異り (合資會社の有限責任社員は無限責任社員の承諾を要す)、株式は賣買、質入共に自由であるから、廣く出資者を集め、大企業を行ふに便利であるが、之が其長所であると同時に、亦其缺點も之から生れるのである。株式合資會社は無限責任社員と株主とより成り、つまり合資會社に於ける有限責任社員の出資を株式にし、其譲渡を自由にしたやうなものである。現今我邦の會社は上記の四種類であるが、株式合資會社は極めて少數であるから之を廢止せよと云ふ議論もある。此會社は元來合資會社へ株式會社の長所を加味したもので、理論上便利であるから、設立されそふなものであるが、合資會社の有限責任社員の代りに株主を加へ、重要事項に就て其總會の議決を要することは、業務擔當社員たる無限責任社員には不便であり、有限責任社員に對する如き對人關係も失はれる一方に、若し廣く株式發行に依て資本を集める必要があれば、寧ろ純然たる株式會社にする方がよいのであるから、實際には其數が甚少いのである。一つは習慣もあるであらうが、必要のないものを條文に加へて置く理由もないのであるから、自分も亦廢止論に賛成するのである。宛も倉庫の證券に「預證券及び質入證券の二枚か、倉荷證券か孰れでもよい」と云ふ規定があり、又二枚主義を本則として居りながら、實際社會では、殆んど一枚の倉荷證券のみを使用して二枚證券の規定は空文と爲つて居ると同様である。是等のものは學者が研究する必要はあつても、法典に入れて置く理由はないので、徒に法典を複雑にし、往々解釋を不明瞭にする缺點があるのである。元來株式合資なる形式は歐羅巴大陸に於て、株式會社の設立に免許を必要とした時代に、之を遁

れる目的で設立されたものであるから、株式會社の設立に免許を要せぬことに爲つてからは、之を設立することは極めて稀である。英米の如く最初から免許制度を採らなかつた國は、此種類の會社を認めて居らぬ。我邦は歐羅巴大陸に倣つて之を加へたのであるが、畢竟徒に法文を模倣した失策であつた。商法改正要綱が尙ほ之を保持するのは、寔に謂れないことである。

二、株式會社 會社の中でも多いのは株式會社で、現今の如く製造、鑛山、運輸、銀行、保險、取引所、貿易、倉庫、卸小賣の萬般の事業が、此種の企業形態に依て行れるのみならず、其資産を代表する株式は、あらゆる階級の手に亘つて居る如き時代に於ては、其社會に及ぼす影響は極めて廣汎深甚なものであつて、隨て之に對する政策は頗る重大であらねばならぬ。株式會社は次に述ぶる如き種々の利益があるので、現代の經濟組織には必要なものであると同時に、其弊害も亦極めて多いので、現に大正九年の春、株券瓦落の爲め、都鄙を通じて蒙つた損害は非常なもので、中には之が爲め一村殆んど全滅した例さへある。固より實業上の智識乏しき農民が、一攫萬金を夢みて、株式投機に指を染むるが如きは、思はざるの甚しきもので、是等の者が破滅に陥るのは、自業自得と云ふべきであるが、正直な者で放資的に株券を買入れ、或は新會社の株式に應募した爲め、悲惨の境遇に陥つた者も尠くないのである。是等は必ずしも應募者の智識乏しき點のみを責むべきでなく、宜しく之を欺くべく泡沫會社を發起した連中を罰すべきである。是等の點から考へても、對

株式會社の政策は頗る重要と謂はねばならぬ。併し本書に於ては會社全體の立法に立入ることは不可能であるから、茲には此會社の特色と、長所並に短所と、其對應策の要旨とを述べるに止める。

(A)株式會社の特色 株式會社は有限責任の株式を發行し、之に依つて廣く一般公衆より資金を集め、依て以て比較的大規模の事業を經營するので、多數の株主は一々總會を開いて事業を行ふことはできぬのであるから、重要な事項は總會に於て決定し、經營に關する普通の事項は、之を取締役に一任し、別に監査役を設けて、其非違を検する組織である。即ち會社の最高機關は株主總會で、取締役は執行、代表の機關に過ぎぬのである。併し實際に於て多くの會社は、相當の資産を有する數人の事業家が或事業の有望なるべきを看取し、其事業を企畫し、其資本の不足する部分を公募するのである。發起人自らの出資にて充分なる場合、殊に事業が確實に有利なる場合は、故らに公募に依りて資本を借入れる必要がないから、發起人だけで設立する場合も珍しくないものである。即ち公衆に株式を募集するのは、資金が不足するか、其事業が多少危険であるから、其一部を他人に負擔させる爲めか、或は事業の事實有利なると否とを問はず、其利益を誇大に吹聴して應募者を唆かし、市價を吊上げ、自己の出資の價値をも増殖せしめんとするのに在る。公衆の中に應ずる者は確實有利の放資物として出資し、或は單に短期の暴利を收めんが爲めにするのであつて、其後之を買入れるものも亦此目的である。隨て株主の多數は目前の配當率を多くし、株式の市價を吊上げる

ことのみを望み、着實に事業を經營せしめんことを念とする者は、比較的少いので、隨て株主總會なども、特別の場合の外、出席者が少く、殆んど重役一任の姿である。固より重役が大株主である場合は、少數権利の株主は出席しても、有効の議決をさせることはできぬのであるが、集つて多數を制し得る場合に於ても矢張り冷淡である。又假令少數でも、商法に於て總會招集を請求する如き多少の保護を加へられて居るから、出席して意見を述べるのが當然であるが、之を勉むる者が少いのである。本來の成立が發起人（就中實際上の計畫者）中心で、公募株主は心理上社債権者と大差はない（配當の多いこと市價の騰貴を望むことの外）のであるから、株式會社が殆んど取締役の會社の如く爲るのは洵に己むを得ぬ次第である。監査役の如きも實際は取締役に都合のよい人物を列記して置くのみで、殆んど其用を爲さぬものが多いので、事實は全く法律の精神を裏切つたことに爲つて居る。

又株式會社は多數の出資者から成立する共和政體の如きもの、様に見へるが、數千の株主を有する大會社のある一方に、單に一個人や親類同志、又は個人と其部下の重なるものとの組合式のものも尠くない。之は日本には限らないのであるが、我邦の株式會社は七人以上あれば成立し、英國も然り、一時拂込の株式は二十圓でよいのであるから、保險や取引所（十萬圓以上）、信託會社（百萬圓以上）、貯蓄銀行（五十萬圓以上）、普通銀行（百萬圓又は二百萬圓以上）など特別の規定のあるもの、外、百四十圓あればできるわけであるから、單に資本金の點から云へば、或る個人が家族や、手代を六人加へ、資本金百四十圓で株式會社を作り得るので、隨て事實上は個人の有限責任會社が成立つて居るわけである。英國では嘗て此種類の會社（One man company）を違法なりとして攻撃した者もあつたが、依然認許せらるゝことに爲つて居る。即ち株式會社の實體には（一）個人的なもの（二）組合的のもの（三）重役專權のもの（四）公開的のもの、四種類あつて、之が自然株式にも及び（一）（二）の會社の株式は市場に現れないのが普通である。

（B）利益 株式會社は發起人や株主に對して利益があるばかりでなく、國民經濟上にも亦種々の利益を與へて居るのである。即ち（甲）事業家から觀れば（一）自分等の資金ではできぬ事業を起し、廣く公衆の遊資を集めることができ（二）永遠の事業、危険な事業を經營し（三）資産家が有限責任と重役制度とを利用し、自己の資本の一部を割き、出資額を限度として責任を負ふと同時に、自家の主人が婦女老幼にても、事業は之を重役又は支配人等に委するに適し（四）隨て個人の主人又は組合員の退社や死亡に依て、事業の信用を減ずるやうな憂なく（五）法制に依つては、所得税も少くてすむ如き、又は（六）若し小商工業者又は勞働階級が之を利用し得れば、大經營の利益を收め、資本家に對抗することもできるのである。

又（乙）出資者即ち主腦者以外の株主から觀ても（一）僅かの資金で大事業に参加し、其利益に

均霑することができ、(二)責任が有限であるからして、安心して出資することができる。(三)重なる株式の市價は取引所に於て知ることができ、又其經營振も新聞雜誌などで大體は了解し得るのであるから、新設會社で、取引所にも上場さぬやうなものに手を出さぬ限り、公平な相場で安全に投資することができる。即ち其道の女人筋が買入れると同じ相場で買入れることができる。此點は普通の商品や不動産などに比して容易である。(四)且つ必要があれば何時でも處分することができる。(五)會社が一定率の配當をする方針であれば、殆んど貸附金の利子に等しい、確定的の定期収入を得ることができ、(六)賣買や質入も自由である。

此他(丙)國民經濟から觀ても(一)小資本を集めて大企業を起させ、(二)下層社會及び教育を受けた者に職業を與へ(三)隨て間接に商工業の教育や、經濟教育の發達を促し、是等の學術の進歩にも貢献し(四)企業的技能ある者の能力を充分發揮させ(五)發明改良を促し(六)企業熱を高めて從來有益であつても起ることができなかつた事業を勃興させ(七)商工業の規模を大にして外國の競争に對抗させ得る如き、種々の利益がある。鐵道、海運、銀行などは固より、所謂家内工業から工場工業に進んだ國では、多數の事業はどうしても此組織でなくては經營し得ぬやうに爲つたのである。

(C)弊害 株式會社には以上のやうな數多の利益のある一方、其弊害も亦尠くない。凡そ物は利益の多いほど弊害も多いのが通則であるから、株式會社の弊害の多いのは、一面其利益の尠くないのを反映するものとも見ることができるのである。而して其一端は既に述べたのであるが、尙ほ重要なものを列擧して見やう。

(第一)は會社創立からの弊害で、即ち(一)殆んど望みのない事業や、最も危険な事業を有望、確實らしく吹聴し、企業熱の沸騰せるに乘じ、經濟界の事情に疎い素人を引入れて、其多年の蓄財を傾けさせ、發起人等は何等かの手段に依て責任を負はないこと、(二)發起人は法律でも特別の報酬を收めることを認めて居るが(商法第二百二十二條)或は設立費用を過大に見積つたり、自己の金錢以外の出資財産を過大に見積り、或は拂込を行はざる株式を所有し(所謂幽霊株)、又は自家の子分の名義に於て無拂込の株式を所有し、大部分の資金は公募の株金を利用するやうなものもある。又(三)株式界の好況に乘じ、過當の「プレミアム」附で發行し、自然發起株の市價を吊り上げ、之を高價に賣放つ者も尠くない。之を賣放さないでも、其不自然に吊り上げられたる株券を擔保にして銀行から融通を求め、更に第二の泡沫會社(Bubble company)を設立することができる。此手段で第三、第四に及ぶことができるわけであるから、頗る危険と謂はなければならぬ。平穩時の發起人中には、眞面目に事業を經營する目的で、會社を設立する者も尠くないが、沸騰時代(Infation)には發起の利益や、株券賣買で暴利を貪らうとする手合が多いのであるから、自然泡沫會社

に終るわけである。

(第二)には會社の買収又は合併の際に於ける好悪で、是等の場合には普通舊會社の財産を評價し之に對し新會社の株式を交付する習慣であるが、實際財産の評價を過大にし、(Over-valuation)之に對して其金額の株式を發行することが尠くない。例へば時價百萬圓の會社を買収するに、之を二百萬圓と評價し、之に對し買収會社の新株券を交付せば、其半額は所謂混水株(Watered stock, Water)で、拂込のないものと爲る。被買収會社の株主は之に依て利益を受けるが、買収會社の株主は非常の損失を蒙ることに爲り、利する者は買収の衝に當れる重役(は被買収會社より莫大の割戻を受け、るのが多い)である。買収會社の株主が何故損失を蒙るやと云ふに、例へば前例に於て、資本金百萬圓、正味資産も亦假りに百萬圓の會社が買収したとすれば、新會社は(實は舊會社の擴張したのも)純資産二百萬圓に對し、三百萬圓の株券を發行してゐるわけであるから、舊株主は五十圓に對し三十三圓三十三錢の資産を有するに止り、總體の舊株主は百萬圓の三分の一を失ひ、之を被買収會社が利することゝ爲るのである。尤も新會社が買収後に於て、實際上特別利益を生ずることが確實であるならば、前記のやうにはならぬのである。又合併の場合にも、よく米國などで行ふやうに、合併後市場を獨占する如き將來の利益を豫想し、之を資本化して發起人の手に收めるやうな混水法も尠くない。例へば嘗て米國葉鐵會社が合併せる際、資本金額を五千萬弗としたが、各會社の從來

の収益力を資本化した金額、即ち買収價格(此の金額合計千八百萬弗)に對しては優先株を發行し、前に運轉資金を得る爲めに亦四百萬弗の優先株を發行し、殘る二千八百萬弗は將來の利益を資本化したもので、此の中千八百萬弗は優先株主に分配したが、千萬弗は發起人の手に收めたのであつた。

(第三)は經營上の缺點で、重役は多く大株主か、又は其代表者であるから、畫策經營共に熱心でありさうな筈で、又中には熱心の者もないではないが、個人や組合のやうな利害の感じがないし、重要事項は重役會議や、株主總會の決議を経る必要がある爲め、自然他人仕事に陥り、眞實の熱心忠實に缺くる所ができてくるし、又敏活に處理する事ができず、新計畫なども試みず、從來のまゝで經營する傾向と爲るのである。又會社の日常の仕事は支配人以下の使用人に依りて行はるゝもので、是等は頗る重要なものであるが、個人經營の如く人的關係の親しみが乏しく、使用人も亦單に眼前の報酬のみに依て働くに過ぎず、新工夫もしなければ、活動力も乏しいから、自然會社全體の成績が舉らぬことに爲る。殊に重役等が無謀に事業を擴張するが如き弊害は、會社組織に多いので、是等も亦自己の休戚に關することが少いのと、株式賣買の利益を目的とする爲めである。

(第四)は會社の決算並に之を社會に發表する諸表に關する奸曲で、其最も著しいのは所謂蝟配當である。幽靈株も蝟配當も、共に法律の禁ずる所であるが、實際に於ては之を行ふ者が尠くない。殊に不況の場合、物價下落の場合に之が多いのである。蝟配當は經營上の失敗や所有資産の下落を

糊塗する爲め、資産の評価を過大にして、事實缺損なるに利益あるが如く装ひ、又は故らに配當歩合を多くして、株券の市價を吊上げんとするもので、世人の多數は單に配當率の多少に依て株式の市價を評定する傾きがあるので、最も危険な所業である。其手段の最も普通なのは資産を過大に評價する方法で、之にも(い)地所、建物、有價證券など、有體財産の價格を時價以上に見積る場合(ろ)貸金、手形、預金などで取立の疑はしいもの、又は全く回収の見込のないものを、其まゝ資産として記帳し置くこと、(は)建物、機械、貸金などの減價償却を行はない場合など色々あるが、(に)費用とすべき科目を資産とする様なことも、亦自然蝟配當の原因と爲るのである。又蝟配當と反對に配當率を少くする爲めに故らに、資本金を増加することもある。之は脱税や、社會の嫉視を避ける目的などから考へたもので、例へば積立金や配當利益を新株に依つて分配する場合であるが、又往々株式市價の騰貴に際し、其利益を收めんが爲めに行ふこともあつて、脱税などの目的の外、社會に對し弊害を及ぼすものではない。尤も無用の増資は株主の利益を減殺する弊害はある。

(第五)は國內同業者の競争を避け、又は外國會社の競争に對抗する爲め、買収、合併、持株會社(Holding company)などの方法に依り、大企業は小企業を壓倒し、市場を獨占して消費者を苦しめ、政黨に贈賄して私利を貪るやうな弊害もあるが、是は次項で論ずることにする。

(D)株式會社政策 株式會社には種々の弊害があると同時に、亦此組織に依らなければ勃興し、經營してゆくことができず、或は他の組織に依るよりも、割合に有利に經營し得る事業も尠くないのであるから、之に對する政策は、其長所を發揮させると同時に、勉めて其弊害を艾除するにあらねばならぬ。で其手段には種々あつて、總て是等を詳論するには、商法の株式會社に關する規定、各特權會社に關する法規、所得税法、營業收益税法などにも及んで論述すべきであるが、茲には其重要な項目のみに止めることにする。

(一)設立に關する不正を防ぐこと、株式會社に關する弊害中最も重大なものは、發起人等が無謀な事業を目論見、誇大の吹聴を敢てして多數の素人を引入れ、自分等は少額の出資に止め、往々拂込なき株式を作り、危険な會社を起して世人を誤る點である。商法は此弊害を除かんが爲めに、種種の規定を設けて居る。例へば(一)發起人が受くべき特別の利益及び之を受くべき者の氏名、(二)金錢以外の財産を以て出資の目的と爲す者の氏名、其財産の種類、價格及び之に對して與ふる株式の數、(三)會社の負擔に歸すべき設立費用、及び發起人が受くべき報酬の額などは、之を定款に記載しなければ其効なしとし(第二百二十二條)、發起人が特別の利益を受くることは、之を認めるが、之を定款に明記すべきを要求して居るのである。又取締役は其選任後、是等の事項や、第一回の拂込をしたかどふかを調査させる爲めに、検査役の選任を裁判所に請求する義務があり、其他第三百三十四條第四百二十二條の二、三、四、及び第二百六十一條などの規定があつて、發起人が自己の出資

した財産を過大に評價したり、所謂幽霊株などの出来ぬ規定には爲つて居るが、實際に於ては財産の評価と云ふことが困難であり、現實拂込の有無が不明であり、検査役の制度が實效を擧げ得ざる爲めに、是等の弊害は中々尠くないやうである。殊に前記(三)の如き費用や報酬を過大に見積る位は大した弊害でもないが、會社の成立後、株式の轉賣に依つて暴利を收むる目的で設立する場合が多いので、之れも強ち不當とは云へぬが、是等の發起人は元來事業經營の目的とするものではないから、自然泡沫會社の濫設を促し、社會を毒することが頗る多いのである。所謂權利株の賣買を禁止し、又「プレミアム」(額面以上の金額)附で發行した場合、之を定款に記載し、且つ資本金の四分の一に達するまで之を準備金に繰入れることを命じたのも、亦株式轉賣に依る弊害を除く爲めとした爲めであるが、是等の規定も亦會社の濫設を防ぐには足らぬのである。

現物出資 改正要綱は現物出資に關する取締規定を一層嚴重にし、會社成立後に豫め約束せる財産を會社に賣付ける方法、所謂財産引受に關する規定を加へることとした(要綱第七十七)。即ち會社成立後に取得することを約したる財産、其價格及び之を讓渡すべき者の氏名は定款(之は公正證書にすることとした)に記載しなければ、無効とすることにした。

尙ほ現物出資者は發起人と同一の責任を負はしめ(要綱第七十八)會社の成立後二年間に、繼續して會社經營の用に供すべき財産にして、會社成立前より存在し、且拂込株金額の五分の一以上の

價格あるものを、有償に所得すべき旨の契約を爲すには、株主總會の特別決議を要することとした

(要綱第七十九)、所謂事後設立に關する規定であつて、其目的は前記の規定と同様である。

預合 株式の拂込を糊塗する常套手段として、預合の方法が行はれるのであるが、之を防ぐ爲め(一)株式申込證の要件として、株金の拂込を取扱ふ銀行又は信託會社を記載せしめ(二)且設立登記の申請に當り、申請書に右銀行又は信託會社の拂込金保管に關する證明書を添附せしむべきものとし(三)其銀行又は信託會社は其證明したる拂込金額に付ては、拂込なかりしこと、又は拂込に關する制限を以て會社に對抗することを得ざるものとした(要綱第八十二)。尙ほ預合を行つた者、竝に之に應じた者を、三年以下の徵役又は三十圓以下の罰金に處することにした(要綱第二百)。

或學者は獨逸の如く、會社設立の登記ありてより一箇年を経過しなければ、其株式を取引所で賣買しないやうにしたら、多少効力があらうと云ふて居る。之は幾分轉賣の妨げと爲つて有效かも知れぬが、取引所で賣買出来なくても、充分賣買の餘地はある筈であるから、是れ亦著しく濫設を防ぐことはできぬ。其他英國式の發起人株(Founder's share)で、之は普通株に對して一定歩合の配當をした後、残りの利益を配當するので、繰延株(Deferred share)の一種である、一寸不利益のやうであるが、會社の利益が多い割合に、普通株の配當率が多くないやうにすれば、頗る有利であ

る)か、若しくは獨逸流の利益享有證 (Genussscheine は字義の通りで、株式では無いが、會社の利益が一定の歩合に達した場合、それ以上の利益の一部を收めることは、猶ほ英國の發起人株の如くである)のやうな方法に依り、發起人をして會社と離れずに、特別の利益を獲させるやうにしたらどふかと云ふ者もあつて、之は轉賣の弊を避け、眞實に事業を經營しやうとする者が、會社を設立するやうにする效力は、多少あるかも知れぬが、是等の手段に依り、明かに發起人だけ特別の利益を享けることを定めるのは、發起の際は公募の妨げと爲り、設立後は會社の攻撃を免るゝことができぬ筈であるから、英國なども近頃は餘り此種類の株式を發行せぬと云ふことである。然らば如何にして發起人の不正や、會社の濫設を防ぐかと云ふと、我邦の商法が強ち不備であるのではなく、唯實際に行はれて居らぬのであるから、如何にして之を效力あらしむべきか、其點を研究する外はないと思ふ。

繰延株 は劣後株、後取株又は後配株(要綱)など、いふのであるが、從來地方鐵道法(第六條の三乃至五)に於てのみ之を認めて居たのを、一般的に認むることにした(要綱第一百十一條)。

それは(一)一般人が經濟的智識を廣くすることを心懸けること(二)國家も經濟や商業の教育を普及させる方面に一層努力すること(三)發起人や重役、支配人などの制裁をモ少し重くすることである。

「第一」の一般の覺醒、隨て株式應募者の自覺を促すべしとの點に就いては「元來自ら勞せずして安全に(又は多少の危険を冒して)放資しやう、事業の如何に拘らず一定の配當を得るか、又は株式賣買の暴利を獲やうとする、而も本業を有するか、又は寡婦、老人の如き者に、事業界の實情に通ぜよと云ふのは無理であるし、株主總會などに出席を強ひても無駄である」と云ふ如き議論を唱へる者もある。一應尤もであるが、元來自己の貴重なる資産を投ずる事物の何物であるかを解せず、又株式とはどんなものか、新株には如何なる義務が附帶して居るか、株主には如何なる權利義務があるか、總會は何をすべきものか、全然是等を知らずして放資し、又は投機を試みるのは、無謀も亦甚しと謂はねばならぬ。而も是等の者にも相當の懲があつて、公債とか銀行預金とかには満足できぬ手合もあるのであるから、詐偽的會社屋に引懸つても、強ち怨むべき筈はないのである。併し斯様に欺かれるのは畢竟知識の足らぬ爲であるから、此缺點を補ふ方法を講ずべきである。

「第二」の策は、政府も從來力を用ゐないではないが、最も廣い小學教育には殆んどないし、又中學校の經濟學は申譯的のものであるから、此點は一段の努力を要するであらう。但し最も有效な教育は、歐洲大戰後のやうな素人應募者や投機者の痛手、即ち實地の教育である。

「第三」の策は固より完全ではなく、如何に重刑を課しても、一方に之を潜る策略を廻らすやうに爲るのは明かで、餘り効は擧らぬかも知れぬ。隨て發起人の公德に訴へ、其涵養に勉むる方が有效

かも知れぬが、之は一般道徳の程度が進歩し、苟も不埒な會社を設立し、世人を誤るが如き者は再び社會に立つことができぬやうになれば、會社の發起者も餘程注意するやうに爲るかも知れぬが、此の如きは所謂百年河清を待つ類ひであらうと思はれるから、己むを得ず法の制裁を一層嚴重にし、例へば發起人、取締役、監査役、支配人等が（一）會社を設立させる爲め、株式總數の引受又は拂込額に就き、裁判所又は總會を欺いたとき、（二）法令又は定款の規定に違背して利益又は消息の配當をしたときなどには、一年以内の懲役若しくは禁錮又は千圓以下の罰金に處すとしてあるが（商法第二百六十一條）、是は嘗て提出された改正案の如く、五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處するとするか、更に一步を進め懲役年限を二年以上五年以下、又罰金額を一萬圓以上五萬圓以下にしてもよいと思ふ。現今僅か一千圓、而もそれが最高限の罰金では殆んど何にもならぬし、懲役も半年や一年では餘り效がないかも知れぬ。それも禁錮でもよいのであるから、此點も重くする必要があるのである。併し是等の程度は専門家の研究に譲るとするも、少くも現行法では制裁の效が擧らぬことは事實である。

商法改正要綱第九十六以下罰則に關する起定は一般的に現行法に比して刑罰を重くした。即ち二百六十一條の如きも、支配人の外「其他、會社の營業に關する或種類若しくは特定の事項の委任を受けたる使用人」を加へて、刑罰の及ぶ範圍を擴張し、尙ほ五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金

に處することにした。

要綱第九十六は一般的に刑法第三百四十七條の背任罪に關する規定の特例を設け、會社の發起人、取締役其他の役員又は之に準ずべき者、若しくは主要なる地位に在る使用人等に對し「其任務に背きたる行爲を爲し、會社に財産上の損害を加へたるときは、十年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處す」ことにした。刑法の背任罪は背任者が自己若しくは第三者の利益を圖り、又は本人に損害を加へる目的を以て背任行爲をしたことを條件とし、其刑罰も五年以下の懲役又は一千圓以下の罰金としてあるが、株式會社の如き大事業に於ては、前記要件の證明は困難であるから、單に背任行爲の結果、會社に損害を與へたときは背任罪が成立し、其刑罰も重くしたのである。社債權者集會の代表者の背任に就ても、亦略同様の趣旨の規定を設け、唯此場合は五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金として居るのである。

此他株式又は社債の募集に關する申込證其他の文書や、是等の募集廣告等に虚偽の記載をした者も、亦五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處し（要綱第九十九）、會社の發起人、役員、主要の使用人等に對して賄賂罪の規定を設け（要綱第二百一）、是等の者が其職務に關し不正の利益を收受し、又は要求若しくは約束したるときは、三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處し、是等を

交付し約束した者も亦同罪とすることにした。

英米の有價證券賣買取締 (甲)米國 では有價證券條例 (Securities Act) は其他の法律のやうに、各州の法律で定めてあるが、俗に之を「青空法」(Blue Sky Law)と呼んで居る。想ふに何もものない青ぞらから資本を造る詐偽的の商人 (Blue sky merchants) と云ふて居るからである。始めて此種の法律を設けた州はカンサス州で一九一一年であつたが、現今では「ロード・ネヴァダ」の二州を除けば、皆何等か有價證券の賣買に關する法規を設けて居る。

此法律は畢竟詐偽の有價證券賣買を取締るのであるが、規定の内容、寛嚴は州に依て區々である。例へば或州では有價證券の賣買者若くは其代理人は免許を要し、更に販賣に就ても認可を要するものもあれば、又單に一般詐偽法を適用し、警視總監 (Attorney General) は公益を害すると認めた證券の販賣を差止め得るに止めたものもある。但し多くの州では、公債類、取引所上場證券、公益事業の株券等は、此規定に依らないでよいことに爲つて居る。(米國では詐偽の會社發起人を (Dr-by-nichters) と呼んで居るが、或州へ怪しげな證券を持ち込むや、迅速に處分して暗に乗じて飛去るからである)。

(乙)英國の新會社法 (三五四—三五六) も亦株券社債等の賣買を制限し (一)營業所用以外の各戸に就き、株券等を販賣することを禁じ、(二)一般公衆に對し株券の販賣を申込む書類には、次の事項を列記した書面を添附することを要すとして居る (a)本人か代理人か、(b)會社設立の年月日、登記した事務所、(c)公認資本金額、發行資本額、株式の種類と其權利 (d)最近三箇年の配當金又は無配當、(e)社債現存額、(f)取締役の氏名、住所、(g)株式が拂込済か否か、拂込の程度、(h)公認取引所に上場せるや否や (i)權利株なるときは、權利者の氏名、住所。

但し株券が英國に於て、認められた取引所に上場するか、株券が一般公募せらるゝか、相手方が平常の取引先であれば、此書面は附けないでもよい。之に對する刑罰は初犯が二百磅の料料又は六箇月の禁錮で、其後は五百磅の罰金か十二箇月の禁錮か、若くは双方かである。

要綱第二百二二は所謂議會荒しに對して一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處することにし、第

二百五は幽霊株に對する制裁を定め「株金拂込の責任を免れる目的を以て、他人又は存在せざる者の名義を用ひて株式を引受け、若くは讓受けたる者、又は株式の讓渡を假裝したる者を一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す」ことにした。

但し是等の罰則は目下改正案審議中の刑法とも關係があるから、其確定を待て多少の變更を加へるかも知れぬと云ふことである (希望決議) が、大體上重くする方針であることは事實であつて、自分等の主張に符合するのみならず、諸外國の方針にも一致するのである。

(二)蝟配當を防ぐこと、所謂蝟配當をする場合には、性質上費用の支出 (Revenue expenditure) と看做すべきものを財産の買入 (Capital expenditure) とする場合もあるが、最も著しい方法は資産の過大評價に依るのである。資金の中には地所、建物、機械、器具其他の動産の外、有價證券や貸金などもあつて、決算の場合、是等の資産を實價より多く見積るときは、帳簿面では利益を生ずることに爲るから、少い配當率も多く爲り、甚しきは事實缺損があつても之を蔽ひ、若干の配當をすることができるのである。株式配當の有無及び其多寡は直に市價を左右することに爲るから、會社の當局者も亦株主も共に、不確實な遣り口であり、不法であると知りつゝも、此手段に依る場合が尠くないので、殊に大正九年の春以後の如く、株式を始め一般物價の下落を來した場合には、此弊害が最も多くなるのである。即ち商法が財産目録に記載すべき價格は、目録調製の時に於ける價

格を越へることができないものとし（第二十六條）、此規定に背いて配當をした者は、前記の如き刑罰を加へることとした所以であるが、財産の價は變動常なく、其評價は困難で、而も外部の者には分り難いのであるから、實際に於ては、此規定を無視した評價をして居る者が尠くないのである。

從來財産評價に關する商法の規定に就ては、世間に議論のあつた所で、明治四十四年に政府から提出した改正案には、第二十六條の例外として、特に株式會社に對しては、取引所の相場あるものは其相場に、其他の財産は時價以下（まで）にすべきものとし、兩者共原價（買價又は製造價格）に超ゆることはできないものとし、又繼續して營業の用に供する財産は、其原價より相當の減損額を控除したる價格を附することを得としたのであつたが（改正案、第九十條の二）、反對論があつて、此條文を加へぬことにしたのである。併し是は原案の方が正當であつて、假令時價が買値より騰貴して、或は、まだ自己の所有に在つて、販賣もせず、又は營業上に使用して居る間は、其増加額を利益に計上するのは、危険な方法であるし、固定資産を時價に見積るのは不穩當で、是等は年々減價償却を行ふか、又増加價額があつても、所謂秘密積立金とするがよい。要するに現行法の財産評價法は甚だ不完全であるし、又其制裁も寬に過ぐることは、前に述べた如くである。不動産や什器等繼續的使用のものは、改正案の如く「得」とせず、強制的にするがよい。併し不動産に對しては、貨幣價値の變動を斟酌させると同時に、評價益は積立金とさせることも亦一策であらう。

固定財産の評價 改正要綱は（第十三）商法第二十六條第二項の規定に附加して、「營業用の固定財産には其所得價格又は製作價格より相當の減損額を控除した價格を附することを妨げず」としてある。此規定を設けるときは、時價が騰貴した場合は時價に見積り、又時價が低落したときは、原價にすることゝ爲るであらう。控除額が妥當であれば、著しい弊害はないかも知れぬし、又財界が著しく不況に陥つたときは、適用の餘裕があつて便利であらう。但し過大評價を防ぐ目的は幾分が爲め減殺されることには爲る。寧ろ原價主義を採つて此附加規定に改める方がよくはないかと思ふ。

（三）會計監査を有効にすること 株式會社の會計監査には株主總會の選出した監査役と云ふ者があり、又此監査役は検査役を選任して、會社の業務及び會社財産の狀況を調査させる権利があり、資本の十分の一以上に當る株主の請求があれば、裁判所は検査役を選任することができるので、監査役は株主以下からも選ぶことができることに爲つて居る。即ち法規の表面から觀れば、株式會社の監査は充分であることに爲つて居るが、實際上に於ては、我邦の監査役の多數は畢竟虚位を擁するのみで、殆んど其用を爲して居らぬのである。其所以は取締役が發起人又は株主中の或者に、單に名義を與ふる爲めに之を作り、而も我黨に都合のよい者を据へるに過ぎぬからで、之を改めるには、是非計理士制度を發達させ、不羈獨立の公認計理士の制度を設け、或は監査役を此種の者に委嘱

し、若くは株主をして是等の者に監査を依頼させ得ることにしなくてはならぬ。(一)(二)に述べたやうな弊害も亦此制度に依りて、大に減少させ得るであらうと思ふ。幸ひ昭和二年三月計理士法が發布され、九月六日に施行令が公布せられ、九月十日から施行されたのであるが、我邦ではまだ技能があり信用のある計理士が少いのであるから、俄に其社會的效果を望むことはできぬのである。

(四) 株主の自覺を促すこと 創立總會や株主總會は株式會社の最高機關であるに拘らず、實際は發起人の或者や、重役に左右せらるゝ場合が少なくない爲め、其他の株主は殆んど自己の權利を主張することができぬのである。是等の者が大株主中から出た場合には、已むを得ぬとしても、然らざる場合でも、株主で總會に出席する者は、普通の場合極めて少數である。又少數株主でも、資本金十分の一以上に當る者を集め得れば、有效の仕事をして爲し得るのであるが、例外的場合の外、此權利を行なほふとする者が少いのである。是は「普通の株主の目的が利益配當と、株式の市價の騰貴とに在るし、又さうした閑暇がないから已むを得ぬ」と云ふ者もあるが、之は其無關心の一理由に過ぎないので、其外の大なる理由は、會社と事業の智識に乏しいのと、權利思想に缺けて居るのと、此會社の民本的性質を解せぬからである。即ち株主の自覺を促す必要のあることは、既に述べた如くであつて、株主總會が活動せぬ限り、如何に法規を改正するも、計理士を作るも、實際は餘り效

を擧ぐることはできぬのである。此點に就て注意すべきは、少數株主權で、現行法は資本金の十分の一以上とあるが、是れだけの權利を集めるのは、一寸容易でないから、之を改めて二十分の一位にしては如何と思ふ。或は是れが爲めに却て「總會荒し」に乗ぜらるゝ途を作る虞がないとも云へぬが、其弊害よりは、寧ろ少數株主の主張を抑壓する害毒の方が、却て多からうと思ふ。

(五) 一株の金額を増加すること 現行法は二十年も前から、一株五十圓を最低限度として居る(一時拂込の場合は二十圓)が、併し此制限は無智の細民に株式を所有させ、之が爲め一層株式投機、會社濫設の弊を多くするの弊害を避くる目的で作つたものであるから、物價騰貴の場合は、少くも百圓迄は上さなくてはならぬし、或は二百圓位にしてもよいと思ふ。さすれば四分の一でも一株五十圓を要し、小金のある位の者を遠ざけることができるのである。外國には英米の如く制限を設けぬ所もあり、英國などには僅々一磅の株式も少くなく、往々五志、一志のものさへあるのであるが、二百餘年前より幾度も會社病に罹つた苦い經驗のある國民と、僅かに日清戦後二、三回の會社熱に浮かされた國民とは、同日に語ることはできぬのである。或は株金額の引上に依て、小民の株式會社組織を妨げる弊があると云ふ者もあるが、之が爲めには産業組合と云ふ準株式會社もあり、又此位の程度の株金拂込を困難とする手合は、株主として事業に参加する資格がないのである。尤も會社の性質が一般に理解せらるゝに隨ひ之を低下し、又は全然制限を撤廢してもよいのである。

無額面の株式 (No-par stock) 一九一二年紐育州に於て始め額面金額なしの株券 (Shares with-out par value) を發行し得る規定を設けて以來各州相踵で之に倣ひ、最近では (一九二五年) 三十八州と「アラスカ」とに及び、近年米國に於て發行せらるゝ普通株の大部分は此種類に屬すると云ふことである。之に關する規定は州に依て異り、一定したものではない。

此種の株式は多く増資の場合即ち新株發行の場合、若くは減資や合併の場合などに發行されるものであつて、會社が新に資金を要する場合、社債を發行するときは、利子の固定的負擔が増加する上、元金償還の必要があり、又新株發行は財界の不況や會社自身の實情不良の爲め、募集が不可能である場合に於ても、舊株の時價に依て無額面の株式を發行することができれば、甚便利である。其他減資又は合併の場合に於ても、無額面の新株式を交付すれば、株主の心理状態を緩和し、其反對を避け得る利益もあるし、一般投資者が株式の額面に迷はされる弊害を除くこともできる。但し斯る場合債権者や舊株主の利益を害する弊害がないではないし、又株式發行上の不便 (應募者が不安の爲め少いやうな) があつたり、會社自體の信用を傷けたり、會計整理上の困難がないではないが、是等はそれ〴〵適當の手段を講じて妨ぐことにすればよろしい。既に優先株の發行を許して増資の便を與へて居る以上 (改正要綱は其第一百十に於て會社設立の場合にも之を許すことにした) 此種の株式を認めてもよくなるかと思ふ。英國の會社法は、設立後一箇年を経過した會社は、會社

の特別決議と裁判所の認可を経て株式の割引發行をすることができ、此方法でも無額面株式の一部の目的は達することができる (第41)。併し更に一步を進めて、此種の株式を認めるがよい。

此種の會社で問題と爲るのは資本金額であるが、それは無額面株の種類に依て違ふ。即ち (甲) 確定價格の無額面株 (Stated value no-par shares) であれば、會社が株式發行の際、最低價格を定め、之を定款に記載して置くから、此金額が會社の増資額と爲るのであつて、此點は普通の株式と異なる。異なる所は株式に額面がないだけであるから、此種の無額面株は實は額面付の株式 (Par value shares) である。若し株主が所定額以上を拂込むときは、其部分は剩餘金と見て、配當することができると云ふのが通説である。但し州に依ては、無額面株の價格 (資本金額) を定款に書くや否やを自由にして居る所もあるし、大多數は會社は無額面株の價格を定むる義務がないものとして居る。

(乙) 之に反して眞の無額面株 (True no-par shares) は、株券は固より、定款にも資本金額を記載してないものであつて、隨て最少發行價格もない。而して「カリフォルニア」、「デラウェア」、「メソリーランド」、「ニューヨーク」、及び「ペンシルヴェニア」の五州の法律は、無額面株式に對する總拂込金額を以て會社の増資額として居るが (但し此金額以内の或金額を以て増加額とした場合は例外とする) 其他の州法は此點に關して全然規定を缺いて居る。

米國の法曹界に於ける有力なる意見は「拂込の當時、會社と出資者との間に特別の意思表示がな
し限り、拂込總額を以て、資本金額とすべきものである」として居る。其理由は當事者の普通の意
思から推論したのであるからして、契約當時或部分を資本金とし、他の部分を拂込剩餘金 (Paid-in
surplus) とすること、隨て後者を配當することはできるわけである。但し前記五州の如く營業上の
利益の外、配當を許さない州では、之を認めぬことは云ふまでもない。又之を認めるにしても、公
益に害のない範圍で配當を許し、其程度は裁判所の決定に依る外はない。

(米國の十五州では無額面株發行の會社は開業前、一定額の資本金を所有すべしとし、七州では會社の任意に之を定めて單に定
款に記載し、若くは州廳へ届出ればよいとして居る。十六州は何等の制限を設けて居らぬ。)

「カリフォルニア」州以外の總ての州は、公認を得て額面株と無額面株の兩種の發行を行ふこと
ができる。加州は兩種發行の會社が州内に於て營業することを許さぬのである。

參考書 C. B. Robbins—No-Par Stock; do. —No Par Stock, (R. H. Montgomery—Financial Hand Book, Sec.

34) J. C. Bonbright—Stock of No-Par Value, (M. N. Nelson—Readings in Corporation Finance, Ch. III)

(六) 法人課税問題 從來合名合資の如き所謂人的會社と株式會社の如き物的會社とは、所得税の
如きものゝ税率を異にし、前者は個人又は組合に近いものであるから、累進税を課し、後者は十六
分の一、次で七分五厘の比例税を課して居つたのであるが (株主二十人以下は前者に準ず) 其後の

改正に依り此區別を撤廢して、普通所得、超過所得、清算所得などに分けて賦課することにしたの
であるし、配當金、賞與金は個人の所得としては免税せられて居つたのであるが、之にも課税する
ことに爲つたし、又超過所得税の如きは、戦時利得税の延長のやうなものであるから、會社就中株
式會社の負擔は餘程重くなつたわけである。併し會社は會社としての所得に課税せらるゝと同時に、
別個の人格として之より受くる配當金、賞與金などに課税しても、固より當然で、從來是等を免税
して居つたのが、洵に謂れなき規定であつたのである (嘗て之を課税せんとしたのを、一派の運動
で、之を免税したことに爲つたと記憶する)。又超過所得の一部を徴收するのも、現在の社會状態、
財政状態では、已むを得ぬものと謂はなければならぬし、會社の種類に依て税率を異にした舊制度
を改めたのは頗る賛成である。其理由は從來株式會社の所得税が安いのを一理由として、事實個人
若くは組合であるものが、故らに形式を株式組織にした者も尠くないからで、舊法の如く、株主二
十人以下の會社は、合名、合資に準ずるなどとしても、事實無効だからである。

株式の「プレミアム」に課税すべきか否か、換言すれば「プレミアム」は利益であるか資本であ
るか、是は從來からの問題で、經濟學者や法曹者間の議論は概ね資本説である。即ち所得税を課すべ
からずとする説であるが、行政裁判所の判決例 (明治四十一年) は利益として居るのである。畢竟
見解の相違であるが、日本の商法の解釋としては、矢張利益即ち所得として課税すべきものであら

うと思ふ。又會社熱に對する鎮靜劑としても宜しく課税すべきである。

(七) 貸借對照表の形式 我邦では、銀行、信託會社、保險會社、無盡業、有價證券月賦販賣業等には業務報告書の形式を法定して居るのであるが(之も主務大臣に出すものである)、一般的には何等の規定がないのである。唯貸方借方の對照表とあるだけで、米國式又は大陸式に依り借方に資産、貸方に負債を擧げてよいか、又は英國式にして、其反對でよいか、或は近時米國で行はれる(Statement or report form)でも差問へがなつか、不明である。形式は孰れでもよいとして、内容に就ては全然規定がない。固より業務に依りて内容を異にするのであるから、細密の規定を設けることは困難であるが、一九二六年五月、英國の會社法委員會が立案したやうに、公會社に對しては(一) 株式資本、負債、及資本の概要を包含し、負債や資産の一般的性質を明示する程度に詳記し、且固定資産の價格算出法を示すこと(二) 創立費用や「グッドウィル」を各別に記載すること(三) 負債を生じたときは、其事實を記す(四) 子會社に對する出資及貸付金は、他の資産と區別して記載すること(但貸付金と出資とを區別すること、尤も子會社の分は各別に記載するに及ばぬ)と云ふやうな最小限度の規定を設けるがよい。持株會社に關しては(一) 自身の貸借對照表と、一切の子會社の貸借對照表とを共に發表させる主義(二) 親會社の貸借對照表に於て持株を明示すると共に、別に子會社の損益會計が親會社の計算上如何に處置せられたかを示す證明書を出す主義(英國の改正案)

(三) 其他親子會社の合併貸借對照表を作らせるか、種々あるが、一般的規定としては(二)の程度でよいと思ふ。(經營學論集第二輯「株式會社制度」増地教授「株式會計の計算」參照)。英國の新會社法は一九二九年十一月一日より施行することゝ爲つたが、取締役が會計書類及貸借對照表に關する法律の規定が實行されるやうな適當の手段を採らなかつたときは、二百磅の科料に處し、若し故意なるときは、六箇月の禁錮に處することとした。

商法改正要綱第三百三十三は商法百九十條の定時總會に提出すべき財産目錄、貸借對照表及び損益計算書の様式を定める旨の規定を施行法中に設け、其様式は命令を以て定めることにした(目下産業合理局で研究中である)。

(八) 株主の議決權 我邦の方法は十一株以上の株主の議決權は定款を以て制限することができる(商法第六十二條)のであるが、實際に於ては東北の某鐵道(?)會社に一つあるだけで、其他は制限してないのである。更に進んで産業組合の如く一人一個の議決權とすることは如何と言ふに、資本を主とする集團に對し、斯る制度は不適當である。株式會社の民衆化と云ふ方面より觀ればよいかも知れぬが、斯くては群小の小出資者であつて、經濟にも其事業にも智識のない者が、經營に容喙して、徒に空論を闘はす弊があるから、有力なる資本家や企業家は株式會社を設立せぬことに爲る。且又一株を握て會社暴しを試みたり、有力なる者の走狗と爲る株主ができる。尙ほ一人一個

にしても株主總會に出席者の少いのは、内外の産業組合を見ても明かである。

或は獨逸の戦後の法制のやうに、多數の議決権を與へる株式を認めることはどふかと云ふに、之は獨逸の戦後に於ける特殊の事情から起つたものである。即ち馬克が暴落して外國資本が流入し、之が爲め外國の株主に會社の支配権を掌握される虞があつた爲めに始め、其後は内國に於ても所謂會社乗取に備へる爲めに之を維持して居るのである（議決権は普通株の二倍乃至五十倍で、増資毎に比例的に遞増する、單に經營上から觀れば便利であらうが、事實上に於ては大株主而も全株主數外の株主で、支配権を獲得することができるのである（米國では一五%乃至二〇%で足りると云ふ）から、此種の非民衆的、不公正の制度を設けるには及ばぬのである。

更に議決権の無い株式を認めるかどふかと云ふに、英米には優先株の中にはそれがあり、或は制限附の議決権を與へて居るものもある（經營に關係のない事項に就てのみ議決権がある）。之は利益配當に對して優先権を與へるからと云ふ意味であつて、株主は宛も社債権者の如き地位に立つのである。此制度も亦重役の支配権を強める結果と爲るが、優先株だけであれば差問ない。尤も斯る目的には社債の發行ができるのであるし（金額に制限があるが）、之を許せば社債の制限を逃れる手段と爲るから、許さぬ方がよいのである。現在の小株主は殆んど總會に出席せず、隨て議決権はあり、之を行使しても、重役に任せるだけであるからして、現重役の支配を強めるに止るもので、實は有

名無實と云ふよりも寧ろ有害のものと爲つて居る。即ち重役に非行があれば、之を助成したわけに爲るのであるから、此點から觀れば、小株主の議決権はない方がよいかも知れぬが、一朝事あるときは、斯る朦朧株主でも用を爲すものであるから、之を除去するはよろしくない。併し若し普通株主の議決権をも除くとすれば、株式會社制度は根本から改造されなくてはならぬのである。

（九）重役の兼任 内外共に有力なる重役の兼任は一般の習慣であつて、東京の大橋新太郎君は三十一を兼ね、根津、大川、藤山の諸氏も十六乃至十八社に及び、獨逸には大戦前四十四社を兼ねた者があつた。數多の會社の重役を兼ねるときは、自然其任務に不忠實と爲り、殊に好況時代に於て禍根を生ずるのであるから、成るべく専門的にするがよいし、全然一社専門でなくても、之を二、三の小數にするがよい。併し有能の士が關係することは、會社自身の信用上、經營上有利であるのみでなく、社會上に於ても亦有益な場合があり、且つ大資本家が幾多の方面に投資したり、或は親子會社の關係を生じたときは、重役として幹部と爲る必要もあらうが、斯る場合には自己の部下中有能の者を仕向ければよいのである。併し法律を以て、兼任の數を制限することは穩當ではないし、又事實上効果が少いのである。唯特殊會社の重役の兼任を制限することは必要である。即ち銀行法が其取締役及支配人の兼業を、認可を受けることにしてある所以であるが、是等は信託、保險と共に強制的に禁じてよいと思ふ。（經營學論集第二輯所載、中西教授「株式會社の議決権及機關

に就て」参照)。

(十) 特權會社の弊を減ずること 株式會社に特權を附與することは、今始まつたわけではなく、此種の會社の鼻祖と謂はるゝ和蘭の東印度會社などが始めであつて、其後英佛なども之に倣ひ、貿易上幾多の特權會社を作つたものである。即ち「アダム、スミス」などの熾んに攻撃する所であるが、現今我邦に於ける特權會社の適例は、滿鐵や東洋拓殖など植民地の會社で、其他日本銀行、横濱正金銀行、日本勸業銀行などの如き特權銀行や、帝國會社なども其一種で、郵船、商船の如き補助を受くる大汽船會社や鐵道會社、市内電鐵なども事實上、是れ亦一種の特權會社と云ふことができ。是等の中、銀行や鐵道、運河の如き種類のものは、或る程度迄特權を附與することは必要であるが、假令植民地開發の目的であつても、滿鐵の如くあらゆる特權を與へ、民業の發達を妨げ、且つ政黨の喰ひ物とさせることは、頗る考へ物である。是等の會社も固より相當の功績はあるもので、開發の當初に於ては、特別の保護を加へる必要もあらうが、事業の進むと共に、其組織を改め、民業に委すべきものは成るべく之を自由にし、一方政黨者に悪用せられる弊害を除かなくてはならぬ。

三、私會社と有限責任會社 英國の株式會社には公會社 (Public company) と私會社 (Private company) の區別がある。公會社は普通の株式會社で、私會社は所謂一人會社 (One man company)

(iv) 若くは家族會社 (Family company) である。從來英國には事實上一人の所有に屬する株式會社や、家族的株式會社があつて、法律は別に普通の會社と區別せず、同一の規定の下に置いたのであつたが、此種の會社が漸く増加するに及び、千九百七年始めて會社法の中に特別の規定を設け、翌八年之を改正したのである。其要旨は(一) 株主の株式讓渡の權利を制限すること(例へば重役の認許を得ずして、之を讓渡することを得ずとか、使用人なれば其在勤を條件として株主とするとか、多數株主は少數反對の株主の株式を買收し得ることなどである)(二) 株主の數を二人以上(普通は七人以上)五十人以下とすること(但し使用人は除く)(三) 株式又は社債を公募することを禁ずること(此公募であるかどうかを區別することは、事實上困難であるが、之は大切の點である)、是等の制限あると同時に、(一) 普通の會社の如く目論見書を作ることなく、(二) 株式の割當に制限なく(三) 開業前最低拂込を得る必要なく(四) 取締役の選任に制限なく、(五) 毎年財産目録、貸借對照表を差出す義務を免ぜられ、(六) 定款に規定ある場合の外、優先株主や社債權者の請求に應じて、帳簿などを公開する必要がないので、極めて自由である。獨逸の有限責任會社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung) も亦之に類したもので、(一) 資本金と一人の出資額を制限し、(二) 株式を發行することはできるが、定款に依りて其讓渡上に制限を加へることができ(若し讓渡するときは公正證書を用ふる手續を要する爲め、事實上取引所などでは、賣買できぬ)(三) 責任は有限、無限、保

證、孰れにてもよろしく、(四) 目論見書を發表するを要せず、(五) 株主總會を開く必要なく(六) 監査役の要なく、亦會計報告を公表する必要のない、私會社より一層自由な會社である。

現在我邦には家族的又は一人専有の株式會社が尠くなく、又將來も増加するであらうと思はれるのに、之を普通の株式會社と同一規定の下に置くことは、外部の者に對しても不便であり、又會社自身に取つても不利益であるから、此際特別の規定を設くる必要があらうと思ふ。但し問題は獨逸の有限責任會社にするか、又は英國の私會社風にするか、是等の長所を採つて折衷主義のものとするか、或は成るべく此種の會社の設立を嚴重にするかであるが、獨逸式は寛に過ぐる嫌ひがあるから、寧ろ英國式を本則とし、更に多少の制限を加へ、日本の經濟事情に適するやふにしては如何であらうと思ふ。從來此種の問題は徒に學者の論議に上るのみで、一向實現せられなかつたのであるが、我邦の會社の形態も餘程變化して來たのであるから、此際無用の株式合資會社などを廢して、此種類のものを加へるのが、時勢に應ずる所以である。

商法改正要綱第二十三は「外國法上の有限責任會社又は英國法上の私會社に該當する特別の會社を認め、之に付き特別法を以て規定を設くること」とした。其理由は「關係條文の多數なこと、我邦に於ては最初の立法であるから」と云ふのであるが、此種の會社は株式會社の變態に屬するものであるから、之を會社編に收めることが妥當であり、且つ實際上に於ても便利である。我邦に於

て、最初の規定であるから、我邦の實情を調査した上、英法の私會社並に歐羅巴大陸諸國の有限責任會社の規定を參考して規定を定めるがよい。條文は必ずしも著しく多きを要しないと思ふ。

第三節 企業の聯合及合同

一、意義及種類 企業者の中會社組織のもの、就中製造、鑛山、運輸、保險等の事業を營む會社は、從來内外共に種々の聯合を組織したので、其主たる目的は相互に無益の競争を行ひ、共倒れと爲るのを防ぐのであつた。米國で有名な「プール」(Pool)や「トラスト」(Trust)「フュージョン」(Fusion)「獨逸で盛んに行はれる「カルテル」(Kartell)「インテレッセン、ゲマインシャフト」(Interessen Gemeinschaft)「大戦後に現はれた「コンツェルン」(Konzern)「英國の「オノラブル、アンダースタンディング」(Honourable understanding)「プール」(Pool)「トレード、アソシエイション」(Trade association)「コムバイン」(Combine)「コンソリテイション」(Consolidation)の如きは、即ち其重なる種類であるが、是等を綜合して大別すれば、「カルテル」か「トラスト」の中、孰れかに屬せしむることができる。「カルテル」(聯合)は普通生産者が賣價や、販路に關して無益の競争を避け、又過剰生産を防ぐ爲めに、貨物の生産高や、賣價、販路、原料の購買、貸銀、利益分配など、經營上の條件に關して協約するもので、汽船會社が運賃率を協定し、火災保險會社が火災保險料率を約束す

るが如きも、亦一種の「カルテル」である。即ち紡績なり、石炭なり、生絲なり、同種類の生産業者が市價低落、持荷滞積などの場合に、生産高を制限したり、賣價を協定したり、輸出組合を設けたりするのがそれで、多くは一定の期限を附した、短期の部分的結合であるから、各會社は依然其獨立を保ち、唯賣價なり、販路なり、又生産高なり、約束した事項に就てのみ制限されるに過ぎぬのである。而して契約に背いた者には相當の制裁を加へるのが普通であるが、假令同種類の生産者にもせよ、規模の大小、經營の巧拙、製品の不同、販路の廣狹、財政状態の相違など、種々違つた立場に在る者があるのと、元來市況不振の爲め、己むを得ず一時の目的で協約するのが多い爲めで、内外共に中途瓦解する例が尠くないのである。

之に反して「トラスト」(合同)は同種類、又は多少の關係を有する異種類の數多の會社が、形式上又は實質上、其獨立を失ひ、之を集合した一大企業を組織し、「トラスト」の本部は之に屬する事業の管理權を掌握するのである。其最も標準的のもので、嘗て米國に於て組織せられた形式は、加盟せんとする各會社の株式全部又は大部分を、數人より成立つ「トラスト」本部に提供し、其代りに「トラスト」證券を受取り、總支配權を此本部に收めたもので、一八八二年に成立した。有名な「スタンダード、オイル、トラスト」や、續て現はれた「ミシガン、ソールト、トラスト」「ホッキキ、トラスト」「パイプ、トラスト」「ステイール、トラスト」「シネガー、トラスト」なども、亦皆

此組織に依つたものである。元來米國では、此前から獨逸の「カルテル」に當る「プール」なる、賣價や販路の聯合があつたのであつたが、其規約を充分に履行することが困難であるのと、當時に於ても市場を獨占することは、國法の禁ずる所であつた爲め、「ロックフェラー」氏が前記のやうな組織を案出したのであつたが、是れ亦「シャーマン」の「トラスト」禁止法(Sherman Anti-Trust Act)に依つて禁止せられたので(一八九〇年)、今度は各會社は一旦解散し、是等を合同した一大新會社を組織し、従來の「トラスト」重役は更めて新會社の重役と爲り、總ての采配を振ることにしたので、依然「トラスト」の實體は存續することゝ爲つた。即ち「フエーション」なるもので、此他各會社が新に事業を營まぬ新會社を造り、之に其株式の大部分を譲渡して、此會社は單に所屬會社の配當金のみを収益としつゝ、總ての指揮を行ふもの(即ち持株會社)^{ホールディングカンパニー}、之と同様、既に存立する有力な一會社が、其本業を經營しつゝ、他の會社の株式を買收して、其支配權を收めて居るもの、社長重役などが共通であるか、又は親族子分を以てする場合なども、其目的が資本及經營を集中し、市場を獨占するに在るときは、是れ亦廣い意味の「トラスト」に入れることができる。要するに「トラスト」も亦無益の競争を避けるのが、其重なる目的の一つであるが、單に競争を避けるに止らず、各企業其ものを合同し、大規模經營より生ずる經費節減、新機械据附、勞働組合對抗などの利益を收め、更に進んで市場獨占の利得をも壟斷せんとするものである。故に「カルテル」のやうに、嘗

に同種の産業のみの聯合に止まらず、往々之に關聯する種々の事業、例へば製鋼「トラスト」が銑鐵會社、鑛山會社、石炭會社、鐵道會社等を買收し、所謂縱斷的合同 (Vertical combination) で、同種の事業の合同である水平的合同、即ち Horizontal combination に對す) を作ることに尠くないし、其生命も比較的長いのである。

縱斷的合同 「トラスト」の最初の形式は水平的のもの、即ち同種類の産業の合同であつて、縦のものには後に至つて現はれたのである。而して「トラスト」と云へば、普通横のものを指稱するのであるが、米國に於ても漸次縦のものが増加する傾向がある。其縦のものは横のものと獨立して行はれること、獨逸の「コンツェルン」のやうなものもあれば、又横の「トラスト」が縦のものを兼ねたのが尠くない。大連鎖店が幾多の製造所を所有するが如きは其の一例である。

企業の縦の合同 (寧ろ結合) を混合企業 (Kombination) と云ふ者もあるが、又後に述べる「コンツェルン」と同様に見て居る者もある (「ミツチェル」の如し)。併し「コンツェルン」は資本參與、利益協同契約 (又は委託契約) 等に依て、法律上獨立の企業が結合したものを總稱するのであるから、事實上混合企業 (即ち縦の合同) が多くても、他の種類のものも尠くないのである。例へば資本關係で結合されて居る「モルガン」の「コンツェルン」としては「ユー、エス、スチール」の外、「ディー、イー」や「ヂェネラル、モーターズ」や「ケネコット」のやうな幾つかの「トラスト」を包容し

て居るものもある。「スタンダード、オイル」、「アナコンダ」製銅會社、「ウェスチング」電機會社なども亦「ロックフェラー、コンツェルン」と謂はれて居る。獨逸に於て有名であつた「スチンネス、コンツェルン」(Stinnes Konzern) は元來石炭及鐵の合同であつたが、先づ電氣事業の有力なる合同である「シーメンス、シュッケルト」と利益協同を組織し (Siemens-Reinhold-Schuchert Union) 遂に褐炭、自動車、石油、製紙、電力、印刷及出版、海運、貿易、保險、銀行業などにも手を延ばしたのであつたが、之は一九二五年の夏崩壊した。

「マーチャー」(Merger) 米國では近頃「マーチャー」と言ふ言葉を用ひ、廣く「トラスト」や其他の企業の結合を指稱して居る。隨て縦の結合も含めば、「コンツェルン」も入るが、「カルテル」までは含まぬやうである。之を分て Horizontal, Vertical 及 Circular の三種とし、最後の循環的の結合は類似又は、補足的の産物の生産業と結合するものだとして居る。縦の結合が同一生産系統に屬する種々の階段を連結することは、縦の合同若くは混合企業と同様である。

獨逸の利益協同は同種又は異種の會社が稍寛大なる約束の下に、相互に妥協して利益を圖るもので、是れ亦一種の「カルテル」か若くは「トラスト」類似のものであつて (獨逸が戰前外國の銀行や、新聞社の實權を握りながら、其本部を本國に置き、依然外國人の名義、又は舊社名を稱へさせたのは、寧ろ「コンツェルン」であらう)、英國の「コムバイン」は多くは「カルテル」的のものである、が、亦「トラスト」に近いものも尠くない。聯合には又當に國內の同業者を結合するばかり

でなく、外國の會社と協約して運賃率を定めたり、販路を頒つたり、賣價を定めるものがある。即ち國際的聯合で、我邦の日本、寶田兩石油會社が嘗て外國の二大石油會社と協約した「石油カルテル」、北大西洋汽船同盟、獨、英、阿の「ダイナマイト、カルテル」、英米の煙草「カルテル」の如きは、即ち其例である。

國際「カルテル」は歐羅巴に於ては古くからあつたものであつて、一八七〇年代の蒼鉛「カルテル」や、一八八三年の「レール、カルテル」の如きは、其初期のものである。「レール」の聯合は重要線路が敷設を終つて、過剰生産を來した爲め、激烈なる競争を十年間繼續した後、獨、白、佛、英の四箇國間に組織せられたものである。併し例に依て繼續はしなかつたのである。爾來一八九六年迄に、金屬、藥品、染料、肥料、陶土など、種々の貨物の「カルテル」が四十餘に及び、大戰後は、各國購買力の減少に搦て加へて生産規模の擴張、技術の進歩などの爲め、生産會社は商品の販路を見出すに苦しみ、從來の如く通商條約に依て政治的に之を緩和することは、戦後の反目や、自給政策の爲め不可能と爲り、當業者は自から各自の私的契約に依り、活路を求めやうとしたので、俄然國際「カルテル」が増加したのである。(Dr. R. Lehmann, International Cartels, Combinds and Trusts, Ch. D)

最近の國際「カルテル」で有名なのは佛、獨、白、盧ルッセンブルグの四箇國が組織した歐洲鋼材「カルテル」であつて、是等四箇國の鋼材生産額は、米國を除いた世界總生産額の二分の一以上であるが、其輸出

額は三分の二を占め、戦後の過剰生産は自然賣崩の弊を生ずることゝ爲つたので、一九二六年四月一日より向ふ五箇年を限り、生産額を協定して制限することにしたのである。其他販路の協定、「ダビング」の禁止、價格の協定もあると云ふことであるが、之は公表はされて居ない。生産額は毎三箇月に、各國一名宛を出して組織した四名の委員會が決定し、共同基金として粗鋼一噸に付毎月一弗を拂込み、若し割宛額を超過すれば、別に一噸四弗宛徴收されるのである。

此外最近に於て存在する國際「カルテル」の重なるものは(一)歐羅巴軌條生産者組合(「Erma」、European Rail Makers Association)で、加入國は英、獨、佛、白、盧、澳、匈、「チェッコ」、丁抹、の九ヶ國(二)歐羅巴「アルミニウム」カルテル(英、佛、瑞西、伊、獨)(三)國際窒素「カルテル」(智利の外英、獨、佛、日等の八ヶ國)(四)國際人絹「カルテル」(殆んど全世界)(五)國際電球「カルテル」(英、獨、佛、伊、和、瑞典、瑞西、澳、匈、「チェッコ」及日本)(六)國際砂糖「カルテル」(馬、和、獨、白、匈、波、「チェッコ」)などである。此外金屬には鉛、亞鉛、銅、錫、「セメント」、「ダイヤモンド」等の協定があり、化學工業には膠、染料、硫酸、バルブなどがあり、藥品には沃度「キニーネ」、「サツカリン」などの「カルテル」もある。而して協定の範圍も單に生産とか價格、販路、販賣、輸出などに止るものもあれば、亦生産販賣、價格と販路、價格と原料購買など二種以上に及ぶものもある。又參加國も、佛蘭西と獨逸とか、英米とか、西班牙と伊太利とか、單に兩國

に止るものもあれば、亦前記のやうな廣汎のものもある。(有澤廣己「カルテル、トラスト、コンツェル」下(經濟學全集第四十七卷)。

最近獨逸に現はれた企業合同の一種に「コンツェルン」(Konzern)と云ふのがあつた。之は企業内部の結合であつて、之に屬する各會社は法律的には獨立を保つが、其生産技術的、管理技術的、産業的、特に財政的統一の爲めの結合である。四種の目的が總て同時に達せらるゝことを要しないが、財政的結合は最も必要である。之にも亦産業が同種類であるか、異種類であるかに依て、横斷的と縱斷的の區別がある。而して「コンツェルン」には中心と爲る大會社があつて、自然指導的な支配權を握るか、又は特に主腦會社(Dachgesellschaft oder Spitzengesellschaft)を組織するのである。此會社は完全な持株會社であるものもあれば、又有限責任會社で少資本を以て經營し、單に最高統帥機關として支配して居るものもある。隨て大體は「トラスト」式のものであるが、必ずしも市場の獨占を圖るものではないし、其中低度のもは「カルテル」に近いものもあるのである。

二、過去と近狀 米國の沿革は大體前に述べた如くで、現今に於ても鋼鐵、煙草、砂糖、銅、製革、石油、護謨、石炭、製紙など尤大なる「トラスト」が尠くないが、大戰後に至りて特に注目し値ひすることは、特に海外輸出を目的とする聯合又は合同は「シャーマン」條例の除外例として之を許すことにした點である。即ち一九一八年四月「ウェッブ、ボメリーン」條例(Webb-Pomerene

Act)なるもので、之を制定した目的は、從來獨逸其他の諸國が孰れも聯合的方法に依て、輸出を獎勵して居たに拘らず、米國は依然「シャーマン」條例に束縛せられ、海外競争上餘程不利の地位に立つて居つたから、此障礙を除くのが其目的の一であつたに相違ないが、平和克復後各國は更に尤大なる團結を作り、海外市場に競争せんとする形勢を看取し、依て以て將來に備へやうと試みたわけ、同時に之に伴ふ弊害を防がんが爲めに、聯合貿易委員會(Federal Trade Commission)の嚴重なる監督を加へることとしたのである。爾來銅輸出組並に北米製鋼會社など、此條例に依つて設立せられた聯合も少くないことである。最近に於ては、消費者の購買力に伴はない生産過剩を醸し、競争も亦隨て激しく爲つた結果、往時の如く獨占的高價を維持する目的で「トラスト」を作る空氣は減少し、主として生産費や配給費の節約に因り、廉價に供給することを目的として結合する傾向を生じ、自から會社の合同を促し、縱の結合も益々増加することゝ爲つた。原料生産者が直接消費者に接近して、其「グッドウィル」を獲得維持せんとする希望も、亦縱の結合を促す他の原因である。(W. R. Bassett—Operating Aspects of Industrial Mergers)

獨逸には今から凡そ百年以前に鐵道貨率や、保險料率の聯合があつたが、生産業に之を見たのは一八六〇年製鹽業者の組織したのが始めて、間もなく、葉鐵や石炭の聯合が成立したが、最も盛んに組織されたのは一八七〇年後の十數年で、殊に一八八〇年の後半期である。ツマリ戦捷後企業勃

興に伴ふ過剰生産と物價低落、之に伴ふ販賣上の激烈なる競争、之を救済せんが爲めの保護關稅法の制定などに因るのである。聯合した事業の種類は矢張石炭、製鐵、金屬工業、纖維工業、皮革、製紙、化學工業などであつた。其後景氣恢復期に於ても、聯合の利益は特に減少しないので、其數は増加しつゝあつた。此間消費者の非難もないではなかつたが、大戰前はまだ法律を以て取締るには至らなかつた。而して大戰前の獨逸に於ては、米國の「トラスト」のやうな企業の集中は現れず、唯電氣事業や化學工業の方面に會社の吸收は行はれたが、それも「トラスト」ではなかつた。其所以は政府や民衆が反對した爲めではなく、企業家は各獨立しつゝ、「カルテル」か「コンツェルン」程度の聯合で充分だと信じたからである。が併し他の原因は獨逸の經濟事情にも因るのである。即ち米國などの如く自然の富源が多くて利潤率の高い國と異り、富源に制限がある上、人口は比較的稠密である爲め、企業の競争が一層激烈と爲り、利潤率は益低下する。市場の範圍が狭くて生産費は高く爲るのであつて、英國の如く尨大なる植民地と海外投資があつて、商工業が均一に發達した國とも異なるのである。即ち「カルテル」に依て生産高を制限したり、價格や販路を協定する必要がある所以であつて、斯ふした事情が聽て「トラスト」の程度に合同する必要を少くした所以である。一方に於て民衆は政府を信賴し、政府は有力なる地位に立つからして、公益を害する場合には、政府が干渉するものと信じ、從來特に「カルテル」を制限する法律は存在しなかつた(二、三特別法

の外)。是も亦企業の聯合が増加した他の理由である。

世界大戰は一般に交戰國に於ける企業の集中を促したのであるが、獨逸に於ても政府は「カルテル」に依存し、之を獎勵した。然るに大戰後に於ては財界及物價の變動甚しく、「カルテル」は却て厄介視され、「條件カルテル」などの外、大部分消滅することゝ爲り(一九一八—一九二四年)、學者は此時代を「カルテル」の死亡時代(Kartellsterben)と云ふて居る。此時代は「カルテル」が最も不人望の時期であつて、扱こそ後に述べるやうな制限法が制定されたわけである。而して此時代に企業の合同が熾んに行はれ、「コンツェルン」は著しく増加したが、「コンツェルン」は「カルテル」の拘束を受けることを快しとしなかつたから、此方面からも「カルテル」契約は弛緩して來たのである。此時代に「コンツェルン」其他企業の結合が増加した理由は、(一)獨逸が割讓した「アルサス、ローレイン」や「ツァール」地方に在る鑛山や工場の所有者は政府から賠償金を收めた爲め、之を以て獨逸の他の地方の企業を買収したのと(二)極端なる「インフレーション」の結果、借入金で買収しても有利と爲つたからである。其結果原料の獲得に不利を生じたことも亦他の原因と爲つた。而して「コンツェルン」も單に同一生産系統の企業を合併するに止つて居れば、弊害も少かつたのであるが、全然縁故のない事業まで包容するやうなもの(例へばスチンネス)もあり、馬克の安定は財界の「クライシス」を生じ、負債の負擔は過重と爲り、「コンツェルン」は漸次崩壞して、再び

「カルテル」の時代と爲つて今日に至つたわけである。即ち「コンツェルン」の死亡時代（Konze-
nsterben）であつて、一九二五年以後は、資金や借入能力の利用若くは原料の確保は最早問題では
なく、却て競争力の強化と生産費の低減（競争上の費用を含む）を重要視することゝ爲つた。即ち
大規模生産と特殊化の利益を収めることを目的とし、「カルテル」は市場を調節し、且つ販賣費を省
き、一方「トラスト」的の横の合同が生産額の増加、標準化、特殊化、竝に極端なる分業などに依て、
生産費の節約を圖つて居るのである。石炭「カルテル」は染料「トラスト」と竝立し、加里「カル
テル」が鋼鐵「トラスト」と竝行し、兩種相竝んで發展せんとしつゝあるのが獨逸の現状である。
而して是等は各勢力範圍を擴張せんとする結果は國際的と爲るわけであるが、それは單に獨逸の國
土が狭いばかりではなく、一つは媾和條約の爲め、企業の聯絡が斷ち切られた結果である（例へば
「ローレイン」の鐵と鑛は「ルール」の石炭及「コークス」と離れた爲め、國際協約を必要とする
如くである）。（R. K. Michels-Cartels, Combines and Trusts in Post-War Germany, Ch. I & II.）

翻て英國を觀るに、聯合の盛んに起るやうに爲つたのは、大戰十數年前からで、古く石炭や海運
業者の聯合が造られたこともあつたが、鐵、鋼、纖維工業、織物、化學工業、製粉、煙草など重要
生産業者の間に聯合を見るに至つたのは、一八九〇年代の末頃からである。製鐵などは明かに米獨
協同的競争に對抗せんが爲めに造られたものであるが、其他のものも、是等兩國の制度に倣つて起

つたものであらうと思ふ。英國の聯合中特に注意すべきは製造業、卸賣業、竝に小賣商の縦斷的聯
合で、ツマリ各自の競争の外、大規模の百貨店や消費組合などの競争に耐へず、藥品、文房具、馬
具商などが組織した委員制度の聯合である（米國にも此種類の聯合はある）。而して英國に於ける聯
合の氣運は、大戰に入りてより一層促進せられた形跡があつて、鐵及鋼の「コムバイン」だけでも
三十五に及び（是等の多くは永久的又は時々の賣價聯合である）、化學工業は二大合同に掌握せられ、
電氣工業には資本金三千三百萬磅で、種々の事業を包容する一大聯合があり、其他石鹼、草履、壁
紙「セメント」、織物工業などにも種々の聯合があつて、政府は一九一八年の春、特に「トラスト」
調査委員を擧げて其利害を研究させることに爲つたのである。戰爭中聯合を促した原因は（一）生
産販賣上に於ける大生産の利益の外（二）政府が諸種の貨物の市價を公定したり、原料品の使用を
制限したりする便宜上、諸工業の代表者を會合させたこと（三）商工業者は、戦時の義務を果すた
め、競争者も寄々會合したこと（四）超過利得税の一影響として、有利の大會社が小會社を買收し
たこと（五）、機械に依りて製作さるゝ貨物の形式、見本、大さが著しく標準化（所謂規格統一）す
ることに爲つたことなどである。
スタンダーライゼーション

是等聯合の初の目的は、國內に於ける競争の弊害を除く爲めであつたが、其後漸く輸出政策の一
手段として利用せらるゝやうに爲り、米獨の如く國內に於て高價に販賣し、輸出先に於て廉賣を試

み、斯くて外國競争品を壓倒しやうとしたのであるが、近年は市場調査と貿易進捗の二つの目的を以て、大規模の團體を組織するものが現はれ、銀行の合同若くは貿易銀行の設立と相俟て、販路開拓に努力するやうに爲つたのである。英國工業聯合會 (The Federation of British Industries, F. B. I.) の如きは其適例の一つである。其他伊太利、西班牙、和蘭、白耳義、瑞西、露西亞など、歐洲諸國は云ふまでもなく、南米、濠洲、印度など、苟も近世的大工業の存する所には、多少聯合又は合同を見ざる國なしと云ふ有様である。

日本でも最近二十年來企業集中の傾向が著しく現はれるやうに爲つたが、多くは生産制限や賣價などの聯合で、合同的のものは割合に少いのである。多くは日清、日露の戦後好況時代に伴ふ景氣時代の切抜策として現はれたものである。世界大戦後の不況時代にも、亦種々の方面に聯合又は合同の氣勢が盛んになつたやうである。日本、寶田二大石油會社の合併、大汽船會社の合同談(之は株式の吊上策かも知れぬが)などは其著しいもので、製絲業者の賣價協定、生産制限、綿絲紡績會社や九州石炭坑主の生産制限、農家の米價協定、銀行の預金率協定などは聯合の適例である。

其他製造業の「カルテル」の主なもの、鐵鋼業、製鋼業、「セメント」、砂糖、製粉、製紙、電球、石油、罐詰、曹達及晒粉、人絹、絹絲紡績、羊毛、製麻などである。

〔參考書〕 我邦の「カルテル」に關する參考書は(一)野田豊「經濟團體」(二)松尾晋次郎「我邦商工業の現在及將來」(三)

依田信太郎「事業經營の新勢」(四)美濃部亮吉「カルテル・トラスト・コンツェルン」下(經濟學全集第四十七卷)(五)小島昌太郎「我邦主要産業に於けるカルテル的統制」(東洋經濟新報社)「日本經濟年報」第十八輯

三、聯合の起因 企業の聯合(及び合同を含む、以下亦然り)は、内外共に、多くは市場好況、事業擴張の後、市價暴落、生産過剰、自殺的競争等の餘に成つたものであるが、又資本經營を集中し、經費を節約し、生産能力を増加し、市場を獨占する爲め、若くは輸出策として起つたものもなほではない(之は殊に合同に多い)。兎に角是等の聯合が勃興するに至つた原因は、次の如くである。

(一)企業の組織が益大規模と爲り、隨て資本の固定額が増加するに隨て、經濟界の不況時代に入つても、俄に之を收縮することが困難で、損失を忍びつゝ生産を繼續し、規模の大なるだけ其損失高も亦尠くないこと。

(二)市場が内外に亘つて擴張せられ、需要高も又供給量も不明なる上、市價を左右する原因が増加し、自然過剰生産に陥り易く、加ふるに前記(一)の如き原因が伴ふものであるから、企業上の不安が増加するやうに爲つたこと。

(三)近世の生産業は同様の原料を用ひ、同様の機械に依りて、相類する貨物を多量に生産する爲め、販賣上の競争も亦激烈を加ふるに至つたこと。

(四)企業が集中せられ、各種の産業が漸次少數の大會社の手に收めらるゝやうに爲つた爲め、競

争が益を激しく爲つて來たこと。又少數の大會社が聯合すれば市場を左右し得るやうに爲つたこと。

(五)運輸交通の便が發達し、廣大なる地域に亘り聯合を組織する上に便なること。

(六)産業保護の爲め高率の關稅を賦課する政策を行ふ國が多いので、外國品の競争を防ぐことができ、内地の重なる會社が團結すれば市場を左右することができ、英國の經驗に依ると、總產出額の八割以上を占むる必要がある)、自然合同の氣運を助長するやうに爲つたこと。但し英國の如き自由貿易國にも、聯合や合同が尠くないのを見ると、此條件は必ずしも必然的ではないのであるが、高率關稅が合同に便利なことは事實である。

(七)輸出獎勵策の盛んに爲つたこと。歐洲大戰中並に戦後に亘り、歐洲諸國は其市場恢復、經濟力増加の目的から、又米國は之に對抗して敢て譲らない決心から、前述のやうに、種々の輸出聯合を組織し、政府も亦之を獎勵する政策を採るやうに爲つたこと。

(八)英國などでは、戦時中政府が産業を管理し、或は消費を制限する必要上、軍需省などが各事業の有力者を會合させ、是等に圖つた事が、管理撤廢後に至り、聯合を造らせる原因と爲つたといふことである。

(九)銀行業の勃興。内地産業、海外貿易共に金融機關の後援がなければ發達し難いものであるが、此銀行業も亦漸次規模を大にし、合併するやうに爲つた爲め、之を利用する會社も亦漸く合同する

やうに爲つたこと。

(十)會社合併の場合には、其斡旋者は混水法 (Watering) などに依り、特別の利益を受けることが出来る爲め、單に合併せんが爲めに合併する者もあること。

(十一)労働組織の範圍が益擴張せられ、其勢力愈増大し、一般の思想も亦漸く資本家階級に不利と爲る傾向がある爲め、此勢力に對抗する必要を感じたこと。元來労働組合は資本家、殊に其聯合に對抗する爲めに起つたものであるが、現今のやうな猛烈な勢力と爲つては、資本家側も益聯合を廣くし、且つ強くする必要がある。

四、聯合の利害 企業者が聯合又は合同を組織する所以は、損失破綻を避けんとする自衛策か、又は市場獨占の利益を獲んとするに在るから、聯合自體には利益があるに相違はない。固より加盟者の規模の大小や、經營法の巧拙もあるから、總ての加盟者が一樣の利益を收め得るものでないし、又已むなく加盟を強いられ、或は強制的に買收せられたものなどは、加盟前に比し却て不利益の地位に立つ者もあるであらうが、茲に述べんとする利害は、聯合當事者の立場からではなく、聯合が一般國民經濟上、若くは他の同業者又は或る階級の者に及ぼす影響如何に在る。

【甲】聯合の利益 聯合の重なる目的は無益の競争を避くるに在る。自由競争は改良進歩の母であるから、或程度まで必要であつて、特權會社だの專賣だのは、弊害の生じ易いものであることは、